

令和4年3月修正

添田町地域防災計画

添田町防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的・性格等

- 第1節 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 添田町の概況

- 第1節 自然的社会的環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第2節 本町災害の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 防災関係機関等の業務大綱

- 第1節 実施責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱・・・・・・・・ 4
- 第3節 町民及び企業等の基本的責務・・・・・・・・・・・・ 15

第4章 計画の運用等

- 第1節 平常時の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第2節 災害時の運用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 第3節 計画の周知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

- 第1節 治水治山の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 第2節 土砂災害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 第3節 火災の予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 第4節 防災空間の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 第5節 建築物及び文化財等の災害予防・・・・・・・・・・・・ 28
- 第6節 水道施設の災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 第7節 道路施設の災害予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第2章 町民等の防災力の向上

- 第1節 町民が行う防災対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第2節 自主防災体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第3節 企業等防災対策の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 第4節 防災知識の普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 第5節 防災訓練の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 第6節 町民の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節	広域応援・受援体制の整備	46
第2節	防災施設・資機材等の整備	47
第3節	災害救助法等の運用体制の整備	50
第4節	気象等観測体制の整備	51
第5節	情報管理体制の整備	51
第6節	広報・広聴体制の整備	53
第7節	二次災害の防止体制の整備	54
第8節	避難体制の整備	54
第9節	交通輸送体制の整備	59
第10節	帰宅困難者支援体制の整備	60
第11節	保健医療活動の調整	60
第12節	要配慮者安全確保体制の整備	61
第13節	集落の孤立化対策	67
第14節	災害ボランティアの活動環境等の整備	68
第15節	災害備蓄物資等の整備・供給	69
第16節	住宅の確保体制の整備	72
第17節	保健衛生・防疫体制の整備	72
第18節	災害廃棄物処理体制の整備	72
第19節	農業の災害予防	73
第20節	町における業務継続計画	73

第3編 災害応急対策計画

第1章 活動体制の確立

第1節	組織体制の確立	74
第2節	配備及び動員体制の確立	78
第3節	自衛隊の災害派遣要請	79
第4節	応援要請	82
第5節	災害救助法の適用	84
第6節	要員の確保	85
第7節	災害ボランティアの受入れ・支援	86

第2章 災害対策応急活動

第1節	防災気象情報等の伝達	88
第2節	被害情報等の収集伝達	95
第3節	広報・広聴	96
第4節	避難対策の実施	99

第 5 節	水防対策の実施	1 1 0
第 6 節	消防活動	1 1 0
第 7 節	救出活動	1 1 1
第 8 節	医療救護	1 1 2
第 9 節	飲料水の供給	1 1 3
第10 節	食料の供給	1 1 5
第11 節	生活必需品等の供給	1 1 6
第12 節	交通対策の実施	1 1 7
第13 節	緊急輸送の実施	1 1 8
第14 節	保健衛生、防疫、環境対策	1 1 9
第15 節	要配慮者の支援	1 2 2
第16 節	安否情報の提供	1 2 3
第17 節	集落の孤立化対策	1 2 4
第18 節	遺体の搜索収容及び火葬	1 2 5
第19 節	障害物の除去	1 2 7
第20 節	文教対策の実施	1 2 9
第21 節	住宅の確保	1 3 1
第22 節	災害廃棄物等の処理	1 3 5
第23 節	水道施設の災害応急対策	1 3 7
第24 節	道路施設の災害応急対策	1 3 8
第25 節	土砂災害の応急対策	1 3 8
第26 節	二次災害の防止	1 3 9
第27 節	農業施設等の災害対策	1 4 0

第4編 震災応急対策計画

第1章 計画の目的等

第 1 節	目的	1 4 1
第 2 節	県内地震災害の特色	1 4 1
第 3 節	災害の想定	1 4 1

第2章 重点的に取り組むべき対策

第3章 災害予防計画

第 1 節	基本方針	1 4 6
第 2 節	地域の防災化	1 4 6
第 3 節	建築物等の安全化	1 4 7
第 4 節	土木防災施設の安全化	1 4 8
第 5 節	避難体制の整備	1 4 8

第4章 災害応急対策

第1節	組織体制の確立	150
第2節	配備及び動員体制の確立	150
第3節	地震関連情報等の伝達	152
第4節	二次災害の防止	153
第5節	救出活動	154

第5編 復旧・復興計画

第1章	復旧・復興の基本方針	156
-----	------------	-----

第2章 災害復興事業の推進

第1節	復旧事業計画	157
第2節	激甚災害の指定	158

第3章 被害者等の生活再建等の支援

第1節	罹災証明書の発行	160
第2節	被害者台帳の整備	160
第3節	生活相談	162
第4節	女性のための相談	162
第5節	雇用機会の確保	162
第6節	義援金品の受付及び配分等	163
第7節	生活資金の確保	163
第8節	租税の徴収猶予、減免等	166
第9節	災害弔慰金の支給等	167
第10節	災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発	168

第 1 編 総 則

第 1 章 計画の目的・性格等

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、本町の地域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関し、防災関係機関及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災関係機関、町民がその有する全機能を有効に発揮して町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害が最小限となるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに町民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、その被害を軽減していくべく、町民が自ら災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開を図る。

第 2 節 計画の性格

- 1 この計画は、国の防災基本計画及び福岡県地域防災計画との整合性を図り、策定する添田町地域防災計画である。
- 2 この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災関係機関の関係ある事項について、必要があると認められるときはこれを補完して修正し、添田町防災会議に計画の修正案を提出する。
- 3 この計画は、添田町が実施責任を有するものであり、平常時から研究、訓練等を行なうなどしてこの計画の習熟に努めるとともに、町民に対し、この計画の周知を図り、計画の効果的な運用に努める。
- 4 計画の具体的実施に当たっては、防災関係機関と相互に連携を保ち、総合的な効果が発揮できるように努める。
- 5 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき策定する「添田町水防計画」とも十分な調整を図る。

第2章 添田町の概況

第1節 自然的社会的環境

1 位置

本町は福岡県の東南部に位置し、北緯33度26分、東経130度49分の間で総面積132.10km²である。

地区別面積及び人口

令和3年4月1日現在

地区名	面積 (km ²)	世帯数 (戸)	人口 (人)	備考
津野	36.90	212	435	
英彦山	39.55	60	115	
落合	14.39	282	541	
梶田	3.16	112	223	
野田	2.91	174	370	
添田	9.12	1,867	3,660	
庄	4.32	1,377	2,780	
中元寺	21.75	529	1,118	
計	132.10	4,613	9,242	

2 地勢

本町は山地が約70%を占め、東西13km、南北16kmで南端にそびえる北九州の最高峰英彦山(1199.6m)山系をもって大分県と境にし、これより南北に走る山脈によって京都郡と接し、南西にのびる釈迦ヶ岳、大日ヶ岳、戸谷ヶ岳の連山によって朝倉郡及び嘉麻市と接している。これらの山地は北方に向かって徐々にひらけ、その間を三つの川が流れ、町の中央部を彦山川が、西側の中元寺地区を中元寺川が、また東側の津野地区を今川が貫流し、また中元寺川・今川にはダムが建設され、洪水期の水量調整はもとより農工業用水や飲料水としても利用されており、これら三つの水系はいずれも清流で町の豊富な水資源となっている。

なお、この河川に沿う一帯は、古くから農耕地として開けている。

3 地質条件

町内の地質は大別すると、南部から北部にかけてほぼ帯状に安山岩と安山岩質角礫岩・花崗閃緑岩・田川変成岩・黒雲母花崗岩となっており、英彦山一帯の主要部は豊肥活動によって噴出堆積した筑紫溶岩層(安山岩質)と耶馬溪溶岩層(安山岩質角礫岩)となっている。

梶田・灰田から北方の庄・真木及び添田西・岩瀬・伊原の一部が古第三紀層でいわゆる石炭を埋蔵している地域でボタ山跡地が存在し、中元寺と灰田附近には火山灰層があり、特に中元寺トンネル附近には厚く堆積している。

また断層線として町北部の岩石山西側山麓から上落合・吉木方面にかけて直線状に小倉一日田構造線が走っている。

下落合屋形原から、この構造線より分岐する駒啼断層が、下中元寺の大瀬子付近にも5か所の断層谷があり、英彦山一帯にも小規模な断層が発見されている。

地形上での造陸運動の一つの証拠となる河岸段丘は小規模で彦山川上流の上落合二又より緑川・吉木附近にかけてと、今川上流の上津野附近に非対称の段丘面が少し見られる程度である。

4 気象

本町は筑豊盆地に属し、昼と夜、夏と冬の気温差が大きく、英彦山地区では年間平均気温が12℃以下、その他の農村地域では12℃から14℃以下、平坦部では14℃から16℃以下の気温であり、雨量については県下で最も多く、年間2,200mm～2,600mm程度の降雨量があり、平成17年9月6日には、津野油木雨量観測所で観測史上最大となる日降水量395mmを記録している。

第2節 本町災害の特性

1 気象災害

本町における主な気象災害は、台風及び梅雨前線、冬期の積雪による被害があげられる。

このうち従来からの全般的な災害から見ると、梅雨期における集中豪雨による被害がもっとも多く、本町一帯は花崗岩及び砂質土壌地質が多く、また、一部には火山灰地質もあり、水害特に山崩れと河川堤防、農地等の流埋没等の発生が著しい。

平成29年7月5日には昼頃から夜にかけて、九州北部では局地的に猛烈な雨が降り、重大な災害が発生する危険が高まっているとして、気象庁は同日夕方以降、福岡県と大分県に相次いで大雨特別警報を発表した。

九州では、特別警報が発表されるのは、平成25年の運用開始以来初めてで、気象庁はこの豪雨を「平成29年7月九州北部豪雨」と命名した。

この豪雨により福岡県朝倉市や東峰村、大分県日田市で甚大な被害が発生し、本町においても人的被害は無かったものの、住家被害27棟(全壊1棟を含む)、非住家被害65棟、道路被害29箇所、橋梁被害6橋(流失1橋を含む)、河川被害92箇所、林道被害15箇所、農地関係被害117箇所、山林被害41箇所の被害が発生した。

2 炭鉱災害

ボタ山跡地の地すべり、陥没等鉱山における災害も本町災害の特性の一つである。

3 地震

福岡県は国内でも比較的有感地震の発生が少ない地域であったが、2005年3月に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖(当時の震央地名は福岡県西方沖)を震源とする最大震度6弱の地震(深さ9km、マグニチュード7.0)の発生により、死者1名、負傷者1,000名以上を記録した。本町においても震度5弱を記録している。

第3章 防災関係機関等の業務大綱

第1節 実施責任

第1項 添田町防災会議

添田町防災会議は、町長を会長として災害対策基本法第16条及び添田町防災会議条例に規定する機関の長等を委員として組織するもので、町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互の連絡調整、非常災害時の緊急措置の計画策定及び実施の推進を行う。

1 会長 町長

2 委員

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めて任命する者

第2項 実施責任

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、その地域並びに町民の生命、身体、財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町・消防団・消防本部

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
添田町	(災害予防) ・ 防災会議に係る事務 ・ 添田町災害対策本部等防災対策組織の整備 ・ 防災施設の整備 ・ 防災に係る教育、訓練 ・ 県及び防災関係機関との連絡調整 ・ 他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄 ・ 生活必需品、食料等の備蓄 ・ 給水体制の整備 ・ 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導 ・ 住民の自発的な防災活動の促進 ・ 災害危険箇所の把握 ・ 各種災害予防事業の推進

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
添田町	・ 防災知識の普及 ・ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保 ・ 企業等の防災対策の促進 ・ 企業等の協力の確保についての協定の締結 ・ 災害ボランティア受け入れ体制の整備 ・ 帰宅困難者対策の推進 （災害応急対策） ・ 水防、消防等応急対策 ・ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 ・ 避難情報の発令及び避難者の誘導並びに指定緊急避難場所・指定避難所の開設 ・ 災害時における文教、保健衛生 ・ 災害広報及び被災者からの相談 ・ 被災者の救難、救助その他の保護 ・ 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他の被災者保護 ・ 復旧資機材の確保 ・ 災害対策要員の確保・動員 ・ 災害時における交通、輸送の確保 ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施 ・ 関係防災機関が実施する災害対策の調整 ・ 災害ボランティアの活動支援 ・ 所管施設の被災状況調査 （災害復旧） ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良 ・ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付等災害融資等 ・ 被災者生活再建支援制度に係る事務 ・ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置 ・ 義援金品の受領、配分
添田町消防団	（災害予防） ・ 団員の能力の維持・向上 ・ 町及び消防本部が行う防災対策への協力 （災害応急対策） ・ 消防活動 ・ 救助・救急活動 ・ 避難活動 ・ 行方不明者の搜索 ・ 町及び消防本部が行う防災対策への協力
田川地区消防本部	（災害予防） ・ 消防力の維持・向上 ・ 市町村と共同での地域防災力の向上

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
田川地区消防本部	(災害応急対策) ・ 災害情報の収集・伝達 ・ 消防活動 ・ 救助救急活動 ・ 避難活動 ・ 行方不明者の搜索 ・ その他災害対策本部長が要請する災害応急対策

2 県及び警察本部

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
県	(災害予防) ・ 防災会議に係る事務 ・ 災害対策本部等防災対策組織の整備 ・ 防災施設の整備 ・ 防災に係る教育、訓練 ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整 ・ 他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結 ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄 ・ 生活必需品、食料等の備蓄 ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 ・ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言 ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保 ・ 防災知識の普及 ・ 要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保 ・ 消防応援活動調整本部 ・ 企業等の防災対策の促進 ・ 企業等の協力の確保についての協定の締結 ・ 災害ボランティア受け入れ体制の整備 ・ 保健衛生・防疫体制の整備 (災害応急対策) ・ 災害予警報等情報の収集・伝達 ・ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整 ・ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施 ・ 災害救助法に基づく被災者の救助 ・ 災害時の防疫その他保健衛生 ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整 ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置 ・ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置 ・ 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付 ・ 自衛隊の災害派遣要請

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
県	・ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物の除去 ・ 災害ボランティアの活動支援 ・ 福岡県所管施設の被災状況調査 ・ 帰宅困難者対策の推進 (災害復旧) ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の災害復旧及び改良 ・ 物価の安定 ・ 義援金品の受領、配分 ・ 災害復旧資材の確保 ・ 災害融資等
警察本部	(災害予防) ・ 災害警備計画 ・ 警察通信確保 ・ 関係機関等の連絡協調 ・ 災害装備資機材の整備 ・ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言 ・ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言 ・ 防災知識の普及 (災害応急対策) ・ 災害情報の収集及び伝達 ・ 被災実態の把握 ・ 被災者の救出及び負傷者等の救護 ・ 行方不明者の調査 ・ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導 ・ 不法事案等の予防及び取締り ・ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒 ・ 避難路及び緊急交通路の確保 ・ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保 ・ 広報活動 ・ 遺体の見分・検視

3 指定地方行政機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州管区警察局	(災害予防) ・ 警備計画等の指導 (災害応急対策) ・ 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整 ・ 広域的な交通規制の指導調整 ・ 他の管区警察局との連携 ・ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整 ・ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整 ・ 警察通信の運用 ・ 津波警報・注意報の伝達

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
福岡財務支局	(災害応急対策) ・ 災害時における金融機関に対する緊急措置の指示・調整 ・ 国有財産の無償貸付け等の措置 (災害復旧) ・ 地方公共団体に対する災害融資 ・ 災害復旧事業の査定立会い等
九州厚生局	(災害応急対策) ・ 災害状況の情報収集、通報 ・ 関係職員の現地派遣 ・ 関係機関との連絡調整
九州農政局	(災害予防) ・ 米穀の備蓄 ・ 防災体制の指導及び農地防災事業の推進 ・ 農地保全施設の管理体制の強化、指導 (災害応急対策) ・ 応急用食料の調達・供給 ・ 農業関係被害の調査・報告 ・ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等 ・ 種子及び飼料の調達・供給 (災害復旧) ・ 被害農業者等に対する融資等 ・ 農地・施設の復旧対策の指導 ・ 農地・施設の復旧事業費の査定 ・ 土地改良機械の緊急貸付け ・ 被害農林漁業者等に対する災害融資 ・ 技術者の応援派遣等
九州森林管理局 (福岡森林管理署)	(災害予防) ・ 国有保安林・治山施設の整備 ・ 林野火災予防体制の整備 (災害応急対策) ・ 林野火災対策の実施 ・ 災害対策用材の供給 (災害復旧) ・ 復旧対策用材の供給
九州経済産業局	(災害予防) ・ 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等 (災害応急対策) ・ 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保 ・ 罹災事業者業務の正常な運営確保 ・ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保 (災害復旧) ・ 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保 ・ 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州産業保安監督部	(災害予防) - 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進 (災害応急対策) - 鉱山における応急対策の監督指導 - 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保
九州運輸局 (福岡運輸支局)	(災害予防) - 交通施設及び設備の整備 - 宿泊施設等の防災設備 (災害応急対策) - 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導 - 災害時における所管事業に関する情報の収集 - 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 - 災害時における輸送分担、連絡輸送及び物資輸送拠点等の調整 - 緊急輸送命令
大阪航空局 (福岡空港事務所及び 北九州空港事務所)	(災害予防) - 指定地域上空の飛行規制等その周知徹底 - 航空通信連絡情報及び航空管制の整備 (災害応急対策) - 災害時における航空機輸送の安全確保 - 遭難航空機の捜索及び救助活動災害時における輸送
第七管区海上保安部	(災害予防) - 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導 - 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導 (災害応急対策) - 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達 - 海難の救助及び危険物等の海上流出対策 - 人員及び救助物資の緊急海上輸送 - 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持 - 海上の流出油に対する防除措置
福岡管区気象台	(災害予防)・(災害応急対策) - 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表 - 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説 - 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 - 地方公共団体が行う防災対策の技術的な支援・助言 - 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
九州総合通信局	(災害予防) - 非常通信体制整備 - 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州総合通信局	・ 災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸出し (災害応急対策) ・ 災害時における電気通信の確保 ・ 非常通信の統制、管理 ・ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
福岡労働局	(災害予防) ・ 事業場における災害防止のための指導監督 ・ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚 (災害応急対策) ・ 労働者の業務上・通勤上の災害補償 (災害復旧) ・ 被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋
九州地方整備局	国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置とする。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応の実施 (災害予防) ・ 気象観測通報についての協力 ・ 防災上必要な教育及び訓練等 ・ 災害危険区域の選定又は指導 ・ 防災資機材の備蓄、整備 ・ 雨量、水位等の観測体制の整備 ・ 道路、橋梁等の耐震性の向上 ・ 水防警報等の発表及び伝達 ・ 港湾施設の整備と防災管理 (災害応急対策) ・ 洪水予警報の発表及び伝達 ・ 水防活動の指導 ・ 災害時における交通規制及び輸送の確保 ・ 災害広報 ・ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導 ・ 緊急物資及び人員輸送活動 ・ 海上の流出油に対する防除措置 ・ 監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供 ・ 災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与 ・ 国土交通省所管の施設の被災状況調査 ・ 通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保） ・ 市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援協力

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州地方整備局	(災害復旧) - 被災公共土木施設の復旧事業の推進 - 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導
九州防衛局	(災害応急対策) - 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 - 災害時における自衛隊及び米軍部隊との連絡調整の支援
国土地理院 九州地方測量部	(災害応急対策) - 災害時における地理空間情報の整備・提供 (災害復旧) - 復旧・復興のための公共測量における指導・助言
九州地方環境事務所	(災害予防) - 所管業務に係る情報収集・提供及び連絡調整 - 環境監視体制の支援 (災害復旧) - 災害廃棄物等の処理対策

4 自衛隊

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自 衛 隊	(災害予防) - 災害派遣計画の作成 - 地域防災計画に係る訓練の参加 (災害応急対策) - 災害派遣による県・市町村その他防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力

5 指定公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
九州旅客鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株)	(災害予防) - 鉄道施設の防火管理 - 輸送施設の整備等安全輸送の確保 - 災害時における緊急輸送体制の整備 (災害応急対策) - 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送 - 災害時における鉄道通信施設の利用 (災害復旧) - 被災鉄道施設の復旧事業の推進
西日本電信電話(株) (福岡支店) NTTコミュニケーションズ(株) KDDI(株) (株)NTTドコモ (九州支社) ソフトバンク(株)	(災害予防) - 電気通信設備の整備と防災管理 - 応急復旧用通信施設の整備 (災害応急対策) - 津波警報、気象警報の伝達 - 災害時における重要通信 - 災害関係電報、電話料金の減免

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本銀行 (福岡支店・ 北九州支店)	(災害予防)・(災害応急対策) - 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 - 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 - 金融機関の業務運営の確保に係る措置 - 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 - 各種措置に関する広報
日本赤十字社 (福岡県支部)	(災害予防) - 災害医療体制の整備 - 災害医療用薬品等の備蓄 (災害応急対策) - 災害時における医療助産等救護活動の実施 - 避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力
日本放送協会 (福岡放送局)	(災害予防) - 防災知識の普及 - 災害時における放送の確保対策 (災害応急対策) - 気象予警報等の放送周知 - 避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保 - 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 - 災害時における広報 (災害復旧) - 被災放送施設の復旧事業の推進
西日本高速道路(株)	(災害予防) - 管理道路の整備と防災管理 (災害応急対策) - 管理道路の疎通の確保 (災害復旧) - 被災道路の復旧事業の推進
日本通運(株) (福岡支店) 福山通運(株) 佐川急便(株) ヤマト運輸(株) 西濃運輸(株)	(災害予防) - 緊急輸送体制の整備 (災害応急対策) - 災害時における救助物資等の緊急輸送の協力 (災害復旧) - 復旧資機材等の輸送協力
九州電力(株)	(災害予防) - 電力施設の整備と防災管理 (災害応急対策) - 災害時における電力の供給確保 (災害復旧) - 被災電力施設の復旧事業の推進
西部ガス(株)	(災害予防) - ガス施設の整備と防災管理 - 導管の耐震化の確保

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西部ガス(株)	(災害応急対策) ・ 災害時におけるガスの供給確保 (災害復旧) ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進
日本郵便(株) (九州支社)	(災害予防) ・ 災害時における郵政事業運営 ・ 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱、援護対策及びその窓口業務の確保

6 指定地方公共機関

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
西日本鉄道(株) 筑豊電気鉄道(株)	(災害予防) ・ 鉄道施設の防火管理 ・ 輸送施設の整備等安全輸送の確保 ・ 災害時における緊急輸送体制の整備 (災害応急対策) ・ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送 ・ 災害時における鉄道通信施設の利用 (災害復旧) ・ 被災鉄道施設の復旧事業の推進
福岡国際空港(株)	(災害予防) ・ 空港機能維持のための予防 ・ 空港施設・設備の応急点検体制の整備 (災害応急対策) ・ 災害時における航空機輸送の安全確保と空港機能の確保 (災害復旧) ・ 被災空港施設・設備の復旧事業の推進
公益社団法人 福岡県トラック協会	(災害予防) ・ 緊急・救援輸送即応体制の整備 (災害応急対策) ・ 緊急・救援物資等の緊急輸送の協力
大牟田ガス(株) 西日本ガス(株)	(災害予防) ・ ガス施設の整備と防災管理 ・ 導管の耐震化の確保 (災害応急対策) ・ 災害時におけるガスの供給確保 (災害復旧) ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進
一般社団法人 福岡県LPガス協会	(災害予防) ・ LPガス施設の整備と防災管理 ・ LPガス供給設備の耐震化の確保 (災害応急対策) ・ 災害時におけるLPガスの供給確保

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人 福岡県LPガス協会	(災害復旧) ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進
公益社団法人 福岡県医師会	(災害予防)・(災害応急対策) ・ 災害時における医療救護の活動 ・ 負傷者に対する医療活動 ・ 防災会議における行政関係機関及び郡市医師会・医療機関間の連絡調整
一般社団法人 福岡県歯科医師会	(災害予防) ・ 歯科医療救護活動体制の整備 (災害応急対策) ・ 災害時の歯科医療救護活動
公益社団法人 福岡県看護協会	(災害予防) ・ 災害看護についての研修や訓練 (災害応急対策) ・ 要配慮者への支援 ・ 指定避難所等における看護活動 ・ 災害支援看護職の要請・受入等の支援
公益社団法人 福岡県薬剤師会	(災害予防) ・ 患者への啓発（疾病・使用医薬品等の方法把握） (災害応急対策) ・ 災害医療救護活動 ・ 医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の構築 ・ 医薬品等の供給（仕分け、管理及び服薬指導等） ・ 指定避難所等での被災者支援（服薬指導等） ・ その他公衆衛生活動
(株)西日本新聞社 (株)朝日新聞西部本社 (株)毎日新聞西部本社 (株)読売新聞西部本社 (株)時事通信福岡支社 一般財団法人 共同通信福岡支社 (株)熊本日日新聞 福岡支社 (株)日刊工業新聞 西部支社	(災害予防) ・ 防災知識の普及 ・ 災害時における報道の確保対策 (災害応急対策) ・ 気象予警報等の報道周知 ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 ・ 災害時における広報 (災害復旧) ・ 被災報道施設の復旧事業の推進
戸畑共同火力(株)	(災害応急対策) ・ 災害時における電力の供給確保
RKB毎日放送(株) (株)テレビ西日本 九州朝日放送(株) (株)福岡放送 (株)エフエム福岡 (株)TVQ九州放送	(災害予防) ・ 防災知識の普及 ・ 災害時における放送の確保対策 (災害応急対策) ・ 気象予警報等の放送周知 ・ 避難所等への受信機の貸与

機関等の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(株)CROSS FM ラブエフエム 国際放送(株)	・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力 ・ 災害時における広報 (災害復旧) ・ 被災放送施設の復旧事業の推進
公益社団法人 福岡県水難救済会	(災害応急対策) ・ 水難等による人命及び船舶の救助
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	(災害予防) ・ 社会福祉法人・施設を対象とした研修や訓練 ・ 職員や住民の災害に対する意識の向上 (災害応急対策) ・ 福祉の観点から要配慮者への支援の充実 ・ 災害ボランティアの活動体制強化 ・ 福岡県共同募金会等との協働による募金活動への取組み

第3節 町民及び企業等の基本的責務

第1項 町民の基本的責務

町民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのこまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備える。

また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに行政機関が行う防災活動と連携・協力するとともに、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力に応じるよう努める。

第2項 企業等の基本的責務

企業等は、従業員や顧客の安全の確保、二次災害の防止、経済活動の維持（燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応や取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続等）、帰宅困難者の一時滞在への協力などの地域への貢献といった役割を認識し、災害時行動マニュアルの作成や従業員や顧客等が帰宅できない場合に一定期間滞在するための食料・飲料水等の備蓄等の防災体制の整備や、防災訓練の実施に努める。また、災害時にはこれらの役割を果たすとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力する。

特に、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を生業とする者は、災害時に重要な役割を担うことから、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施できる必要な措置を講じるとともに、町及び国・県との物資・役務の供給協定の締結に努める。

第4章 計画の運用等

第1節 平常時の運用

1 基本理念及び災害予防計画に基づいた事務の遂行

(1) 施策・事業の企画段階での防災上での検討

各種施策・事業の企画段階において、当該施策・事業が本計画の基本理念及び災害予防計画に合致したものとなっているかを点検し、問題がある場合は当該施策・事業の修正を行う。また、施策・事業計画の規格に際し以下の点を検討し、その結果を施策・事業計画中に記載するよう努める。

ア 当該地域の地形地盤条件の考慮

イ 災害危険への影響

ウ 施策・事業計画における防災上の効果等

(2) 施策・事業の総合調整

複数の施策・事業を組み合わせることにより、防災面から相乗的な効果を期待できるものについて県及び防災関係機関と総合調整に努める。

また、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 災害応急対策計画等への習熟マニュアル（活動要領）の整備

災害時の防災活動は災害応急対策計画、災害復旧・復興計画に沿って行われることから、その成否は担当する活動計画への職員の習熟程度によって左右される。

そのため、職員は、関係する計画について日頃から習熟しておくとともに、必要に応じて計画運用のためのマニュアルを整備しておく。

特に、応急活動のためのマニュアルにおいては、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理し、マニュアルを職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底するよう努める。

第2節 災害時の運用

災害時には、災害応急対策計画、災害復旧・復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限に留めるよう努める。

第3節 計画の周知

この計画は、職員に周知徹底に努めるとともに、特に必要と認める事項については町民にも広く周知徹底するように努める。

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第1節 治水治山の対策

河川、ため池の決壊、山地崩壊及び豪雪等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の指定を受けた区域の実態を把握し、各年度における計画的な災害防止事業の実施に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観にも配慮する。

さらに、水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多彩な関係者で、密接な連携体制を構築する。

町は県とともに、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

第1項 河川対策

河川等による水害を予防するため、国、県は、河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備及び維持管理等の河川管理体制を進めている。

1 河川情報施設の強化

国及び県管理の河川等においては、水害被害を軽減するため、河川の水位、雨量情報を収集するとともに、警報の伝達、避難等の措置が行えるよう警戒体制の整備が進められており、町においても監視カメラ等の設置を推進するとともに、増水等の情報を受けた場合は、迅速な警戒体制の確立を図る。

2 維持管理の強化

平常時から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに河川管理者に連絡するとともに、洪水に際して被害を最小限度に留めるよう、国や県、施設管理者に堤防の維持、補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂等の除去を要請する。

3 対策

(1) 避難体制等の整備

関係住民を指定緊急避難場所に誘導するため、次の事項について措置する。

ア 洪水浸水想定区域等の周知

ハザードマップに洪水浸水想定区域及び家屋倒壊等氾濫想定区域を掲載し、関係住民に危険度を周知する。

イ 警戒・避難水位の周知

国土交通省、福岡県が定めた警戒又は避難を行うべき水位について、河川ごと関係住民に周知する。

(2) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

国、県等の関係機関との連携を密にし、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求める。

日頃から過去の災害事例をもとにどの程度の雨量があれば、浸水、氾濫の恐れがあるかを的確に把握し、その資料を整備する。

イ 情報の伝達

避難情報は、防災行政無線、防災ラジオ、町及び消防団の広報車、サイレン、インターネット、緊急速報メール等多様な情報伝達手段を使用するとともに、報道機関による報道により、地域住民に確実に伝達し、安全確保を図る。

要配慮者が利用する福祉施設等に対しては、特に緊急時の避難情報の伝達・周知体制を確立し、迅速かつ安全な避難誘導を図る。

(3) 道路・家屋等の浸水対策

災害時における避難経路や物資輸送等のための主要幹線道路となる国道・主要地方道、家屋の浸水対策に取り組む。

【河川災害危険箇所】

重要水防箇所（重点区間）＜堤防＞	彦山川 2 箇所	重要度 A
重要水防区域＜堤防＞	彦山川 10 箇所	重要度 A
災害危険河川区域	中元寺川 5 箇所 不動川 2 箇所 畑谷川 1 箇所 今川 2 箇所	

※詳細については、福岡県地域防災計画（令和 4 年 1 月修正）、資料編Ⅱ 参照

第 2 項 風倒木対策

1 保安林整備計画

風倒木防止のため保安林の適正な管理を行い、災害の防除軽減を図る。

2 農作物の被害予防対策

気象情報に留意して、常に予防措置及び対処を講じる。

また、耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化及び風による擦傷の防止を図る。

第 3 項 雪害対策

豪雪等に対し、道路交通が確保できるよう、町、県は、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど効率的・効果的な除雪に努める。

1 県の実施する除雪路線

町内の県が管理する国・県道は、県が実施する。

2 町の実施する除雪路線

県が行う除雪区間以外の道路の除雪については、町が行うが、あらかじめ除雪する路線の優先順位を定め、積雪時の交通の確保に努める。

3 防雪資機材の確保

冬季には凍結する路線があるため、シーズン前に凍結防止剤の確保を行う。また、あらかじめ建設業者等との連絡体制を図るとともに、効率的な除雪作業が行われるよう、県との連絡体制の確立を図る。

第4項 ため池対策

ため池の決壊による被害の軽減を図るため、改良工事等の治水事業とともに、施設の整備及び維持等の管理体制を進める。

1 防災重点ため池の選定基準

(1) 防災重点ため池の定義

「決壊した場合の浸水区域（以下「浸水区域」という）に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池」をいう。

(2) 選定基準

次のア～ウのいずれかに該当する場合に選定することに加えて、ため池の実情を踏まえて、県又は町が必要と認めるため池も選定する。

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設があるもの

イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設があり、かつ貯水量が1,000m³以上のもの

ウ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設があり、かつ貯水量が5,000m³以上のもの

エ 上記以外でため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、県又は町が特に必要と認めるもの

2 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

地域において緊急時の迅速な避難行動につなげるためには、町が避難に係る判断に必要な情報を平常時から地域住民等に提供しておく必要があることから、降雨によるため池の水位の上昇等直接的な影響、ため池上流域における土石流の発生や流木の流入に伴う影響について考慮する。

(1) ため池マップの作成

緊急時等の迅速な状況把握や避難行動につながる基礎的な情報として、防災重点ため池について、名称、位置等の下記の項目を記載したため池マップの作成・公表に努める。

・掲載情報：名称、位置（座標）、諸元（貯水量、堤高）、管理者等

(2) 緊急連絡体制の整備

緊急時に迅速な対応に資するため、防災重点ため池を対象として、ため池管理者、町、県、消防本部、警察、国等との連絡網を整備する。

(3) 浸水想定区域図の作成

ため池の周辺住民の安全な避難行動に資するため、防災重点ため池について、ため池氾濫解析を行い、浸水想定区域図を作成・公表する。

(4) ハザードマップの作成

決壊した場合の影響度が大きいため池については、緊急時の避難経路や指定緊急避難場所を示した「ハザードマップ」を作成し、作成後においては、説明会や防災学習等の場などを通じて継続的な住民へのわかりやすい周知に努める。

また、避難指示等に必要な情報を町の的確に把握できるよう、緊急時の点検・報告等のルールを決めておく。

3 緊急時の対応に必要な情報収集・監視体制の強化

(1) 保全管理体制の強化

ため池の適切な保全管理により、災害の未然防止を図っていくことが重要である。このため、農家数の減少や農家の高齢化により管理の行き届かないため池等をはじめ、農業者以外の地域住民も参画した地域ぐるみの保全管理を推進するとともに、

地域又は県を単位として管理者の指導や災害時の点検等を行なう現地パトロール体制の構築等、ため池の保全管理体制を強化する。

(2) 機能維持に必要な補強対策

防災重点ため池の中でも、決壊した場合の影響が大きいため池から詳細調査を実施し、必要に応じて、豪雨及び地震に対するため池の機能維持に必要な補強対策を実施し、ため池マップに記載する。また、上流域からの土石流等の流入を考慮した対策について別途技術開発に向けた検討を行う。

調査の実施に当たっては、ため池周辺の土砂災害警戒区域や山地災害危険地区等の設定状況や周辺住民からの聞き取り等による周辺状況の把握に努める。

(3) ため池ストック管理の適正化

農業上の利用度が低いことに加え、老朽化が著しいため池や農家数の減少により適切な管理が困難なため池については、地域の意向や農業利用の実態を踏まえ、ため池の統合、廃止や必要に応じて、溪流取水や井戸等の代替水源の確保に努める。

【防災重点ため池一覧】

(令和元年5月末現在)

ため池名称	所在地	堤 高 (m)	総貯水量 (m ³)	想定被害戸数 (戸)
不動滝	大字添田字不動滝	7. 0	11, 000	1戸以上
家の上	大字落合字長谷	4. 6	900	1戸以上
赤ヶ谷	大字中元寺字中山	5. 6	9, 000	1戸以上
釜ヶ谷	大字中元寺字障子ヶ岩	3. 0	500	1戸以上
岩石	大字中元寺字松ヶ迫	3. 0	1, 000	1戸以上
玉ヶ谷1	大字野田	2. 8	1, 000	1戸以上
玉ヶ谷2	大字野田	3. 7	4, 000	1戸以上
尾畑	大字中元寺字尾畑	4. 0	1, 000	1戸以上
原	大字添田字大谷	5. 0	3, 000	20戸
大谷	大字添田字大谷	4. 0	3, 800	1戸以上
裏の谷	大字庄字上庄	3. 3	2, 000	1戸以上
朝日	大字庄	4. 0	1, 000	1戸以上

第2節 土砂災害の防止

土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト両面からの実施に努める。

特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等の指定をし、町はそれに基づき警戒避難体制の整備や「ハザードマップ」の作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する。

第1項 土石流対策

1 土石流危険溪流の定義

この計画において「土石流危険溪流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家(人家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む)に被害が生ずる恐れがあるとされた溪流を言う。

2 対策

(1) 避難体制等の整備

関係住民を安全な指定緊急避難場所に誘導するため、次の項目について措置する。

ア 土石流危険渓流の周知

地域防災計画に、土石流危険渓流及び土石流危険区域を掲載するとともに、関係住民に危険箇所を周知する。

イ 警戒避難雨量の設定

警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土石流危険渓流ごと、若しくは地域ごとに設定する。

(2) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

日頃から過去の災害事例等をもとにどの程度の雨量があれば、土石流の発生の恐れがあるかを的確に把握し、その資料を整備する。

イ 情報の伝達

(ア) 町及び関係機関との情報伝達に必要な機器の整備・充実

(イ) 設置場所の留意（伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないように）

(ウ) 関係住民に対する気象予警報等情報の円滑な伝達体制の整備と防災パトロール実行者による緊急情報伝達方法の確認

(3) 防災知識の普及

関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、特に土石流による災害の発生する恐れのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土石流防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努める。

ア 土石流災害の特性

イ 警戒避難すべき土石流の前兆現象

(ア) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

(イ) 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合

(ウ) 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合
（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）

(エ) 渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

(オ) 渓流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合

ウ 災害時の心得

(ア) 気象予警報等の聴取方法

(イ) 避難の時期、方法、場所

(ウ) 飲料水、非常食料の準備

(エ) その他災害特性に応じた措置

(4) 砂防指定地の指定

「砂防法」第2条により、「治水上砂防の為一定の行為の禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として主務大臣が、土石流の発生を助長する行為を制限するために指定を行う。

(5) 砂防事業の実施

危険渓流における既設砂防えん堤の有無、保全対象および砂防事業の必要性等を考慮し、県は、順次砂防事業を実施する。

【土石流危険渓流】

単位：箇所

河川名	渓流数
今川	30
彦山川	52
深倉川	14
畑谷川	10
不動川	6
中元寺川	12
木浦川	2

【砂防指定箇所】

単位：箇所

住 所	指定箇所	渓流数
大字津野	17	12
大字英彦山	4	3
大字落合	15	10
大字栲田	1	1
大字野田		
大字添田	10	6
大字庄		
大字中元寺	5	4

※ 詳細については、福岡県地域防災計画（令和4年1月修正）、資料編Ⅱ参照

第2項 地すべり対策

1 地すべり防止区域の指定

「地すべり防止法」第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、主務大臣が、地すべり防止区域を指定する。

2 地すべり危険箇所

地すべりの発生する恐れのある個所を「地すべり危険箇所」としている。

3 現況

現在、地すべり防止区域に指定されている区域及び地すべり危険箇所は、下記【地すべり防止区域】に記載のとおりである。

4 対策

(1) 行為の制限

地すべり防止区域内においては、地すべり防止法を阻害したり、助長し、若しくは誘発する行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。

(2) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行なえるよう、ハザードマップに掲載している地すべり危険箇所を、関係住民に周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(3) 地すべり防止工事の実施

地すべり対策事業の実施により、県は、地すべり防止に努める。

なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が、適切に住民の避難情報の判断が行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

【地すべり防止区域】

単位：箇所

住 所	地すべり 危険地区 (民有林)	地すべり 防止区域	地すべり 危険箇所
大字津野			
大字英彦山			
大字落合	1		
大字榊田			
大字野田			
大字添田			
大字庄		2	2
大字中元寺	1		

※詳細については、福岡県地域防災計画（令和4年1月修正）、資料編Ⅱ参照

第3項 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県が、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

2 現況

現在、急傾斜地崩壊危険区域として指定している区域は下記【土砂災害危険箇所】のとおりで、「ハザードマップ」に記載している。

3 対策

(1) 規制

崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、法律の規制に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき、建築制限を行う。また、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資のあっせん等を行ない、移転を促進する制度がある。

(2) 避難体制等の整備

ア 急傾斜地崩壊危険区域の周知

「ハザードマップ」に掲載している急傾斜地崩壊危険区域を関係住民に周知する。

イ 自主防災組織の育成

災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の区長等を責任者とする自主的な防災組織（自主防災組織）の育成に努める。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、防災パトロールを実施する。

また、あらかじめ当該区域の点検を行い、高さ、勾配、亀裂の有無、湧水・地表水の危険雨量等についての確かな把握に努める。

エ 情報の収集及び伝達体制の整備

(ア) 情報の収集

日頃から過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば、崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。

(イ) 情報の伝達

急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事

県に対し、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次施工を要請する。

【土砂災害危険箇所】

単位：箇所

住 所	急傾斜地崩壊 危険区域	急傾斜地崩壊 危険箇所
大字津野		1 1
大字英彦山		
大字落合		3 5
大字柵田		2 6
大字野田		1 7
大字添田	6	2 3
大字庄		2
大字中元寺	3	5 4

※詳細については、福岡県地域防災計画（令和4年1月修正）、資料編Ⅱ参照

第4項 土砂災害防止対策

1 土砂災害の定義

「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として住民の生命又は身体に生ずる被害を言う。

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。

「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域の内、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制を制限すべき土地の区域をいう。

2 対策

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定

県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

（「土砂災害防止法」という）及び国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査の実施及び関係市町村長の意見を聞いて、土砂災害の恐れのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定する。

土砂災害警戒区域等の指定を受けた町長は、地域防災計画において警戒区域ごとに次の措置を講じ、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実強化に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達方法を定める。

イ 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路を定める。

- ウ 土砂災害にかかる避難訓練の実施方法を定める。
- エ 警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他主として要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報及び予報・警報等の伝達方法を定める。
- オ 救助方法を定める。
- カ その他必要な措置を講じる。

(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害警戒区域をその区域に含む町長は、地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所等に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を「ハザードマップ」等を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において、利用方法を説明するなど、継続的な住民へのわかりやすい周知に努める。

【土砂災害（特別）警戒区域】

単位：箇所

指定日	土石流		急傾斜		地すべり		計	
	土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域	
		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域		うち特別警戒区域
H26.3.18	1 5 6	1 5 3	2 3 7	2 2 9	2	0	3 9 5	3 8 2
H28.3.15	0	0	3	2	0	0	3	2
H31.4.23	0	0	1	1	0	0	1	1
計	1 5 6	1 5 3	2 4 1	2 3 2	2		3 9 9	3 8 5

※詳細については、福岡県地域防災計画（令和4年1月修正）、資料編Ⅱ、福岡県告示「縦覧図書」参照

第5項 山地災害対策

1 山地災害危険地の定義

山地災害危険地とは、山地災害危険地区調査要領（平成7年10月20日付7林野治第2914号）に基づく調査により、山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂流出の危険性があり、人か又は公共施設に直接被害を与えるおそれがあるとされる地区で、下記【山地災害危険箇所】に記載のとおりである。

2 対策

- (1) 地域防災計画に山地災害危険地区を掲載し、住民への周知を図る。
- (2) 山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び町と関係機関による危険地区のパトロールや施設の点検等を実施し、住民の防災意識の普及に努める。
- (3) 集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所などは、山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、県が順次治山事業を実施することとなっている。

【山地災害危険箇所】

単位：箇所

住 所	崩壊土砂流出 危険地区		山腹崩壊 危険地区 (民有林)	地すべり 危険地区 (民有林)
	(国有林)	(民有林)		
大字津野		3 1	5 6	
大字英彦山	4	5	2	
大字落合	2	5 0	6 3	1
大字榊田		8	1 1	
大字野田		7	7	
大字添田		6	1 0	
大字庄		1	3	
大字中元寺		1 0	2 2	1

※詳細については、福岡県地域防災計画（令和4年1月修正）、資料編Ⅱ参照

第3節 火災の予防

消防本部と協力して、火災の防止に関し、基本的な重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多面的な対策の実施に努める。

第1項 消防力の強化

消防団及び消防本部は、「消防力の整備指針」に基づき消防施設の拡充強化を図る。

1 消防本部

(1) 消防施設等の強化

ア 防災拠点の確保

消防本部は、大規模災害において、災害対策活動の拠点となる防災備蓄倉庫の整備を行う。

イ 防災拠点施設の整備

消防本部は、防災拠点施設として、災害に効果的な機能が発揮できるよう機能強化を図ると共に建物の耐震化、耐火性を確保するために分署所の整備を行う。

ウ 資機材の整備

消防本部は、消防力の充実強化のため、消防車両の整備を行う。

(2) 事業計画

ア 消防車、救急車の更新整備

イ 分署所の建設

ウ 防災備蓄倉庫の建設

(3) 初動及び活動体制を確保するため、消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

2 消防団

(1) 消防施設等の保全

火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

(2) 消防団の体制整備

消防団組織の整備と防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

また、事業所等と連携して消防団への入団を積極的に促進し、団員の確保に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校へ積極的に派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施する。

3 消防水利の整備

(1) 「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽の充実を図る。

今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、防火水槽の整備、河川やプール等の自然水利の開発や確保をより一層推進する。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消防体制の強化を図る。

4 市町村相互の応援体制の強化

災害時における消防活動の万全を期するため、消防相互応援協定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、消防相互応援体制の整備を推進し、消防体制の確立を図る。

第2項 火災予防対策

1 火災予防の強化

消防本部に対し、事業所等に対する火災予防のため、次のとおり要請する。

(1) 予防査察の強化

消防法に規定する予防査察を消防対象物の用途、地域等に応じ計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、予防対策の指導を強化する。

(2) 防火管理者制度の推進

消防法第8条の規定により選任されている防火管理者に対し、防火対象物に係る消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防設備等の点検、火気の使用等の監督、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、防火管理者制度の推進を図る。

(3) 住民に対する啓発

災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器の設置・普及促進に努める。

なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は1人暮らしの高齢者、障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。

2 火災予防運動の指針

消防団と消防本部は連携して、以下のことについて、火災予防運動を推進する。

(1) 春秋火災予防運動の普及啓発

(2) 報道機関による防火思想の普及

(3) 講習会、講演会等による一般啓発

3 民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろからの出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要であることから、地域住民の防火意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間

の防火組織として、地域に密着した添田町少年防火クラブ、添田町婦人防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

第4節 防災空間の確保

建築物の不燃化、防災空間の確保と整備等により老朽化した地域環境の整備、防災対策の改善を図り、街区の防災化対策を推進する。

また、町営木造及び簡易耐火構造の住宅について、建替えによる不燃化、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備による防災空間の創出に努める。2方向避難の困難な既存町営住宅については、防災改修等の改善に努める。

第5節 建築物及び文化財等の災害予防

所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に学校等の公共建築物については、不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強に努める。

また、民間の施設及び一般建築物等については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検の指導を行う。

第1項 建築物等の災害予防対策

1 建築物等に対する指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。

建築物の所有者等に対し、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策の指導を図る。

また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。

2 公共建築物の堅牢化

避難収容施設等の拠点となる防災上重要な公共建築物等において、震災対策における公共施設の耐震化を考慮し、所管施設の内、当該施設の重要度を考慮して順次整備補強に努める。

3 特殊建築物等の定期報告、指導

(1) 学校、病院、公衆浴場、商店等特殊建築物及びその設備について、消防本部と協力して、定期的に所有者等からその状況を報告させ、又は、実際に調査し、その結果に基づいて適切な指導を行う。

(2) 特殊建物の内、不特定多数が使用するものについては、消防本部に査察を依頼し、その結果に応じて、改修等必要な助言、勧告を行う。

4 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

第2項 文化財の災害予防対策

文化財を災害から保護するため、消防本部と協力し、防火意識の高揚、防災施設の整備を図る。

- 1 文化財に対する町民の防火意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。
- 2 所有者等を対象とした文化財の防火に関する講習会等を実施する。
- 3 火災予防体制の確立等、次の事項に係る管理保護について指導を行う。
 - (1) 防火管理体制の整備
 - (2) 環境の整備
 - (3) 火気の使用制限
 - (4) 火災危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施
 - (5) 自衛消防隊の組織の確立とその訓練
 - (6) 火災発生時にとるべき初期消火等の訓練の実施
- 4 防火施設等、次の事項の整備の推進に努める。
 - (1) 消火施設
 - (2) 警報設備
 - (3) その他の設備
- 5 倒壊等の防止対策及び落下物等による破損防止対策により、文化財の破損防止を図る。
- 6 遺跡等の点検整備を行うよう努める。

第6節 水道施設の災害予防

災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備を推進する。

水道施設の整備については、「水道施設の技術的基準を定める省令」に沿って、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会刊）等により、施設の耐震化を推進する。

また、水道ごとに、施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

第7節 道路施設の災害予防

災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行なうよう努める。

第1項 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク

1 緊急交通路

あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定して、重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び的確かつ迅速な災害応急対策を図る。

2 緊急輸送道路ネットワーク

緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を総合に連絡する道路を選定し、安全性の強化に努める。

第2項 道路の点検

災害時における道路機能確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指名して、道路の整備を推進する。

1 防災点検

道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、道路防災点検を実施する。

2 防災工事

防災点検に基づき、防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行ない、対策工事を実施する。

3 冠水対策

道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、道路管理者及び警察等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

【道路危険箇所】

道路種別	路線名	危険箇所
主要地方道	行橋添田	2
	八女香春	3 3
	添田小石原	2 7
一般県道	猪国豊前榊田停車場	4
	英彦山香春	5 8
	英彦山添田	3 5
	中元寺庄	1
一般国道	5 0 0 号	6 1

※詳細については、福岡県地域防災計画（令和4年1月修正）、資料編Ⅱ参照

第2章 町民等の防災力の向上

第1節 町民が行う防災対策

町民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。

町は、町民に対する防火意識の高揚に努める。

- 1 防災に関する知識の習得
 - (1) 台風、大雨、洪水等の災害に関する基礎知識
 - (2) 過去に発生した災害の被害状況
 - (3) 近隣の災害危険個所の把握
 - (4) 災害時に取るべき行動（初期消火、警報・注意報発令時や避難情報発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）
- 2 防災に関する家族会議の開催
 - (1) 指定緊急避難場所・経路の事前確認
 - (2) 非常持出・備蓄品の選定
 - (3) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言版の活用等）
 - (4) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出、幼児や高齢者に対する責任等）等
- 3 非常用品等の準備、点検
 - (1) 水、食料、衣料品、医薬品、携帯ラジオ、懐中電灯等の非常持出品
 - (2) 3日分相当の水・食料・生活必需品、毛布等の非常備蓄品
 - (3) 消火器具、スコップ、大工道具等資機材の整備
- 4 住宅等の安全点検、補強の実施（屋根や鉢植え等の飛散防止、飛来物によるガラス飛散防止等）
- 5 応急手当方法の習得
- 6 県、町又は地域で行う防災訓練、防災講習会等への積極的参加
- 7 地域（行政区、自主防災組織等）が行う、地域の相互協力体制の構築への協力等
- 8 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼育に対する準備

第2節 自主防災体制の整備

災害時には、地域住民、事業所等の自主的な初期防災活動が災害の拡大を防止するため、極めて重要であるので、地域住民、事業所等が迅速かつ的確な行動がとれるよう、地域住民による自主防災体制の育成・指導を行い、協力体制の確立に努める。その際、多様な世代が参加できるような環境の整備に努めるとともに、特に女性の参画の促進に努める。

第1項 自主防災体制の整備方針

- 1 住民等に対し、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態において、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るよう促す。

- 2 地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める。

第2項 自主防災体制の整備

1 組織

自主防災に係る主な組織は、次のとおり。

- (1) 自主防災組織
行政区等で地域住民が自主的に組織し、設置する。
- (2) 施設、事業所等の防災組織
多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置する。
- (3) 公共団体等の防災組織
婦人団体、青年団等の公的団体等が自主的に組織し、設置する。

2 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおり。

- (1) 平常時の活動内容
 - ア 自主防災組織の防災計画書（地区防災計画）の作成
地域を守るために、必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書に定める。
 - (ア) 地域及びその周辺の危険が予想される箇所の点検及びその状況と対策に関すること
 - (イ) 地域住民の任務分担に関すること
 - (ウ) 防災訓練の時期、内容等及び町が行う訓練への積極的な参加に関すること
 - (エ) 防災関係機関、組織本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換に関すること
 - (オ) 出火防止、消火に関する役割等に関すること
 - (カ) 指定緊急避難場所、避難道路、避難情報の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること
 - (キ) 負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設に関すること
 - (ク) その他自主的な防災に関すること

イ 防災知識の普及

正しい防災知識を一人一人が持つよう講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。

主な啓発事項は、災害時の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。

ウ 防災訓練の実施

総合防災訓練等において、災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、町との有機的な連携を図る。

エ 地域内の他組織との連携

地域内の民生委員・児童委員、各相談員、福祉団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努める。

(2) 災害発生時の活動内容

ア 初期消火の実施

家庭に対しては、火の元の始末等出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ等を活用し隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

イ 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して町への報告や、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動の実施に努める。

ウ 救出・救護の実施及び協力

がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生した時は、自ら安全を確保しつつ、救出活動の実施に努める。

また、自主防災組織では救出できない者については、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供を行う。

さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の救護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

エ 避難の実施

町長の避難情報の発令又は警察官等から避難指示等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に指定緊急避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。

オ 炊き出し及び救援物資の分配に対する協力等

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、町が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

3 自主防災組織の育成・指導

町は、災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。
- (2) 県と協力し、自主防災組織のリーダー等の地域防災リーダーを育成するために、研修会等を開催し、防災士等の防災人材の育成強化、地域における自主防災活動の推進を図る。
- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。
- (5) 自主防災組織の好事例を集め、管内で広報するとともに、連絡・実働体制が整っているか、要支援者を的確に把握しているか、必要な防災資機材を確保しているか、指定緊急避難場所・避難経路を的確に把握しているか及び日頃の防災活動等を考慮して、優秀な自主防災組織の表彰をおこない自主防災組織の育成・指導に資するよう努める。
- (6) 地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。必要がないと判断した場合は、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした住民等に通知しなければならない。

- (7) また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携

自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図れるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりする等、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。また、町は、消防本部、消防団等と有機的な連携を図りながら適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練その他の活動の充実を図るよう努める。

第3節 企業等防災対策の促進

第1項 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び県、町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するように努める。

1 災害時の企業等の事業継続の必要性

災害の多いわが国では、県や町はもちろん、企業、住民が協力して災害に強い添田町を作ることは、被害軽減につながり、社会秩序の維持と町民福祉の確保に大きく寄与するものである。

特に、経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的に影響を及ぼしかねない状況下では、企業等も、災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行う必要がある。

また、被災地の雇用や供給者から消費者までの流通過程における企業等のつながりを確保するうえでも「災害に強い企業」が望まれる。

2 事業継続計画の策定

企業等は、会社の事業を継続するために重要業務を目標復旧時間までに回復させるよう事業継続計画の策定に努める。なお、計画の策定の際は、「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（内閣府）が示した「事業継続ガイドライン第三版（平成25年8月）」等を参考として、地域の実情に応じて計画策定に努める。

3 事業継続マネジメント（BCM）の取組

防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第2項 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- 1 防災訓練
- 2 従業員等の防災教育
- 3 情報の収集・伝達体制の確立
- 4 火災その他災害予防対策
- 5 避難対策の確立
- 6 応急救護
- 7 食料、飲料水、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保（従業員の3日分以上が目安となる）
- 8 施設耐震化の推進
- 9 システムの多重化・高度化、ハード施設の耐震化など災害時における情報システムの保全
- 10 施設の地域避難所としての提供
- 11 地元消防団との連携・協力
- 12 要配慮者利用施設の所有者又は管理者においては、地震等の自然災害からの避難を含む非常災害に関する計画の作成

第3項 町の役割

1 防災訓練

企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等と呼びかける。

2 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発

企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。

3 事業所との消防団活動協力体制の構築

「消防団協力事業所表示制度」等を活用し、事業所との消防団活動協力体制の構築

を図る。なお、制度の円滑な運用を行うため、消防庁が示した「消防団協力事業所に関する要綱」等を参考にして、地域の実情に適した消防団協力事業所の要綱を定める。

※消防団協力事業所表示制度

消防団に対して事業所が、市町村等の定める協力を行っている場合に、事業所の申請又は市町村等の推薦により、「消防団協力事業所表示制度」表示マークを掲示することができる制度。

4 企業の防災に係る取り組みの評価

企業の防災に係る取り組みについて、優良企業表彰等により、企業の防災力向上に努める。

5 商工会等との連携

あらかじめ商工会等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める

第4節 防災知識の普及

災害に強い町づくりを推進するため、職員に対し防災教育を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体のかかわりの中で防災に関する知識の普及の推進に努める。

第1項 町民に対する防災知識の普及

「自らの命は、自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を町民に周知し、町民の理解と協力を得るものとする。また、過去に発生した災害被害等を示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、町民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家(風水害においては気象防災アドバイザー等)の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難情報の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うよう努める。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズの違いにも留意する。

災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うよう努める。

なお、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・

知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

1 一般啓発

(1) 啓発の内容

- ア 災害に関する基礎知識、5段階の警戒レベル、災害発生時、警報等発表時、避難情報の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識
- イ 過去に発生した災害被害に関する知識
- ウ 備蓄に関する知識
 - ・3日分の食料、飲料水、携行トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
 - ・非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備
- エ 住宅等における防災対策に関する知識
 - ・住宅の補強、防火に関する知識
 - ・家屋内の箆笥、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の過程における防災対策に関する知識
- オ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備
- カ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- キ 様々な条件下(家屋内、路上、自動車運転中等)で災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合にとるべき行動
- ク 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- ケ 緊急地震速報、防災気象情報、避難情報等に関する知識
- コ 避難行動への負担感、過去の被災体験等を基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- サ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- シ 避難生活に関する知識
- ス 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- セ 応急手当方法等に関する知識
- ソ 早期自主避難の重要性に関する知識
- タ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- チ 災害時の家庭内の連絡体制等(連絡方法や避難ルールの取り決め等)の事前確認
- ツ 災害情報の正確な入手方法
- テ 要配慮者への配慮
- ト 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ナ 出火の防止及び初期消火の心得
- ニ 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害時の心得
- ヌ 被災地支援に関する知識(小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等)
- ネ 家屋が被災した際に、片付けや整理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- ノ その他必要事項

(2) 啓発の方法

- ア テレビ、ラジオ及び新聞等の活用
- イ 広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ウ 映画、ビデオテープ等の利用
- エ 各種相談窓口の設置
- オ 消防団、防災士（※）を通じた啓発
- カ 講演会、講習会の実施
- キ 防災訓練の実施
- ク インターネット（ホームページ）の活用
- ケ 各種ハザードマップ等の利用
- コ 広報車の巡回による普及
- サ 集落における想定浸水深等の表示（標識の設置）

※防災士

社会の様々な場で防災力を高める活動を行うための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した者

2 社会教育を通じての普及

社会教育においては、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研修会、集会所等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

啓発の内容については、住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

3 学校教育を通じての普及

学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施されるならば大きな効果をあげうる可能性を有している。

このことを念頭に、児童・生徒、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした啓発を行う。

また、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るよう努める。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

第2項 児童・生徒に対する防災教育

学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が、発達段階に応じて知識を習得するとともに、体験的な活動を通して、自ら判断で行動する態度や能力を育成する防災教育の推進に努める。

1 防災に関する知識の習得

- (1) 学習指導要領に基づく、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等を通じた学習指導の充実
- (2) 自然災害の発生メカニズム、応急手当等、基本的な知識に関する指導の充実

- (3) 先進事例や地域の特性を踏まえた学習指導の充実

2 周囲の状況に応じ、安全に行動する態度や能力の育成

- (1) 日頃から、身の回りに潜む危険を認識し、回避する能力の育成
- (2) 災害時に、想定にとらわれず、自らの命を守り抜くために最善を尽くす避難訓練等の体験的な活動の実施
- (3) ボランティア活動等を通じた安全で安心な社会づくりに進んで貢献する態度の育成

3 防災管理・組織活動の充実・徹底

- (1) 校長を中心とした防災教育推進委員会等の設置
- (2) 教職員研修の充実
- (3) 自然災害に係る学校安全計画や危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の充実
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した推進体制の構築

第3項 町職員に対する教育

平常時の的確な防災対策の推進と災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の普及徹底を図る。

また、町、国、県及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 教育の方法

以下に示す方法等により防災教育を行う。

- (1) 新任研修
- (2) 職場研修
- (3) 研修会、講習会、講演会等の実施
- (4) 見学、現地調査等の実施
- (5) 防災活動手引き等印刷物の配布

なお、新任研修、職場研修は、以下の要領で実施する。

ア 新任研修

任命権者は、新たに職員として採用された者に対して、新任研修を実施する。研修は、通常の新任研修の一項目として行う。

イ 職場研修

各職場においては、防災訓練等にあわせて以下の項目に重点を置いた研修を実施する。

- ・各職場の災害予防事務及び応急対策事務の確認
- ・各職場の初動時の活動要領の確認

2 教育の内容

- (1) 災害に関する知識
 - ア 災害種別ごとの特性、災害発生原因についての知識
 - イ 当該地域の災害特性、災害別・地域別危険度
 - ウ 過去の主な被害事例
- (2) 添田町地域防災計画、福岡県地域防災計画、各機関防災業務計画その他の防災に関する計画及び各機関の防災体制と各自の任務分担

- (3) 職員として果たすべき役割（任務分担）
- (4) 初動時の活動要領（職員の動員体制、情報収集伝達要領、無線取扱要領等）
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) その他必要な事項

第4項 防災上重要な施設の管理者等の教育

1 指導の方法

- (1) 防災上重要な施設の管理者に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- (2) 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- (3) 防災上重要な施設の管理者等の自主研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- (4) 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

2 指導の内容

- (1) 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
- (2) 災害の特性および過去の主な被害事例
- (3) 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理
- (4) パニック防止のための緊急放送等の体制準備
- (5) 出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5項 防火知識の普及に際しての留意点等

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施する。

防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

第6項 防災意識調査

住民の防災意識を把握するためアンケート調査及び行政モニターからの意見聴取等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第7項 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発に努めるほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努める。

第5節 防災訓練の充実

地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者を含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練の継続的な実施に努める。

第1項 総合防災訓練

災害時の防災体制の万全を期すため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各種訓練を総合的に実施するよう努める。

また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。

第2項 各種訓練

1 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練の実施に努める。なお、訓練は以下の要領で実施する。

- (1) 各課は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。
- (2) 訓練形態としては、個人単位でのイメージトレーニング（個人において災害対応の初動時からの活動をイメージし、その活動を遂行する上でのポイントや問題点を整理する訓練）、課単位での図上訓練、関係機関・団体の協力を得て実施する災害対策本部図上訓練等、種々の方法を用いる。

2 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期すため、職員動員訓練等の実施に努める。

3 水防訓練・演習

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位雨量観測、水防団等の動員、水防資器材等の輸送、水防工法、水門等の操作、避難等の訓練の実施に努める。

4 消防訓練

消防団は消防本部と連携して、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練の実施に努めるほか、必要に応じた大火災を想定し、関係機関と共同で訓練の実施に努める。

5 救護訓練

災害発生直後の救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等の実施に努める。

具体的災害設定を行い、災害発生直後の情報の通報・収集や要請・救護班の出動等、机上訓練を含め救護訓練の実施に努める。

6 要配慮者利用施設、大規模工場等の訓練（施設所有者または管理者）

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難誘導等の訓練の実施に努める。

大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

7 その他の訓練

単独又は防災関係機関と共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練の実施に努める。

第3項 住民の訓練

自主防災組織等住民の防災行動力の向上に資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、要配慮者等住民参加による訓練等を積極的に行う。

- 1 出火防止訓練
- 2 初期消火訓練
- 3 避難訓練
- 4 応急救護訓練
- 5 災害図上訓練
- 6 情報の収集及び伝達の訓練
- 7 炊き出し訓練
- 8 その他の地域の特性に応じた必要な訓練

第4項 防災訓練に際しての留意点

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するよう努める。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるよう工夫する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

さらに、訓練の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努める。

また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するよう努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後続くような方策を考慮するよう努める。

第5項 訓練の検証及び地域防災計画への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用する。

第6節 町民の心得

近年の災害の経験を踏まえ、町民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが大切であることから、家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置を取る。

第1項 家庭における心得

1 平常時の心得

- (1) 家の中の安全な場所、非常用持出袋の配置位置、地域の指定避難所・避難経路及び家族の集合場所や連絡方法を確認する。
- (2) 自分の住まいの周辺や避難経路に、氾濫の危険がある河川や水路、急傾斜地やひび割れのある傾斜又は裂け目がある崖など危険な箇所がないか、防災ハザードマップや現地確認等で事前に把握する。
- (3) 飲料水、非常用食料、救急用品、非常用持出品を準備する。
- (4) 地域の防災訓練に進んで参加する。
- (5) 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- (6) 浸水の可能性があるところでは、高いところへ貴重品を移動する。

2 大雨・台風等風水害発生時の心得

- (1) 外出は必要最小限とする。
風水害時に田畑の確認、屋根の修理等を行なっていて被災する事例（特に高齢者）が多発しているため、風水害発生時の外出は最小限とする。
- (2) 危険を感じたら、あるいは避難情報が発令されたらすぐ避難する。
「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。
- (3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。
緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さを見て避難の危険が判断される場合、腰まで水に浸かる場合、夜間などには、無理をせず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。
- (4) 子どもとはぐれないようにする。
子供とははぐれないように、おんぶ紐で子供を背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。
- (5) 避難の際は、長い杖を携行し、ひもで締められる運動靴で避難する。
裸足、長靴は歩行に支障が出るため、ひもで締められる運動靴をはき、長い棒を杖がわりにして、安全を確認しながら避難する。
- (6) 避難したら安全が確認できるまで帰らない。

家に忘れ物を取りに帰り、道中で被災するケースもあることから、避難したら安全が確認できるまで帰らないようにする。

- (7) 車での避難には注意する。

車は浸水すると、水圧でドアが開かなくなったり、パワーウィンドーが動かなくなったりして脱出不能になる可能性があり、危険なため、注意して使用する。危険と判断したら使用しない。

- (8) 情報収集を怠らない。

雨が強くなってきたら、気象情報、雨量情報、河川水位情報、避難情報に注意する。

- (9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声を掛けて協力する。

3 竜巻発生時の心得

- (1) 屋内では、部屋の一階に移動するとともに、窓やシャッターなどを閉める。

※但し、部屋の隅やドア、外壁から離れ、中心部に近い所に移動する。

- (2) 屋外では、近くの丈夫な建物に避難するか、無い場合は近くの水路やくぼみに身を伏せて両腕で頭と首を守る。

※但し、物置や車庫及び橋の下などは危険である。

4 土砂災害発生時の心得

- (1) 土砂災害は突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難情報の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。

○土石流の前触れ

- ・山なりがする。
- ・川が濁り、流木が混ざり始める。
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

○地すべりの前触れ

- ・地面がひび割れたり、陥没する。
- ・擁壁や家にひびが入ったり、電柱や樹木が傾く。
- ・家の戸が開かなくなる。
- ・沢や井戸の水が濁ったり、減少する。

○がけ崩れの前触れ

- ・がけから小石がパラパラ落ちてくる。
- ・がけに割れ目ができる。
- ・がけから濁った水が湧き出る。
- ・湧水が濁る。

- (2) 土砂災害が迫って逃げる際には、流れに直角に避難する。

土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。

5 外出時の心得

河川上流付近が大雨で、急に下流で増水するケースがある。特に河川敷でレジャーを楽しんでいるときは、天候の変化に留意し、雷が鳴ったり雨が降り出したら、急いで安全な場所に移動する。

第2項 職場における心得

1 平常時の心得

- (1) 消防計画、予防規程などを整備し、各自の役割分担を明確にすること。

- (2) 消防計画により避難訓練を実施すること。
- (3) とりあえず身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (5) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。

2 災害発生時の心得

無理に帰宅行動をとらず、状況に応じて職場にとどまることも検討する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域応援・受援体制の整備

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努める。

県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

災害時に自らでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮する。

また、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

第1項 市町村間の相互協力体制の整備

平常時から「福岡県消防相互応援協定」に基づく消防相互応援や「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく相互応援」の体制整備に努めるとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努め、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けと必要な準備など協力体制の推進を図る。

また、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

【相互応援協定】

- ・「田川地区消防相互応援協定」
- ・「田川郡添田町・朝倉郡東峰村消防相互応援協定」

第2項 自衛隊との連携体制の整備

自衛隊と、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

1 共通

応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えるよう努めるものとする。

また、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

【応援協定】

- ・「添田町における大規模な災害時の応援に関する協定」
(国土交通省九州地方整備局)
- ・「大規模災害時における医療救護活動に関する協定」(一般社団法人田川医師会)
- ・「災害時の緊急対策工事等に関する協定」(添田町建築組合)
- ・「災害時の緊急対策工事等に関する協定」(添田町土木組合)
- ・「災害時の緊急対策工事等に関する協定」(添田町電気工事組合)
- ・「災害時の緊急対策工事等に関する協定」(添田町水道工事組合)
- ・「災害時の緊急対策工事等に関する協定」(添田町森林組合)
- ・「災害時における調査、測量及び設計等の応急復旧業務に関する協定」
(添田町土木組合)
- ・「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」(㈱ゼンリン)
- ・「災害発生時における添田町と添田町に關係する郵便局の協力に関する協定」
(添田町内郵便局及び伊田郵便局)
- ・「添田町災害復旧に関する申合せ」(九州電力㈱田川配電事業所)
- ・「災害時における福祉避難所の設置・運営に係る協定」
(社会福祉法人添田町社会福祉協議会)
- ・「災害時における福祉避難所の設置・運営に係る協定」(社会福祉法人公和苑)
- ・「災害時における福祉避難所の設置・運営に係る協定」(社会福祉法人添寿会)
- ・「防災パートナーシップに関する協定」(九州朝日放送㈱)
- ・「災害に係る情報発信等に関する協定」(ヤフー㈱)

2 消防本部

消防本部は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努める。

第4項 受援計画

災害の規模や被災地のニーズにおいて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定める。

また、受援計画に基づく応援の受入れを想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。

国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

第5項 広域応援拠点等の整備

応援隊の受入・活動調整の拠点となる場所、施設等を選定、整備に努め、関係機関との情報を共有する。

第2節 防災施設・資機材等の整備

応急対策の円滑な実施のために、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

第1項 災害対策本部体制の整備

1 初動体制の整備

職員の非常参集体制の整備を図り、効果的な災害に対応するため、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等についての徹底に努める。

2 登庁までの協議体制の整備

勤務時間外に災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要があるため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員への連絡体制の整備に努める。

3 災害対策本部室等の整備

以下の点に留意して災害対策本部室等の整備に努める。

(1) 災害対策本部の代替施設

本庁舎内に災害対策本部設置が不可能になった場合に、災害対策本部機能を代替する施設を確保し、この施設についても、建物の耐震化等の安全性や、通信機能や非常用電源施設等の災害対策本部として有すべき機能を備えるように努める。

(2) 自家発電機

エンジン発電式のみならず、その他の代替エネルギーシステムの活用についても検討する。

(3) 災害対策本部室・事務局室の確保・配置方法、電話の余裕回線の確保

(4) 災害対策本部室等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制

(5) 応急対策用地図

(6) (停電等に備えた) 自家発電式携帯型ラジオ等

4 関係機関等の参画

災害対策本部における意見聴取・連絡調整等の際、関係機関の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

5 人材の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、自衛官・消防等のOBの活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

第2項 防災中枢機能等の確保・充実

洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、防災中枢機能を果たす、施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機

能を有する拠点の推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定した十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行ない、平常時から点検、訓練に努める。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常通信手段の確保に努める。

特に、災害時に孤立する恐れのある区域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該区域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。なお、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進する。

さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多様化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮する。

※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。

これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流出の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。

第3項 防災拠点施設の確保・充実

町及び消防本部は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。その際、施設の耐震化並びに、災害時に必要となる物資等を備蓄するための防災備蓄倉庫の整備を行う。

また、災害発生時には停電が予想されることから、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、非常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。

※国・県は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点（避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点）として位置づけ、相互に活用するものとしており、「道の駅 歓遊舎ひこさん」について、機能維持・強化に考慮する。

第4項 災害用臨時ヘリポートの整備

1 計画方針

災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送等のため必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

2 設置場所

町内の各小学校等の一定の広場を有する場所を予定し、災害発生の際の状況によって好適地を指定する。

第5項 装備資機材等の整備充実

1 計画方針

応急対策のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ装備し充実を図る。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

2 整備項目

(1) 特殊車両の増強

トラック、軽トラック等その他災害活動に必要な車両及び消防関係車両

(2) その他災害用装備資機材

交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星通信等

3 備蓄（保有）資機材等の点検

(1) 点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- ・不良個所の有無
- ・機能試験の実施

イ 物資、機材類

- ・種類、規格と数量の確認
- ・不良品の有無
- ・薬剤等効能の確認

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録するとともに、資機材等に損傷が発見されたときは、補充、修理するなど整備する。

4 資機材の調達

災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の措置を講じる。

5 保有状況の把握

資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ、防災関係機関と情報交換を行うよう努める。

第6項 備蓄物資の整備

大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（関係事業者との供給協力協定の締結を含む。）の措置を講じる。

この場合において、備蓄物資の性格に応じ、町、県、国、その他関係機関、町民、企業等の役割分担を考慮するとともに、他市町村等との応援協力関係をも勘案して具体的な物資の種類、数量、備蓄場所、備蓄方式等を定める。

第7項 被害情報の収集体制の整備

情報の収集等の迅速正確を期すため、収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備する。

第8項 惨事ストレス対策

災害活動等に伴う、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第9項 復興の円滑化のための各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、公共施設・

地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップアップ体制について整備に努める。

第3節 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日頃から災害救助法等に習熟するとともに、マニュアルの整備に努める。

第1項 災害救助法等の習熟

1 災害救助法等の運用の習熟

(1) 災害救助法運用要領の習熟

災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

(2) 災害救助法実務研修会等

災害救助法実務研修会に参加し、技能の習得に努める。

担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟を図る。

(3) 必要資料の整備

「災害救助の実務」(厚生労働省社会局施設課監修)、県細則等、救助法運用に際して必要となる資料を整備する。

2 運用マニュアルの整備

災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、災害救助法の適用された事例を参考にし、分かりやすいマニュアルを作成する。

第4節 気象等観測体制の整備

県及び関係機関が発表する県下の気象等観測情報の収集体制を整備する。
情報収集担当者は、観測者の観測技術の習熟及び精度の向上に努める。

第5節 情報管理体制の整備

災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備の整備に努めるとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険が低いなど堅固な場所への設置に努める。

また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の管理者及び町の職員等に対して警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線、防災ラジオ、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディアやワンセグ放送、Lアラート(災害情報共有システム)等の活用による警報等の伝達手段の多重化、多様化に努める。

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るよう努める。

第1項 無線通信施設等の整備

1 市町村の無線通信施設

(1) 防災行政無線

防災行政無線とは、災害時における災害応急対策並びに地域住民に対する情報伝達を迅速かつ円滑に実施するため、町において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線等の整備・充実

イ 住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、戸別受信機等同報系設備の整備・充実

ウ 防災行政無線を有効に機能させるため、夜間運用体制の確立

エ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系設備の整備・充実

オ 主要防災関係機関への通信回路の設置

カ 防災行政無線と全国瞬時警報システム（J－ALERT）との接続により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

(2) 280MHzデジタル同報無線システム

到達性・建物浸透性の高いポケベル波を利用した完全冗長系の非常時通信で、町内における防災行政無線の難聴地区や大雨等による屋外拡声放送の聞き取りづらさを解消するため、280MHz帯個別受信機（通称「防災ラジオ」という。）を町内各戸に配布し、音声及び文字により、住民への防災情報の確実な伝達を行うもの。

(3) 消防・救急無線

消防・救急無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防・救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいう。

2 県の無線通信設備等

県防災・行政情報通信ネットワーク

県防災・行政情報通信ネットワークは、県庁、市町村、消防本部及び県出先機関等の相互間による、地上系無線通信網と衛星通信網を併用した県防災行政無線であり、通信の途絶や輻輳が発生しにくい高い信頼性と、映像やデータの伝送・処理が可能な高度な機能を確保し、災害時等に効果的な運用が図れるよう、適切な維持管理を行う。

第2項 衛星通信・携帯電話等の活用

1 通信事業者による通信機器の借受等

災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星通信・MCA無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう体制を整備する。

2 災害対策用移動通信機器等の借受

九州総合通信局は、非常災害時において災害の応急復旧用に必要な通信を用途とする（訓練を含む。）「災害対策用移動通信機器」を所有し、申し出があった場合には、迅速に貸出しができる体制を整備するとともに、電気通信事業者等に対しては、携帯電話、MCA（移動無線）等の貸出しの要請を行う体制の整備を行っており、必要に応じこれらの機器の借受け申請を九州総合通信局・電気通信事業者等に対して行い、貸与を受ける。

第3項 有線通信設備（災害時優先扱い電話）の整備

災害時優先扱いの電話の有効的な活動体制の整備を行い、内部機構における災害時優先扱いの電話をさらに有効に活用できるように、位置付けを的確に行う。

第4項 通信訓練の実施

様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施に努める。

第5項 情報通信設備の維持

必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。

非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある、洪水により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等に努める。

第6節 広報・広聴体制の整備

災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制の整備に努める。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制の整備に努める。

第1項 被災者への的確な情報伝達体制の整備

1 広報計画

それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、関係機関との密接な連携協力のもと、円滑な広報に当たる。

2 運用体制の整備

下記により広報運用体制の整備を図る。

- (1) 広報重点地区（各災害危険地域）
 - (2) 地区住民（要配慮者）の把握
 - (3) 広報・広聴担当者の熟練
 - (4) 広報文案の作成
 - (5) 広報優先順位の検討
 - (6) 伝達ルートの多ルート化
- 3 防災行政無線（戸別受信機を含む）、280MHzデジタル同報無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。
- 4 防災気象情報の伝達について、県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。
- 5 避難情報を被災者等へ伝達できるよう、県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

第2項 関係機関の連絡体制の整備

広報活動及び広聴活動を行うに当たっては、他の関係機関との連携を図りながら実施する。

第3項 報道機関との連携体制の整備

災害時の広報について報道機関との連携体制を構築する。

第4項 要配慮者等への情報提供体制の整備

災害時は、要配慮者等もできる限り自らの判断で行動することが求められ、その際に、情報が適切に伝達されることが重要であることから、文字放送、データ放送、携帯通信事業者が提供する緊急速報メール、ファクシミリや外国語による放送の活用など要配慮者や外国人を考慮した広報体制を整備するよう努める。また、聴覚障がいのある人や外国人の相談等にも適切に対応できるよう、災害時に協力を依頼できる手話通訳者や外国語通訳者を確保するなど、必要な体制の整備に努める。

第7節 二次災害の防止体制の整備

降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保、並びに事前登録など活用のための施策を推進する。

また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行う。

第1項 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等を推進する。

また、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

第2項 危険物施設等の災害予防

消防本部に対し、事業所等に対する二次災害防止のため、次のとおり要請する。

- 1 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の関係者に対し、災害発生時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- 2 危険物施設の関係者に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導助言等を行う。

第8節 避難体制の整備

関係機関と連携して、災害時に住民等の生命及び身体を守るため、住民等が安全・的確に避難行動・活動を行うために必要な体制を整備しておくとともに、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的な避難対策の推進に努める。

指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・公有財産の有効活用に努める。

第1項 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟

1 避難誘導計画の作成と訓練

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行え

るよう、防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

- (1) 避難情報を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング
- (2) 避難情報に係る権限の代行順位
- (3) 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区および対象人口
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- (5) 高齢者、障害のある人等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制

2 避難情報に関するガイドラインの作成

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保について、「避難情報に関するガイドライン」を指針としたガイドライン作成を行うとともに、必要に応じて見直すように努める。

気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに他の地方公共団体との応援協定を構築するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておく。

また、住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3 避難誘導体制の整備

洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に

絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発令された場合に直ちに避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に依拠していくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨情報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直しを行う。

なお、避難情報の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難情報を発令する。

避難情報の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

4 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

(1) 個別避難計画の作成

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）等」を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等について個別避難計画の作成に努める。

(2) 地域住民等の連携

地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難誘導体制の整備に努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努める。

(3) 高齢者等避難の伝達体制整備

高齢化の進展等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。

5 広域避難体制の整備

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定に締結に努める。

また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画を定めるよう努める。

指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する際に併せて、広域避難及び広域一時滞

在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるとともに、確実に要配慮者を受け入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築する。

第2項 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所等の選定・指定及び避難者の生活環境の整備

洪水、がけ崩れ、土石流及び地滑り、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設、河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受ける恐れがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を、選定・指定、整備し、住民に周知する。

また、避難者の生活環境を整備するため、あらかじめ、必要な措置を講ずる。

1 避難路の選定

- (1) 危険区域及び危険箇所を通過する経路は努めて避けること。
- (2) 車両通行可能な程度の広い道路を選定すること。

2 指定緊急避難場所・指定避難所の指定

- (1) 指定緊急避難場所の指定

公民館等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

- (2) 指定避難所の指定

想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保のため、公共施設その他の施設を当該施設の管理者（町を除く）の同意を得て指定避難所として指定する。

平常時から収容人員等について把握を行い、災害時における開設状況や混雑状況を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させる施設にあっては、円滑な利用を確保するための措置を講じ、必要な居室を可能な限り確保する。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることの認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局と調整を図る。学校における指定避難所運営に関しては県及び町の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努める。

- (3) 福祉避難所の指定・管理

指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉施設を指定するよう努める。

また、福祉避難所について受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定する。

さらに、受入れるべきよう配慮者を事前に調整のうえ、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に直接避難することができるよう努める。

3 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

災対本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。

(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備

指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、防災ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。

(3) 指定避難所の設備等の整備

ア 指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、防災ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全確保のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設整備に努めるとともに、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。

イ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と健康福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

ウ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

エ 指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

オ 指定避難所の円滑な運営を図るため、指定避難所の生活環境に資するパーテーションや段ボールベットなどの必要な物資の供給体制を構築する。また、災害により指定避難所が被災した場合に備え、電気設備や空調設備の応急復旧に関し事前に所要の協定を締結するよう努める。

(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備

ア 指定緊急避難場所の管理責任者をあらかじめ定めるとともに、管理責任者が被災等により早急に駆け付けられない可能性を考慮し、確実に利用できるよう複数個所での鍵管理や、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、地域住民等関係者・団体との協力体制等を整備する。

イ 避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

ウ 場合によって、県に対し、「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」に基づく避難所運営体制の構築の支援を要請する。

エ 県とともに、「災害時健康管理マニュアル」等に基づき、指定避難所における妊産婦、新生児や乳幼児、難病患者、介護が必要な高齢者など、特にきめ細かな支援が必要な要配慮者への健康管理支援に配慮する。

オ 多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努める。また、男女共同参画の視点から男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について防災担当部局と連携し、明確化しておくよう努める。

カ 災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

キ 「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について避難所運営マニュアルに反映する。

ク 指定緊急避難所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

4 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知

避難路、指定緊急避難場所・指定避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。

(1) 総合防災ハザードマップの作成、配布

(2) 町の広報紙、インターネット

(3) 案内板等の設置

ア 誘導標識

イ 指定緊急避難場所・指定避難所案内図

ウ 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

(4) 防災訓練等による周知

(5) 防災啓発パンフレットの作成、配布

(6) 避難計画に基づく避難地図の作成、配布

(7) 自主防災組織等を通じた周知

5 多様な避難状況の把握

(1) 車中泊・テント泊等の避難状況の把握

ア 指定避難所以外の避難実態を把握することができるよう「福岡県避難所運営マニュアル作成指針」に基づき、避難所運営マニュアルを作成するとともに、指定避難所以外の避難実態の把握に努める。

イ 避難所運営マニュアルに基づき、指定避難所以外の避難者の支援に努める。

(2) 避難者の把握等についての避難所運営訓練の実施

自主防災組織、行政区等の地域住民を対象にNPO等の関係団体と連携した避難所運営訓練を実施し、多様な避難者の状況把握の方法について習熟するよう努める。

第9節 交通・輸送体制の整備

第1項 緊急通行車両の事前届け出

災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ、県公安委員会へ緊急通行車両の事前届け出を行う。

1 事前届出の対象とする（緊急通行）車両

- (1) 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両
 - ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関する事項
 - イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
 - キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - ク 緊急輸送の確保に関する事項
 - ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項
- (2) 災害時に他の機関・団体等から調達する車両

2 事前届出の申請

- (1) 申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
- (2) 申請先
田川警察署又は県警察本部交通規制課

3 申請書類

- (1) 緊急通行車両等事前届出書・・・2通
- (2) 自動車検査証の写し…1通
- (3) 緊急通行車両の対象であることを疎明する書類等…1通

4 事前届出済証の保管および車両変更申請

事前届出済証を適正に保管するとともに事前届出済証の交付を受けた車両に廃車、配置換え等の変更が生じた場合は、速やかに事前届出済証の変換、変更の申請を行う。

5 協定締結事業者への周知

輸送協定を締結した民間業者等の車両については、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間業者等に対して周知を行う。

第2項 緊急輸送体制の整備

1 輸送車両等の確保

物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努める。
また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。

2 輸送施設・輸送拠点の整備

県の緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ輸送施設及び輸送拠点について把握しておく。

3 緊急輸送道路の啓開体制の整備

発災後の緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結して体制を整備する。
また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入体制の整備に努める。

さらに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

第10節 帰宅困難者支援体制の整備

大規模災害が発生した場合、道路や鉄道等の被害、交通規制等により、町内において帰宅が困難になるような帰宅困難者が発生することが予想されることから、一時滞在施設等の提供などの対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進に努める。

第11節 保健医療活動の調整

第1項 医療救護活動要領への習熟

第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第8節「医療救護」に示す活動方法・内容に習熟しておく。

第2項 医療救護体制の整備

1 情報収集・連絡体制の整備

発災時における救急、医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、通信手段の確保等を図る。

2 医療救護班の整備

医師会等と協議調整し、あらかじめ救護班を編成しておく。

3 医療救護用資機材・医薬品等の整備

応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

また、日本赤十字社及び県と連携し、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第3項 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想されることから、自主防災組織、住民等に対し、救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

第4項 災害医療に関する普及啓発

消防本部に対し、住民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージ（※）の意義等災害時の医療的措置等についての普及啓発を要請する。

※トリアージ

災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため行うもので、傷病者を緊急度と重症度によって分類し、治療や搬送の優先順位を決めるもの。

第12節 要配慮者安全確保体制の整備

要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、避難行動要支援者が利用している社会福

祉協議会等の管理者とともに、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。

当該機関は、相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図る。

第1項 基本的事項

1 地域防災計画に定める事項

地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める

2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供

避難行動要支援者の把握に努めるとともに、本地域防災計画の定めるところにより、防災関係部局や福祉部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成する。

この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(1) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲等

避難行動要支援者名簿に記載する者の要件は、生活の基盤が自宅に有る者のうち「除外要件」に該当する者を除いた次の者とする。

- ア 65歳以上の一人暮らしの高齢者であって、介護保険の要介護1・2又は要支援1・2の認定を受けている者
- イ 介護保険の要介護3～5の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳（3級以上）の交付を受けている者
- エ 療育手帳（「A」判定）の交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けている者
- カ アからオ以外で民生委員等避難支援団体が支援の必要を認めた者
- キ アからカ以外で本人又は当該家族から申し出があった者

(2) 避難行動要支援者名簿から除外する要件は次のとおりとする。

- ア 自力避難が可能である者
- イ 健常者が同居しており、常に避難支援を受けられる者
- ウ 医療機関または施設等に入所している者
- エ 本人または家族の申し出により、辞退した者

(3) 避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所、行政区
- オ 電話番号その他の連絡先

- カ 避難支援を必要とする理由
- キ 安否確認等の連絡先
- ク その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(4) 情報の収集

- ア 避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- イ 避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(5) 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合について、平常時から消防本部、警察、民生委員、各行政区長、その他避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿の提供をする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときには、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報の提供を行う。

なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した名簿情報のうち、同意を得ていない名簿情報は回収する。

(6) 避難行動要支援者名簿の更新と情報漏えいの防止

避難支援等関係者と情報を共有する場合、事前に提供を受け、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、知り得た避難行動要支援者名簿情報を厳重に保管し、外部漏えいの未然防止に努める。

3 個別避難計画の作成・利用・提供

本地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生おそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものになるよう、必要に応じて更新を行う。

(1) 個別避難計画の記載又は記録事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所、行政区
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由
- キ 避難支援関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ケ その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 情報の収集

ア 個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

イ 個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(3) 個別避難計画情報の利用及び提供

災害発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合について、避難支援等関係者に対し、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を提供する。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときには、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に個別避難計画情報の提供を行う。

なお、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した個別避難計画情報のうち、同意を得ていない個別避難計画情報は回収する。

(4) 個別避難計画情報の更新と情報漏えいの防止

避難支援等関係者と情報を共有する場合、事前に提供を受け、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、知り得た個別避難計画情報を厳重に保管し、外部漏えいの未然防止に努める。

(5) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(6) 地区防災計画との整合性

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図れるよう努める。

第2項 社会福祉施設、病院等の対策

1 組織体制の整備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設及び病院等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制の整備に努める。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

2 防災設備等の整備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導・支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難時の防災訓練の計画的な実施の促進に努める。

3 洪水浸水想定区域内(想定最大規模)の要配慮者利用施設対策

洪水浸水想定区域内(想定最大規模)の要配慮者利用施設で、当該施設の利用者が、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる場合には、これら

の施設の名称及び所在地について、本地域防災計画において定め、当該施設の利用者が災害時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。

4 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備

要配慮者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

【要配慮者利用施設一覧】

・社会福祉施設等

名 称	所在地	T E L	洪水	土砂災害
特別養護老人ホーム添寿園	庄 1 1 1 3 - 2	8 2 - 2 1 2 2	○	○
特別養護老人ホームそえだ	添田 1 1 4 8 - 2	8 2 - 4 1 1 2	×	○
養護老人ホーム錦風荘	庄 1 1 0 6	8 2 - 0 6 4 3	○	×
高齢者生活支援ハウスやすらぎ	添田 1 5 9 4	8 2 - 0 0 8 0	○	×
介護老人保健施設サングリーンそえだ	庄 1 1 3 0	8 2 - 0 1 0 0	○	○
小規模多機能型居宅介護オレンジ	添田 1 1 2 8 - 1	8 2 - 5 1 0 6	×	○
グループホーム添寿の里	庄 1 1 2 3 - 1	8 2 - 5 0 7 2	○	○
グループホームみかんの木	添田 1 9 1 1 - 2	8 2 - 2 7 3 5	○	○
グループホーム桜木荘	庄 2 5 4 9 - 1	8 2 - 3 7 7 3	○	○
住宅型有料老人ホーム幸乃家	添田 1 1 4 6 - 1	8 2 - 0 6 5 5	×	○
デイサービスセンターらくらく	添田 2 1 7 8 - 8	3 1 - 3 3 5 1	○	○
町社会福祉協議会デイサービス事業所	添田 1 5 7 3	8 2 - 2 6 0 0	○	○
デイサービス望	庄 2 2 6 2 - 1	4 1 - 3 0 0 7	○	○
デイサービス幸	添田 1 1 4 6 - 1	8 2 - 0 6 2 3	×	○
救護施設なのみ	中元寺 844-123	4 1 - 7 0 7 0	○	○

・病院

名 称	所在地	T E L	洪水	土砂災害
勝野内科クリニック	添田 1 4 4 8	4 8 - 7 0 1 4	○	○
川口循環器内科・耳鼻咽喉科医院	添田 2 0 9 3 - 3	8 2 - 0 3 2 2	○	○
庄宮城医院	庄 2 4 9	8 2 - 1 0 4 7	×	○
中山医院	庄 8 9 0 - 5	8 2 - 0 4 7 1	×	○
中山産婦人科医院	庄 8 9 3 - 1	8 2 - 0 3 9 3	×	○
英彦山病院	中元寺 8 4 4 - 1 4	8 2 - 1 3 0 0	○	○
宮城内科胃腸科医院	添田 1 0 1 2 - 1	8 2 - 0 0 0 8	×	○
柳瀬外科医院	添田 1 4 0 9	8 2 - 0 2 7 9	○	○
雪竹医院	添田 1 2 6 5 - 2	8 2 - 0 1 2 5	×	○
きたはら歯科医院	添田 2 9 4 8 - 7	8 2 - 4 5 4 0	○	○

菅歯科医院	庄 9 5 9 - 6	8 2 - 1 4 7 1	×	○
なかその歯科医院	添田 1 2 3 8 - 7	4 1 - 3 4 5 6	×	×
伊藤歯科医院	添田 1 4 2 2 - 1	8 2 - 2 2 3 0	○	○
宮城歯科医院	添田 1 2 7 4 - 1	8 2 - 0 0 8 1	○	○
五嶋歯科医院	庄 1 0 2 9 - 5	8 2 - 5 5 2 1	×	○
なかむら歯科医院	添田 1 9 7 9 - 1 5	8 2 - 5 1 7 7	○	○

・学校

名 称	所在地	T E L	洪水	土砂災害
添田中学校	添田 1 6 0 5	8 2 - 0 1 1 6	○	×
落合小学校	落合 1 1 1 3	8 5 - 0 7 0 7	○	○
添田小学校	添田 1 3 3 3	8 2 - 0 0 3 3	○	○
中元寺小学校	中元寺 2 1 6 4	8 2 - 0 1 2 9	○	○
津野小学校	津野 5 9 2 9	8 4 - 2 0 0 5	○	×
真木小学校	庄 2 4 1 4	8 2 - 0 4 0 0	○	○

・幼・保育園

名 称	所在地	T E L	洪水	土砂災害
宮城幼稚園	添田 1 3 5 3 - 2	8 2 - 2 2 1 0	○	○
聖光保育園	添田 1 7 7 4 - 1	8 2 - 0 2 5 7	○	○
くるみ保育園	落合 9 8 4 - 1 F	8 5 - 0 3 7 4	○	○
たから保育園	中元寺 2 4 6 7	8 2 - 4 5 7 6	○	○
ひかり保育園	津野 6 0 5 9 - 1	8 4 - 2 1 7 1	○	×
みどり保育園	庄 4 1 9 - 5	8 2 - 0 6 0 5	○	○
真木保育園	庄 2 5 2 2 - 8	7 3 - 3 2 1 6	○	○

・障がい者施設等

名 称	所在地	T E L	洪水	土砂災害
英彦学園	野田 1 4 9 1 - 4	8 2 - 4 4 4 3	○	○
ひこほたる	庄 2 4 1 5 - 1	3 1 - 2 0 0 6	○	○
やまほたる	庄 2 5 4 9 - 1	8 2 - 0 4 4 5	○	○
英彦ホーム	添田 1 0 8 5 - 1	8 2 - 3 7 4 7	○	○

※「洪水」内、×印施設は、浸水想定区域内(想定最大規模)、「土砂災害」内、×印施設は、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

第3項 幼稚園・学校等対策

幼稚園・保育所の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施の促進に努める。

幼稚園・保育所・学校が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における乳幼児・児童・生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

第4項 在宅の要配慮者対策

1 組織体制の整備

要配慮者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障害のある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保に努める。

2 防災設備等の整備

在宅者（要配慮者含む）の安全性を高めるため、消火器及び住宅用火災警報機等防火機器の設置を促進する。また、一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がいのある人の安全を確保するための緊急通報システム等の整備に努める。

3 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者の分布等を考慮し、指定避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

第5項 避難行動要支援者の移送

安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

第6項 要配慮者避難支援のための連携体制等の整備

「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、防災担当課と福祉担当課との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者の避難支援体制を整備し、要配慮者に関する情報の共有に努める。

第7項 外国人等への支援対策

1 外国人の支援対策

(1) 外国人に対する防災知識の普及対策

町に来訪あるいは生活する外国人の災害時の安全確保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語をはじめとする外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報供給体制の整備に努める。

(2) 通訳・翻訳ボランティアの確保

災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、通訳・翻訳ボランティア等の確保に努める。

第8項 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報の提供を受ける。

第9項 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に要配慮者等に避難を拒否されることで時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から要配慮者等に対する避難訓練の実施や、避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難できるよう努める。

第13節 集落の孤立化対策

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立化する恐れのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、防災関係機関と一体となって被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する。

第1項 孤立化の恐れのある集落の把握

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前に把握しておく。

第2項 孤立化の未然防止

- 1 孤立化の恐れのある集落においては、集落の代表者（区長等）を災害情報連絡員として任命するなど、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- 2 孤立化の恐れのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県等と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備

大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、NPO・ボランティアの参加・協力が不可欠であることから、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討する。

また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等と連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、活動環境等の整備に努める。

第1項 災害ボランティアの役割と協働

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりとする。

1 生活支援等に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンター運営の補助
- (3) 避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障害のある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去

- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災建築物等の危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障害のある人等への介護・支援
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
- (7) 公共土木施設の調査等
- (8) その他の専門的な技術・知識が必要な業務

第2項 災害ボランティアの受入体制の整備

災害ボランティアの活動環境として、県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、地域防災計画において、災害ボランティアの受入に関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（災害時における現地ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入に努める。

さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

第3項 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援

- 1 社会福祉協議会と連携し、講習会、防災訓練を通じて、それぞれの地域における災害ボランティアリーダー等の育成・支援に努める。
- 2 災害ボランティア活動中の事故や賠償事故の補償に効果のあるボランティア保険の普及啓発に努める。

第15節 災害備蓄物資等の整備・供給

第1項 共通方針

- 1 大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のため備蓄計画を定めておく。
- 2 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生の恐れがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努める。
- 3 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を

備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮する。また、被災地への物資の輸送に当たっては、物資拠点への輸送に留まらず、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災地に確実に届くよう配慮するよう努める。

- 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。
- 5 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与されている賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努める。
- 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮する。

第2項 給水体制の整備

1 補給水利等の把握

災害時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、耐震性貯水槽等の整備を計画的に進める。

2 給水用資機材の確保

必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

3 貯水槽等の整備

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置等の整備増強を行う。

4 危機管理体制の整備

日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、被災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

5 水道施設の応急復旧体制の整備

水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

6 災害時への備えに関する啓発・広報

災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、平常時から3日分（3リットル/人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。

第3項 食料供給体制の整備

1 給食用施設・資機材の整備

野外炊飯に備えて炊飯器具を指定緊急避難場所等備蓄施設に整備する。

2 食料の備蓄

(1) 町の備蓄

食料の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命に係わる可能性のある高齢者、乳幼児及び食事療法を要する者等に特に配慮する。

(2) 町民の備蓄

町民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

(1) 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結を推進する。この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

(2) 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

農業団体との災害時の協力協定締結を推進する。

(3) 給食施設等の応急復旧体制の整備

被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設、ガスの供給停止により炊事のできない者への簡易ガスコンロの貸与等について、LPガス業者等との間で協力体制を整備する。

4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 住民及び事業所等に対し、最低2～3日分の食料の自主的確保を指導する。

(2) 在宅の要配慮者への地域住民による食料配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第4項 生活必需品等供給体制の整備

1 生活物資の備蓄

(1) 備蓄の推進

生活必需品の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び乳幼児・女性・高齢者等を対象とした物品を考慮するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄又は指定緊急避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や乳幼児等の要配慮者を重視する。

(2) 町民の備蓄推進

町民は、大規模災害発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

2 災害時民間協力体制の整備

生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

3 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上

(1) 住民及び事業所等に対し、最低2～3日分の生活物資の自主的確保を指導する。

(2) 在宅の要配慮者への地域住民による生活物資の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

第5項 資機材供給体制の整備

1 趣旨

災害時には、ライフラインの被害等により、避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、迅速な供給ができるよう、平常時から備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておくよう努める。

2 資機材の備蓄

資機材の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定及び高齢者や障がいのある者、女性等に配慮するとともに、備蓄品目の生活に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

3 災害時民間協力体制の整備

レンタル資機材業者との災害時の協力協定締結を推進する。

この場合、協定内容は原則として、資機材等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

協定締結事業者との間では、平時から納入に必要な日数や提供可能数量に関する情報の共有に努める。

第6項 義援物資の受入体制の整備

小口・混載の義援物資は県及び被災した町の負担となることから、受入れる義援物資は原則として企業等からの大口のみとするとともに、これら被災地支援に関する知識を整理し、その普及及び内容の周知に努める。災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう、受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

また、大規模災害発生時に全国から送られてくる義援物資の配分、輸送、在庫管理に災害対策本部等が忙殺されることがないように、集積拠点の確保や迅速・的確な供給体制について、運送会社等との協定も活用し、あらかじめ整備しておくよう努める。

第16節 住宅の確保体制の整備

被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、公営住宅の空き家状況、応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握し、供給体制の整備を図る。

第17節 保健衛生防疫体制の整備

第1項 防疫用薬剤及び器具の備蓄

消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時から確保に努める。

第2項 学校における環境衛生の確保

校長に対し、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施すよう指導する。また、児童・生徒等に常に災害時における衛生について、十分周知せしめるよう指導する。

第18節 災害廃棄物処理体制の整備

第1項 ごみ処理体制の整備

清掃施設組合と連携し、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理するため体制を整備する。

（ごみ仮置き場の選定基準）

- ・他の応急対策活動に支障のないこと。
- ・衛生環境に支障がないこと。
- ・搬入に便利なこと。
- ・分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

第2項 し尿処理体制の整備

災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

1 災害用仮設トイレの整備

発災時に指定避難所、住宅地内でし尿処理施設の使用ができない地域に配備できるよう仮設トイレを保有する建設業、し尿処理指定業者等と協力関係を整備する。

2 素掘用資材の整備

災害用仮設トイレの整備と並行して、素掘用資材の整備を推進するため素掘用仮設トイレの仕様の作成、資材の種類、数量の把握、消毒方法の検討を行う。

第3項 がれき処理体制の整備

災害による建物の消失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する体制を整備する。

1 がれきの仮置場の選定

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難な場合を想定し、がれきの仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。

2 応援協力体制の整備

がれき処理の応援を求める建設業者、各種団体について、あらかじめその応援能力について十分調査し、処理計画の中に組み入れるとともに、協定書の締結等体制を整えておく。

第19節 農業の災害予防

暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、農業改良普及組織及び関係団体等を活用して、福岡県施設園芸用施設導入方針に基づく施設整備や土地改良事業計画設計基準に基づく構造物の整備等、農家等に対する防災思想の普及やその指導に努める。

第20節 町における業務継続計画

大規模災害時においても、災害対応等の業務を適切に行なうため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

第1項 業務継続性の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

第2項 町におけるBCP

災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、「町長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理」（以下「重要6要素」という。）について定めておく。

第 3 編 災害応急対策計画

第 1 章 活動体制の確立

第 1 節 組織体制の確立

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合「添田町災害対策本部」を添田町役場に設置し、緊密な協議のもとに災害応急対策を実施する。

第 1 項 組織及び編成

【添田町災害対策本部組織図】

本部 会議	本部長	町長	
	副本部長	副町長、教育長	
	本部員	【総合対策部】	防災情報管財課長
		【総務部】	総務課長、総合企画財政課長、議会事務局長、会計管理者
		【民生部】	保健福祉環境課長、住民課長、まちづくり課長、社会教育課長、地域包括支援センター長
		【事業部】	道路整備課長、住環境整備課長、地域産業推進課長 水道課長
		【教育部】	学校教育課長
		【消防部】	添田町消防団長

部名	部長	副部長	部員
総合対策部	防災情報管財課長		防災情報管財課
総務部	総務課長	総合企画財政課長 議会事務局長 会計管理者	総務課 総合企画財政課 議会事務局 出納室
民生部	保健福祉環境課長	住民課長 まちづくり課長 社会教育課長 地域包括支援センター長	保健福祉環境課 住民課 まちづくり課 社会教育課 地域包括支援センター
事業部	道路整備課長	住環境整備課長 地域産業推進課長 水道課長	道路整備課 住環境整備課 地域産業推進課 水道課
教育部	学校教育課長		学校教育課
消防部	添田町消防団長	副団長	消防団員

【各部所掌事務】

部名	部員	所掌事務
総合対策部	防災情報管財課	1 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 2 避難情報の発令に関すること。 3 指定緊急避難場所・指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 職員の非常配備に関すること。 6 気象情報等の収集・伝達に関すること。 7 各部からの被害報告の取りまとめに関すること。 8 各部との連絡調整に関すること。 9 国・県、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 10 県、消防機関及び他市町村への応援要請、連絡調整に関すること。 11 自衛隊への派遣要請に関すること。 12 防災行政無線の管理・運用に関すること。 13 災害応急対策全般の調整に関すること。 14 災害対策基本法に基づく諸対策に関すること。 15 災害救助法の適用に関すること。 16 災害資料の作成に関すること。 17 施設等の状況把握及び応急復旧措置に関すること。
総務部	総務課 総合企画財政課 議会事務局 出納室	1 総務部所属課所掌事務に関する住民からの問合せの対応に関すること。 2 総務部所属課所管施設等の状況把握及び応急復旧措置に関すること。 3 住民への情報伝達、広報活動に関すること。 4 各行政区との連絡調整に関すること。 5 報道機関への対応に関すること。 6 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供に関すること。 7 災害従事者への給食・給水に関すること。 8 輸送力の確保、公用車の手配に関すること。 9 受援に関すること。 10 救援物資の受入れ、管理に関すること。 11 災害用諸物資の輸送に関すること。 12 民間協力団体との連絡調整に関すること。 13 見舞者等への応接、秘書に関すること。 14 災害対策応急物資等の購入及び納入品の検収に関すること。 15 議員との連絡調整に関すること。 16 災害応急対策に係る財政処置に関すること。

部名	部員	所掌事務
民生部	保健福祉環境課 まちづくり課 住民課 社会教育課 地域包括支援センター	1 民生部所属課所掌事務に関する住民からの問合せの対応に関する事。 2 民生部所属課所管施設等の状況把握及び応急復旧措置に関する事。 3 指定緊急避難場所の運営に関する事。 4 指定緊急避難場所・指定避難所における支援物資の配布に関する事。 5 要支援者の安否情報に関する事。 6 医師会、医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 7 傷病者の応急措置に関する事。 8 福祉施設との連絡調整に関する事。 9 ボランティアセンターとの連絡調整に関する事。 10 防疫活動に関する事。 11 り災証明の発行に関する事。 12 義援金の受付、配分に関する事。 13 災害弔慰金の支給、災害援護資金に関する事。 14 避難被災者支援窓口に関する事。 15 遺体の収容、安置に関する事。
事業部	道路整備課 住環境整備課 地域産業推進課 水道課	1 事業部所属課所掌事務に関する住民からの問合せの対応に関する事。 2 事業部所属課所管施設等の状況把握及び応急復旧措置に関する事。 3 道路、橋梁、河川等公共土木関係施設の災害応急対策に関する事。 4 交通情報の収集、道路規制に関する事。 5 飲料水の確保、供給に関する事。 6 障害物の除去に関する事。 7 道路、橋梁、河川等公共土木関係施設の被害調査に関する事。 8 農地、山地、農林業用施設及び農林作物の被害調査に関する事。 9 商工関係施設の被害状況調査に関する事。 10 河川の氾濫及び土砂崩れ等危険地域の巡回に関する事。 11 被災住宅の応急処理に関する事。 12 応急仮設住宅の建設、入居者選定に関する事。 13 被災建築物の応急危険度判定に関する事。 14 被災宅地の危険度判定に関する事。 15 農林関係災害に対する金融に関する事。 16 被災商工業者に対する融資のあっせんに関する事。

部名	部員	所掌事務
教育部	学校教育課	1 教育部所属課所掌事務に関する住民からの問合せの対応に関する事。 2 教育部所属課所管施設等の状況把握及び応急復旧措置に関する事。 3 児童、生徒の安全確保、安否確認に関する事。 4 学校の登下校・休校に関する事。 5 学校教育施設等での避難受入れの調整及び協力に関する事。 6 臨時ヘリポートの設置に関する事。 7 炊き出しの実施、支援に関する事。 8 他部への応援に関する事。
消防部	添田町消防団	1 消防団員の動員及び配備に関する事。 2 災害警戒の広報及び指導に関する事。 3 河川の氾濫及び土砂崩れ等危険地域の巡回に関する事。 4 避難誘導及び要支援者避難に関する事。 5 消防活動に関する事。 6 行方不明者の捜索に関する事。 7 人命救助に関する事。 8 自衛隊、警察、消防等の協力に関する事。

第2項 災害対策本部の設置及び廃止

1 本部の設置及び廃止

(1) 設置

気象業務法に基づく注意報又は警報が発令又は、災害が発生したとき、本部長がその必要を認めたとき。

(2) 廃止

災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

2 本部会議

(1) 会議の招集は、本部長の指示により総合対策部が行う。

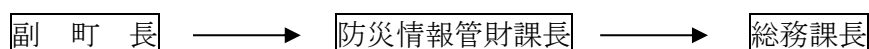
(2) 本部長は、本部会議の議長となる。また、本部長に事故あるときは、副本部長がこれにあたる。

3 防災会議委員に対する通報

災害対策本部が設置された場合、必要に応じて連絡を行う。

第3項 意思決定の基準

町における災害対策に係る意思決定は、災害対策基本法に基づき町長が行うが、町長の判断を仰ぐことができない場合は、次のとおり。



第4項 災害対策本部等の設置場所

災害対策本部等は役場庁舎内に設置するが、庁舎が被災し使用が不可能になった場合は、その状況に応じて設置場所を定める。

第2節 配備及び動員体制の確立

災害対策本部を設置した場合の動員は、次の要領による。

第1項 動員要項

総合対策部長は、指定された配備の規模に基づき各部の配備要員数を決定し、各部長に通報する。各部長は各配備要員の連絡先を把握しておき、直ちに動員できるよう措置を行う。

休日夜間等、勤務時間外に当直者が情報を察知したときは、町長、副町長及び防災管理課長に連絡して、指示を受ける。

第2項 配備及びその種類

本部長は次に定める配備により、本部を設置したとき又は本部設置後において配備の規模を変更する必要があるときは、その規模を指定する。

配備	災害状況	配備要員
第1配備 (準備室)	(準備体制) 気象条件等により災害の発生が予想される事態であるが、災害までに多少の時間的な余裕があるときの配備体制	防災情報管財課 その他、別途各部に定めた人数
第2配備 (警戒本部) (対策本部)	(警戒体制) 比較的軽微な規模の災害若しくは、局地的な災害が発生した場合、又は災害発生が必至となったときの配備体制	全課長 防災情報管財課 その他、別途各部に定めた人数
第3配備 (対策本部)	(救助体制) 相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が相当に拡大する恐れがあるときの配備体制	係長以上を基本とする 消防団本部員
第4配備 (対策本部)	(非常体制) 町内全域にわたって災害が発生し、又は局地的被害であっても被害が時に甚大なとき、又は大規模の災害発生を免れないと予想される配備体制	全職員

注) ※配備人員については、別途定めるものとする。

※消防部は、消防団本部員を充て、災害対策本部の命令を受け、消防団長の指揮による活動とするが、災害の発生状況等により本部員の配置については、本部長が消防団長と協議して決定する。

※災害の発生状況、規模等により対応が不要の部及び部の職務でこれにより難しい状況がある場合は、本部長が別途指示する。

第3項 交代要員の確保

災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請による交代要員の確保を図ること。

第3節 自衛隊の災害派遣要請

災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期する。

第1項 災害派遣要請の基準

- 1 天変地異その他の災害に際して、人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
- 2 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第2項 派遣の要請種類

1 要請による災害派遣（自衛隊法第83条第2項）

- (1) 天災地変その他の災害に際して、知事等が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合の知事等からの部隊等の派遣の要請に基づき、防衛大臣が事態やむを得ないと認める場合の救援のための部隊等の派遣
- (2) 天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められるときの(1)の要請を待たない部隊等の派遣

2 近傍災害派遣（自衛隊法第83条第3項）

庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合における部隊等の長による部隊等の派遣

3 予防派遣（防衛庁訓令）

災害に際し被害がまさに発生しようとしている場合において、災害派遣の要請を受け、防衛大臣の指定する者（指定部隊等の長）が自体やむを得ないと認めたときの部隊等の派遣

第3項 派遣要請要領

1 災害対策本部長（町長）の派遣要請依頼

- (1) 災害対策本部長（町長）が県知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（消防防災指導課）に依頼する。なお、事後速やかに文書を提出する。

この場合において、災害対策本部長（町長）は、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況自衛隊に通知する。

- (2) 通信の途絶等により、知事に対して上記(1)の依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を最寄りの自衛隊（陸上自衛隊第3高射特科群長）に通知することができる。この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣できる。

災害対策本部長（町長）は、前述の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

2 派遣要請の内容

災害対策本部長（町長）が行う派遣要請書は次の事項を明示し、通常先ず最も早い方法で要請した後、文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

- ・ 県消防防災指導課 電話 092-641-4734
- ・ 陸上自衛隊第3高射特科群 電話 0948-22-7651

知事への依頼書様式（町長→知事）

福 岡 県 知 事 殿 町 長 ㊟ 自衛隊の災害派遣について（要請） 自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します 記 1 災害の状況及び派遣を要請する事由 2 派遣を希望する期間 3 派遣を希望する区域及び活動内容 4 その他参考となるべき事項	文書番号 年 月 日
---	--

第4項 災害派遣部隊の受入れ体制

1 派遣部隊の受け入れ態勢

派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意し、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。

- (1) 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他必要な施設等の準備
- (2) 派遣部隊の活動に対する協力
- (3) 派遣部隊と町との連絡調整

2 使用資器材の準備

- (1) 災害予防、応急復旧、災害救助作業等に使用する機械、器具等については特殊なものを除き町において準備する。
- (2) 災害応急作業等に必要な材料、消耗品は町及び県において準備する。

3 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）
- (2) 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲取り料
- (3) 派遣部隊のため現地で調達した資器材の費用
- (4) その他の必要な経費については事前に協議を行う。

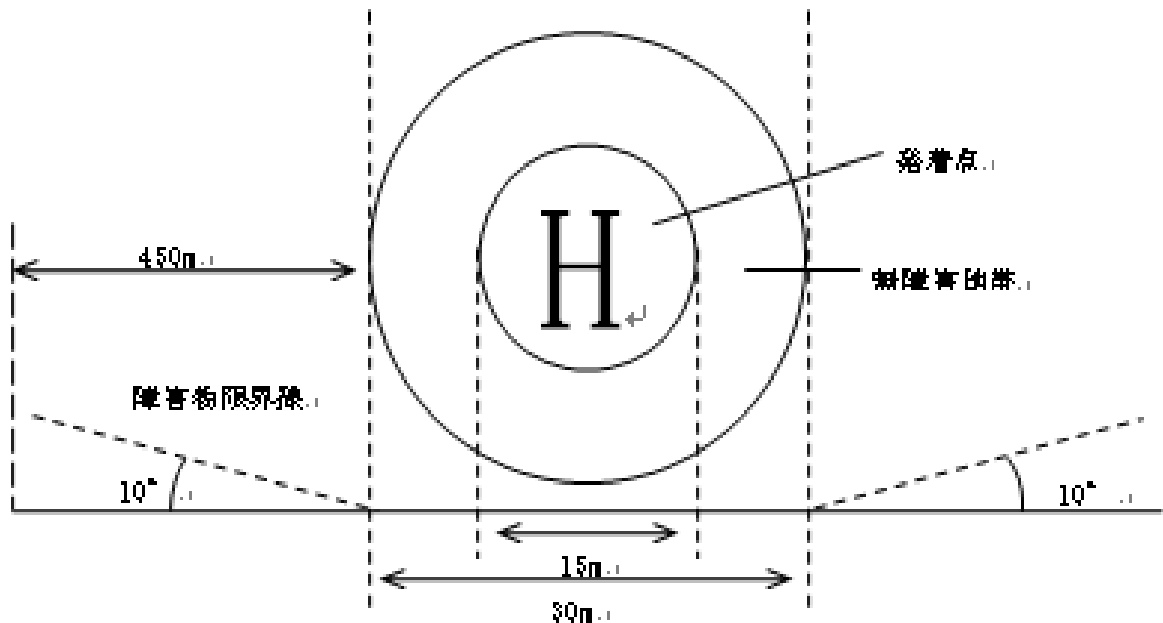
4 応急ヘリポートの設置

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

(1) 設置場所

町内の各小学校等の一定の広場を有する場所を予定し、災害発生の際の状況によって好適地を指定する。

- (2) 応急ヘリポートの基準
機種に応ずる発着点付近の基準



- 注) ※発着点とは、安全、安易に接地できるように準備された地点をいう。
 ※無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
 ※この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

(3) 標示

- ア 上空から確認しうる風の方角を標示する旗、又は、発煙筒を離着陸地点から約 50 m離れた位置に設置する。
 イ 着陸地点には、石灰等を用いて直径 7 m以上のⓂの記号を標示する。

(4) 危険防止

- ア 離着陸時は風圧等により危険であるので場内にいる者を排除する等の立入禁止措置をとる。
 イ 地着陸地点付近は平坦で回転翼の回転によって砂塵等があがらない場所を選定し、物品等異物を配置しない。また、砂塵が舞い上がる場合は散水する。
 ウ 安全上の監視員を配置する。
 エ 着陸したヘリコプターから隊員が下りて合図するまでは、絶対近づかないこと。

第3項 災害派遣の撤収要請

災害対策本部長（町長）は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、知事にその撤収を要請する。

- 1 撤収要請の日時
- 2 派遣された部隊
- 3 派遣人員及び従事作業の内容
- 4 その他参考事項

災害派遣撤収要請書様式（町長→知事）

		文書番号
		年 月 日
福 岡 県 知 事 殿		
		町 長 ⑩
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣を要請しましたが、災害 応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方お願い いたします。		
記		
1 派遣要請日時		
2 派遣された部隊		
3 派遣人員及び従事作業の内容		
4 その他参考となるべき事項		

第4節 応援要請

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、町のみでは応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関と連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するよう努める。

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるよう努める。

第1項 応援要請

1 町

町域に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

また、他の市町村から応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に活動する。

他の市町村で、大規模な地震の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している応援協定に基づき、速やかに応援体制を整える。

(1) 災害時における県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく応援要請

町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があるときは上記協定に基づき、他の市町村長に応援を求め、また複数の市町村に要請する場合は県に要請し、災害対策に万全を期する。

(2) 県への応援又は応援斡旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請

町域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると求めるときは、知事に対し応援又は応援の斡旋を要請する。また、必要に応じて、関

係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請する。

2 消防広域応援要請

(1) 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

災害対策本部長（町長）は消防本部と協議し、自らの消防力で対処できないと判断した場合、県知事及び協定を締結している他市町村の消防機関に対し応援を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

大規模災害時において、災害対策本部長（町長）は、必要に応じ知事を通じ消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動等を要請し、救急、救助、消火活動等について応援を求める。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待つ暇がない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができることとなっている。

なお、航空機応援が必要な場合においても、同様に応援を要請する。

3 「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請

知事は、大規模災害時に県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼することとしており、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

4 応援の受入れに関する措置

他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受け入れることができるよう、県と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）の確保に努める。

【要請先】

要請先	電話番号	F A X 番号	県防災行政無線番号	県 防 災 F A X 番号
県防災危機管理局	092-643-3111	092-643-3117	78-700-7022	1-78-700-7390
田川市	0947-44-2000	0947-46-0124	78-206-70	1-78-206-75
田川郡香春町	0947-32-2511	0947-32-4815	78-601-70	1-78-601-75
〃 福智町	0947-22-0555	0947-22-0782	78-603-70	1-78-603-75
〃 糸田町	0947-26-1231	0947-26-1651	78-604-70	1-78-604-75
〃 川崎町	0947-72-3000	0947-72-6453	78-605-70	1-78-605-75
〃 大任町	0947-63-3000	0947-63-3813	78-608-70	1-78-608-75
〃 赤 村	0947-62-3000	0947-62-3007	78-609-70	1-78-609-75
朝倉郡東峰村	0946-72-2311	0946-72-2038	78-446-70	1-78-446-75

第5節 災害救助法の適用

第1項 実施責任者

災害救助法の適用後の救助業務は、知事が実施し、災害対策本部長（町長）がこれを補助するが、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、災害対策本部長（町長）が実施責任者となて行う。

第2項 災害救助法の適用基準

- 1 知事は、災害による被害の程度が次のいずれかに該当する場合には、町、その他の関係機関及び町民等の協力の下に災害救助法による救助を実施する。
 - (1) 町域内単位の住家滅失世帯数が添田町で40世帯以上であること。
 - (2) 県地域内市町村の住家滅失世帯数の集計が2,500世帯以上であつて、添田町における滅失世帯数が20世帯以上であること。
 - (3) 県の区域内の住家滅失世帯数の累計が12,000世帯以上である場合又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等により、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したと。
 - (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じる場合であつて、内閣府令で定める基準に該当すること。
- 2 前記1の(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。
- 3 前記1によるもののほか、知事は、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として町が告示されたときには、災害救助法による救助を実施することができる。

第3項 災害救助法の適用手続き

1 町

- (1) 災害対策本部長（町長）は、町における災害による被害の程度が前記1の「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に情報提供するとともに、法の適用について協議する。
- (2) 災害対策本部長（町長）は、前記1の「災害救助法の適用基準」の(3)の後段及び(4)の状態被災者が現に救助を要するときは、法の適用を申請しなければならない。
- (3) 災害対策本部長（町長）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法による救助に着手し、その状況を、速やかに情報提供を行う。

2 県

知事は、災害対策本部長（町長）からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認められるときは直ちに適用することとし、法に基づき救援の実施について町及び県内関係部下に指示するとともに、関係機関、内閣総理大臣等に通知又は情報提供する。

第4項 救助の種類

1 災害救助法による救助の種類は次のとおり。

なお、本節第2項3による救助の種類は(1)である。

- (1) 避難所の（応急仮設住宅を除く。）供与
 - (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (4) 医療及び助産
 - (5) 被災者の救出
 - (6) 被災した住宅の応急処理
 - (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - (8) 学用品の給与
 - (9) 埋葬
 - (10) 遺体の搜索・処理
 - (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
 - (12) 応急仮設住宅の供与
- 2 知事が救助を迅速に行う必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を災害対策本部長（町長）行う。また、その他の救助実施については、災害対策本部長（町長）は知事が行う救助を補助する。

災害対策本部長（町長）が行う事務は次のとおり。

- (1) 避難所の（応急仮設住宅を除く。）供与
- (2) 炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急処理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 遺体の搜索・処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (11) 応急仮設住宅（賃貸型仮設住宅）の供与

第5項 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

福岡県災害救助法施行細則及び同細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の機関については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲において内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

第6節 要員の確保

第1項 労働者等確保の種別、方法

災害応急対策を迅速・的確に実施するため、必要な要員を確保の手段はおおむね次によるが、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- 1 災害対策実施機関の関係者等の動員
- 2 ボランティア等の受入れ

- 3 公共職業安定所による労働者のあっせん
- 4 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- 5 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

第7節 災害ボランティアの受入れ・支援

大災害が発生したときには、社会福祉協議会に対し、災害ボランティアセンターの設置・運営を要請し、県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会は、災害時のみならず復旧期においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。

県から事務の委任を受けた町が、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

第1項 受入窓口の設置

1 県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部の設置

ボランティアの受入れ調整組織としては、県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって県レベルの県災害ボランティア本部、町レベルの現地災害ボランティア本部の2段階レベルのボランティア本部を設置し、相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、NPO・ボランティア等との連携を図り、活動を展開することとなっている。

各災害ボランティア本部の役割は次のとおり。

(1) 県災害ボランティア本部

県災害ボランティア連絡会が中心となって設置し、町の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、ボランティアの調整等を行うこととなっている。

なお、被災の規模により、必要に応じて県災害ボランティア本部から現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等を行うこととなっている。

(2) 現地災害ボランティア本部

社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受け付け、現場へのボランティアの派遣を行う。

2 日本赤十字社福岡県支部、NPO・ボランティア等との連携

現地災害ボランティア本部は、現地入りする日本赤十字社福岡県支部及びNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、現場活動をできるだけ支援する。

3 町の支援

社会福祉協議会に対し、ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンター

の設置・運営を要請するとともに、設置・運営に際して、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティア本部の場所の提供
- (2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成
- (3) 資機材等の提供
- (4) 職員の派遣
- (5) 被災状況についての情報提供
- (6) 片づけごみなどの収集運搬
- (7) その他必要な事項

第2項 災害ボランティアの活動

1 生活支援に関する業務

- (1) 被災者家屋等の清掃活動
- (2) 現地災害ボランティアセンターの運営補助
- (3) 指定避難所運営の補助
- (4) 炊き出し、食料等の配布
- (5) 救援物資等の仕分け、輸送
- (6) 高齢者、障がいのある人等の介護補助
- (7) 被災者の話し相手・励まし
- (8) 被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去
- (9) その他被災地での軽作業（危険を伴わないもの）

2 専門的な知識を要する業務

- (1) 救護所等での医療、看護
- (2) 被災地宅の応急危険度判定
- (3) 外国人のための通訳
- (4) 被災者へのメンタルヘルスケア
- (5) 高齢者、障がいのある人等への介護
- (6) アマチュア無線等を利用した情報通信業務
- (7) 公共土木施設の調査
- (8) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第3項 災害対策本部と災害ボランティアセンターの連携

災害対策本部は災害ボランティアセンターと連携し、必要な人員、資機材、分野（内容）等の被災地におけるニーズを把握し、被災者のニーズに即したNPO・ボランティアの受入れを行う。

第2章 災害応急対策活動

第1節 防災気象情報等の伝達

第1項 予警報等の種類・基準

1 特別警報・警報・注意報等の定義

特別警報－大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こる恐れが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

警 報－大雨、洪水、大雪、強風、風雪によって重大な災害が起こる恐れがある場合、その旨を警告して行う予報

注 意 報－大雨、洪水、大雪、強風、風雪によって災害が起こる恐れがある場合、その旨を注意して行う予報

気象情報－気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

福岡管区気象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む。）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。

「雨を起因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という気象情報を発表する。

2 特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

特別警報・警報・注意報の種類、発表基準は次のとおり。

種類		発表の基準
特別 警 報	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

※雨に関する添田町の50年に一度の値(令和3年3月25日現在)

- ① 48時間降水量 (R48) : 538mm
- ② 3時間降水量 (R03) : 155mm
- ③ 土壌雨量指数 (SWI) : 289

種類		発表の基準	
警 報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	2 4
		(土砂災害) 土壌量指数基準	1 5 0
	洪水	流域雨量指数基準	今川流域＝1 3. 2、中元寺川流域＝1 0. 3
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	彦山川 [伊田]
	暴風	平均風速	2 0 ㎧
	暴風雪	平均風速	2 0 ㎧ 雪を伴う
注 意 報	大雪	降雪の深さ	平地 1 2 時間降雪の深さ 1 0 cm
			山地 1 2 時間降雪の深さ 2 0 cm
	大雨	表面雨量指数基準	1 5
		土壌量指数基準	9 7
	洪水	流域雨量指数基準	今川流域＝1 0. 5、中元寺川流域＝8. 2
		複合基準	今川流域 1 2、1 0. 3 彦山川流域 1 4、1 4
		指定河川洪水予報による基準	彦山川 [伊田]
	強風	平均風速	1 2 ㎧
	風雪	平均風速	1 2 ㎧ 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地 1 2 時間降雪の深さ 3 cm
			山地 1 2 時間降雪の深さ 5 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	濃霧	視程	1 0 0 m
	乾燥	最小湿度 4 0 %で、実効湿度 6 0 %	
	なだれ	積雪の深さ 1 0 0 cmで、次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 3 0 cm以上	
	低温	夏期：平年より平均気温が 4℃以上低い日が 3 日続いた後、さらに 2 日以上続くと予想された場合 冬期：沿岸部で最低気温が－4℃以下または内陸部－7℃以下	
	霜	1 1 月 2 0 日までの早霜、3 月 1 5 日からの遅霜 最低気温 3℃以下	
	着氷・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温－2℃～2℃、湿度 9 0 %以上	

注) ※発表基準欄に記載した数値は、福岡県における過去の災害発生頻度と気象条件の関係を調査して決めたもの。

※大雪警報・注意報における「平地」とは標高 2 0 0 m以下の地域、「山地」とは標高 2 0 0 mを越える地域をいう。

※洪水注意報の複合基準は、(表面雨量指数、流域雨量指数)の組合せによる基準値。

※土壌雨量指数：土壌中にたまっている雨水の量を示す指数で、解析雨量、洪水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数として土砂災害警戒情報などの発表基準に使用する。

※流域雨量指数：対象となる地域・時刻に存在する流域雨水の量を示す指数で、解析雨量、洪水短時間予報をもとに、5 km四方の領域ごとに算出する。
降雨による洪水災害発生危険性を示す指数として洪水警報などの発表基準に使用する。

3 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）以上が出現し、数年に一度しか発生しないような猛烈な大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに発表する。

福岡県の発表基準は、1時間雨量110mm以上を観測又は解析したときである。

4 顕著な大雨に関する情報

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一時細分区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）単位で発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

6 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区气象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものであり、知事は、通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。これを受けた市町村長は必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。

火災気象通報を行なう場合の基準は、福岡管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想された場合は、火災気象通報に該当しない。

※「乾燥注意報」の基準：実効湿度が60%以下で、かつ最小湿度が40%以下

※「強風注意報（陸上）」：平均風速12m/s以上

7 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報。

第2項 伝達系統

1 一般に対する伝達

气象台が発表する気象情報、注意報、警報（消防気象情報）は、次により伝達する。

・福岡管区气象台 → 県防災危機管理局 → 添田町役場 → 一般住民

2 一般住民への周知方法

防災行政無線、防災ラジオ、町ホームページ、防災情報等メール配信システム等の様々なツールを活用して行う。

3 異常現象発見時の通報

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。
- (3) 通報を受けた町長は、福岡管区気象台及び県防災危機管理局その他関係機関に通報しなければならない。
- (4) 異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。・気象に関する事項〜著しく異常な気象現象（大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう等）

- (5) 通報先機関名及び電話番号一覧

福岡管区気象台	0 9 2 - 7 2 5 - 3 6 0 0	気象に関する事項
	0 9 2 - 7 2 5 - 3 6 0 9	地震に関する事項（官庁執務時間）
	0 9 2 - 7 2 5 - 3 6 0 6	地震に関する事項（夜間・休日）
県防災危機管理局	0 9 2 - 6 4 1 - 4 7 3 4	夜間退庁時災害連絡用
県警察本部電話	0 9 2 - 6 4 1 - 4 1 4 1	内線 5 7 2 2、5 7 2 3（警備課）
		F A X : 5 2 7 9 夜間 5 5 0 5

第3項 洪水予報・水防警報等

- 1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報気象等の状況により洪水の恐れがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて一般に周知する。

知事はその通知を受けた事項について水防管理者（町長）等へ通知する。

- 2 福岡管区気象台・九州地方整備局（河川事務所）が共同して行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報及び警報については、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて一般に周知する。

知事はその通知を受けた事項について水防管理者（町長）等へ通知する。

本県における対象河川は、筑後川、遠賀川、山国川、矢部川水系における一級河川で、別に国道交通大臣が指定する。

本町における対象河川は、遠賀川水系彦山川

左岸：添田町大字落合字内ヶ瀬山1379番地の1地先から幹川合流点まで

右岸：添田町大字落合字山ノ下748番地の1地先から幹川合流点まで

- 3 福岡管区気象台・県が共同して行う洪水予報

水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定による洪水予報及び警報については、その状況を水防管理者（町長）等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。対象河川については国土交通大臣が洪水予報を行う河川として指定した河川以外で、知事が指定する。

本町における対象河川はなし。

- 4 水防警報

水防警報は、水防法第16条第1項の規定により、国土交通大臣または知事が指定した河川、湖沼について水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表のことである。

九州地方整備局（河川事務所）が水防警報を行った場合には、その事項を知事に通

知する。

知事は、その通知を受けた事項について水防管理者（町長）等へ通知する。

知事が水防警報を行った場合には、その事項を関係水防管理者（町長）等に通知する。

本町における対象河川

- ・国土交通大臣が水防警報を行う河川は、遠賀川水系彦山川
左岸：添田町大字榊田字本村 } 本村堰下流部から
右岸：添田町大字榊田字境目 } 幹川合流点まで
- ・県知事が水防警報を行う河川は、今川
油木ダム～みやこ町との境

5 特別警戒水位（避難判断水位）到達情報

水防法第13条第1項又は第2項の規定により、国土交通大臣又は知事が指定した河川（水位周知河川）については、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を設定し、河川の水位がその推移に達した場合、関係機関等への通知等を行う。

国土交通大臣が指定した河川について河川の水位が特別警戒水位（避難判断水位）に到達した場合には、九州地方整備局（河川事務所）は、その旨を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

知事は、その通知を受けた事項について水防管理者（町長）等へ通知する。

知事が指定した河川について、河川の水位が特別警戒水位（避難判断水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者（町長）等に通知し、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本町における対象河川

- ・国土交通大臣が水防警報を行う河川は無し
- ・県知事が水防警報を行う河川は、今川
油木ダム～みやこ町との境

6 洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）到達情報の発表基準

洪水予報、水防警報、特別警戒水位（避難判断水位）到達情報の発表基準の具体的な内容については、添田町水防計画書による。

第4項 土砂災害警戒情報

1 土砂災害警戒情報の内容

県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、避難情報の発令対象区域を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努める。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。土砂災害警戒情報は警戒レベル4に相当する情報である。

2 発表対象地域

柳川市、筑後市、大川市、大木町、大刀洗町を除く県内全市町村

3 目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難情報等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。

4 土砂災害警戒情報の特徴及び利用にあたっての留意点

土砂災害に対する避難情報の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断基

準にする。

しかしながら、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではなく、個々の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山林の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

5 発表・解除の基準

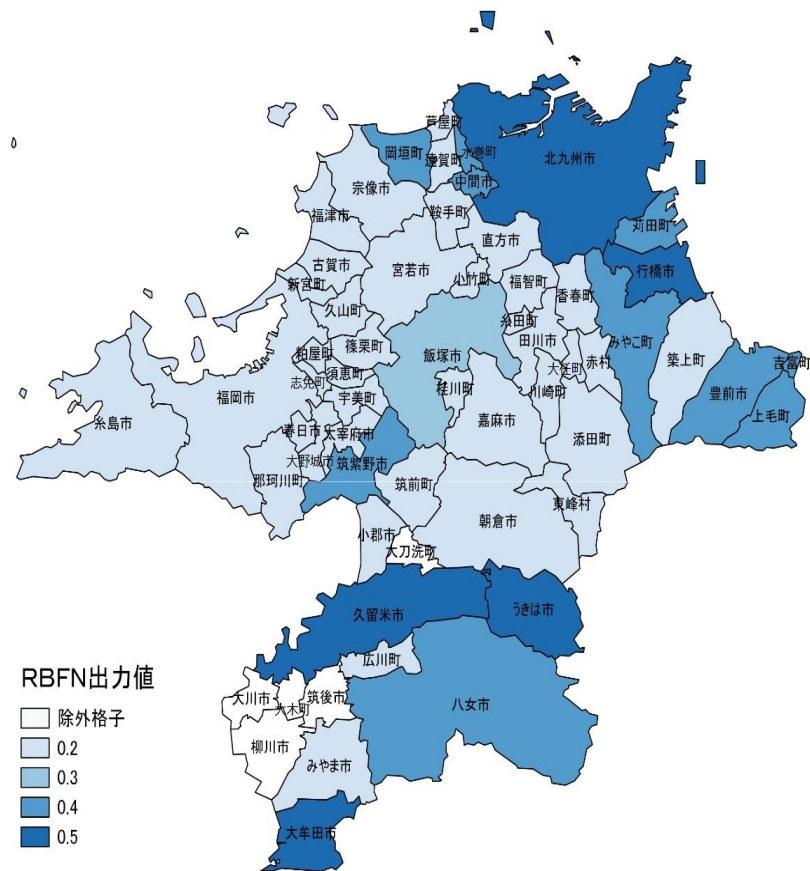
項 目	基 準
発表基準	大雨警報（土砂災害）発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準に達したときとする。なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と福岡管区気象台は基準の取り扱いについて協議し、土砂災害警戒情報を発表する。
解除基準	警戒解除基準は、付図で示す監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県土整備部と福岡管区気象台が協議のうえ、基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の状況土壌の水の含み具合、及び土砂災害の発生状況に基づいて総合的な判断を適切に行い、当該地域を対象とした土砂災害警戒情報を解除する。
暫定基準	地震や噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県土整備部と福岡管区気象台は、土砂災害警戒情報に関する実施要領に示す「土砂災害警戒情報における地震発生後の暫定基準の考え方」に基づき、基準を取り扱う。

6 土砂災害警戒文

警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています。【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早目に避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示等の情報に注意してください。
解除に相当する情報	<全警戒解除> 大雨が弱まり、多発的な土砂災害が発生するおそれは少なくなりましたが、引き続き局地的な土砂災害が発生する場合がありますので、十分注意してください。

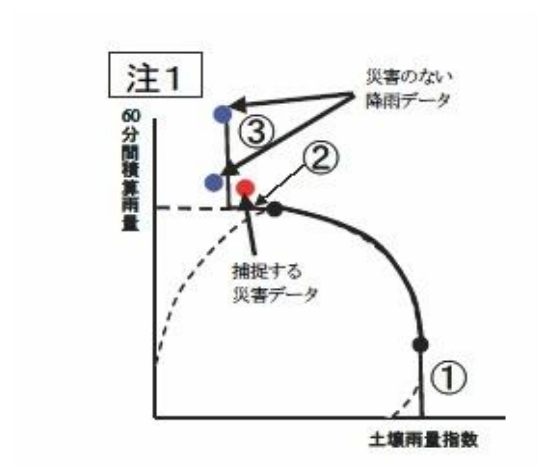
7 福岡県基準

- ・次図に示す基準を適用する。



付図 福岡県

注) いずれの市町村についても①最大土壌雨量指数となる60分間積算雨量値以下の60分間積算雨量範囲については当該最大土壌雨量指数値を、②最大60分間積算雨量値となる土壌雨量指数値以下の土壌雨量指数範囲については当該最大60分間積算雨量値を、その基準とする。ただし、③土壌雨量指数の下限値を定め、それに満たない土壌雨量指数範囲については土砂災害警戒情報の対象から除く。



第2節 被害情報等の収集伝達

第1項 災害情報の収集

1 情報総括責任者の指定

災害情報の責任者を選定し、災害情報の収集・統括・報告に当たる。

2 災害情報の把握

災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

(1) 人的被害（行方不明者の数を含む。）

※行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者を把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。

(2) 建物被害

(3) 避難情報の発令状況、警戒区域の指定状況

(4) 避難の状況

(5) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）

(6) 防災関係機関の対策の実施状況

(7) 交通機関の運行・道路の状況

(8) ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況

3 県等への報告

県に被害状況等の報告を行うが、県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁（応急対策室）に直接報告を行う。

4 情報の収集・伝達の要領

次の点に留意し、的確に収集伝達する。

(1) 情報項目

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時・場所又は地域

ウ 被害の状況

エ とられている対策

オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 災害情報の収集に当たっては、消防本部・警察署と密接に連絡する。

(3) 被害の程度の調査に当たっては、内部体制の連絡を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。

(4) 災害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の認定により概要を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し即報する。

(5) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

第2項 被害状況の報告基準、方法等

被害状況の報告基準、方法等については、福岡県災害調査報告実施要綱の定めによる。

第3項 通信計画

災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。このため、必要に応じ、災害発生直後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行い、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省に連絡し、通信の確保に必要な措置を講ずるよう求める。

第3節 広報・広聴

第1項 災害広報の実施

災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。

その際には、要配慮者へも配慮する。

【災害広報の内容項目】

- ・災害に関する注意報・警報・特別警報及び指示等に関すること
- ・避難情報の発令に関すること
- ・災害時における住民の心がまえ
- ・自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること
- ・災害応急対策実施の状況に関すること
- ・電気・ガス・水道等の供給に関すること
- ・安否情報に関すること
- ・指定避難所の設置に関すること
- ・応急仮設住宅の供与に関すること。
- ・炊き出しその他による食品の供与に関すること
- ・飲料水の供給に関すること
- ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること
- ・災害応急復旧の見通しに関すること
- ・物価の安定等に関すること
- ・その他

第2項 災害時の放送要請

放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて行う。

第3項 災害時における人的被害の公表要領

1 基本的な考え方

災害時における人的被害（死者、安否不明者、行方不明者）については、公表して広く情報を募ることにより、真に救助が必要な者や捜索活動を行う範囲を絞り込むことができ、効率的な人命救助活動につながる場合がある。

一方で、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきである。

こうしたこと踏まえ、災害時の人的被害の公表については、次のとおりとする。

2 用語

「安否不明者」とは、災害が発生した地域で所在不明者となった者とする。

「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者

とする。

「死者」とは、当該災害が原因で死亡した者とする。

3 公表要領

(1) 「死者」について

ア 災害発生後、心肺停止者が発見された時点

県及び町は、災害に起因する「死者」として判断されていない段階であるため、死者の氏名等を公表しない。

警察は、必要に応じて事実関係のみ公表することが可能であるが、公表する場合は、公表内容を県及び町と共有する。

イ 検視等による死因及び身元の特定期間

警察は、事件性の有無の判断を行い、県及び町に対して情報提供を行う。

ウ 「死者」の判断・報告

警察からの情報などをもとに、必要に応じて県や警察と協議を行って、災害に起因する「死者」であるかを判断し、災害に起因する「死者」と判断した場合、県へ人的被害として人数を報告するとともに、氏名、年代、現住所、発見場所、発見日時、住民基本台帳の閲覧制限の有無及び公表することに対する遺族の意思を県へ報告する。

なお、町は、住民基本台帳の閲覧制限と、公表することに対する遺族の意思について、可能な範囲で確認するものとする。

エ 公表

(ア) 公表主体及び方針

県は、「死者」の情報を、原則として公表する。

ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しないよう、住民基本台帳の閲覧制限がある場合又は遺族から明確な公表拒否の意思表示があった場合には公表しない。

(イ) 公表内容

氏名、年代、現住所（大字まで）、発見場所、発見日時

(ウ) 公表時期

県、町、警察の三者で、公表する時期の調整を行う。

(2) 「安否不明者」について

ア 所在が不明な者等の情報収集・共有

県、町、警察は、災害発生後に所在が不明となった者（所在不明の情報を得た一時滞在者も含む）に係る情報を収集し、三者で共有する。

イ 「安否不明者」の判断・報告

町は、県や警察の協力を得て、情報の整理・突合・精査を行い、災害に起因する「安否不明者」であるかどうか判断し、災害に起因する「安否不明者」と判断した場合、県へ人的被害として人数を報告するとともに、氏名、年代、現住所、住民基本台帳の閲覧制限の有無及び公表することに対する遺族の意思を県へ報告する。

なお、町は、住民基本台帳の閲覧制限と、公表することに対する遺族の意思について、可能な範囲で確認するものとする。

ウ 公表

(ア) 公表主体及び方針

県は、「安否不明者」の情報を原則として公表する。

ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しないよう、住民基本台帳の閲覧制限がある場合又は家族から遺族から明確な公表拒否の意思表示があつ

た場合には公表しない。

(イ) 公表内容

氏名、年代、現住所（大字まで）

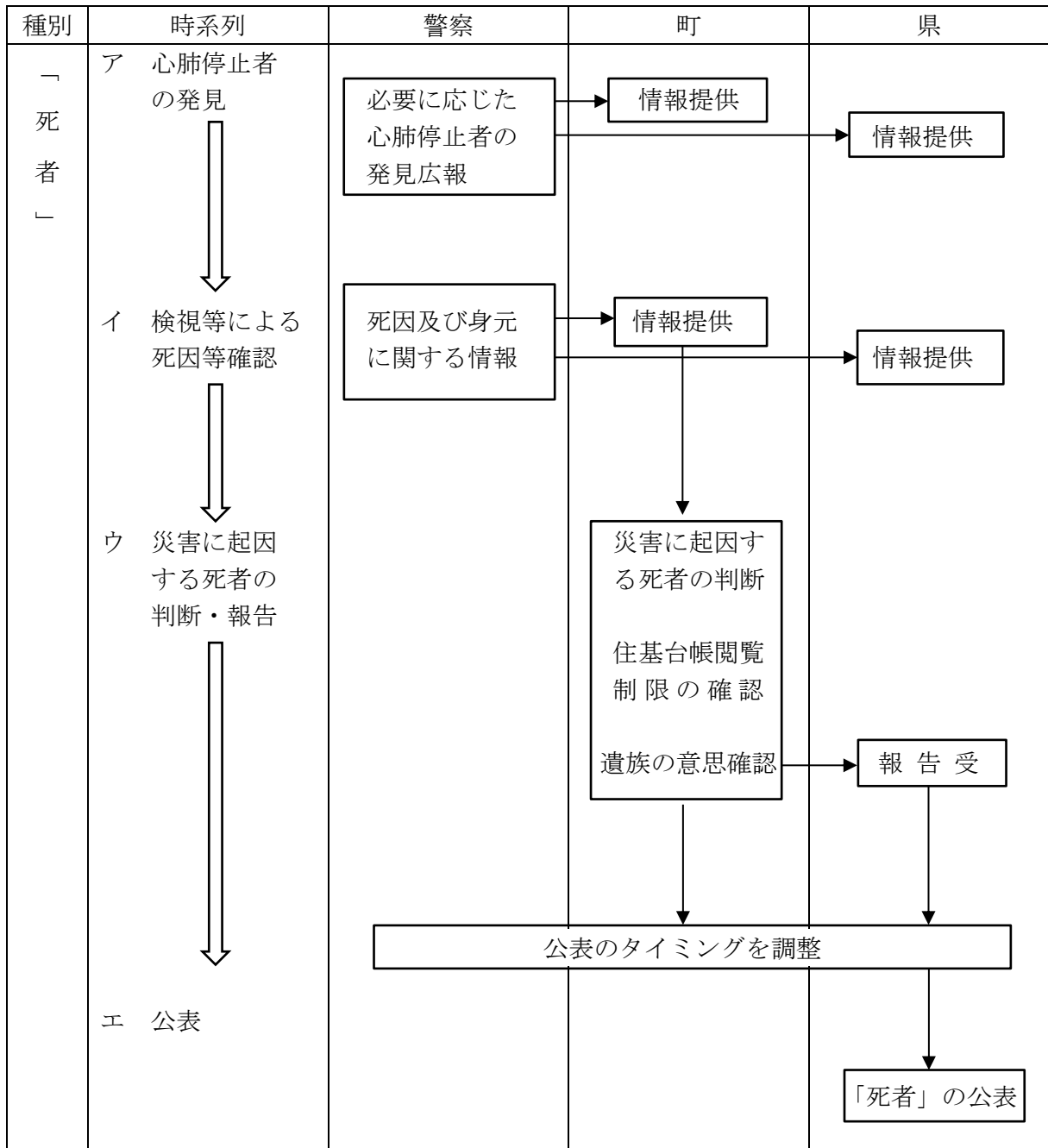
(ウ) 公表時期

公表後概ね48時間以内を目標として、県、町、警察の第三者で調整を行う。

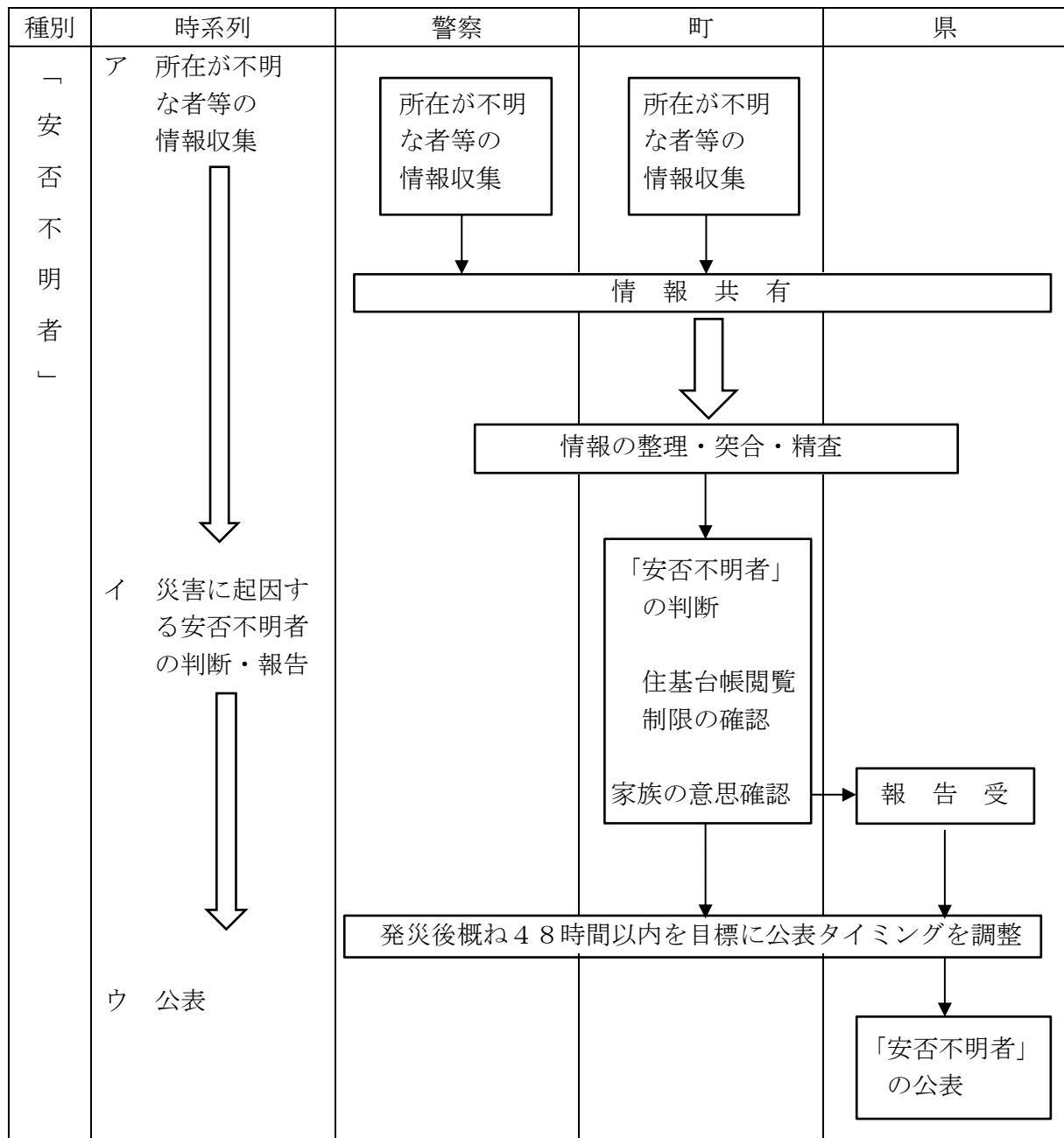
エ 行方不明者

災害発生後、一定期間経過しても「安否不明者」が発見されない場合には、県、町及び警察は協議の上、「安否不明者」を「行方不明者」として取り扱うこととする。

災害時における人的被害（死者）の公表要領



災害時における人的被害（安否不明者）の公表要領



※災害発生後、一定期間経過しても「安否不明者」が発見されない場合には、県、町及び警察は協議の上、「安否不明者」を「行方不明者」として取り扱う

第4項 住民等からの問い合わせへの対応及び相談活動

被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決に努める。

第4節 避難対策の実施

災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避その他の緊急安全確保に関する措置（以下「緊急安全確保措置」という。）をとらせるための方法等を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な退避の実施を図る。

第1項 避難情報の発令及び周知

1 高齢者等避難

高齢者や障がいのある人等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や風水害による被害の恐れが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った高齢者等避難等を行う。

2 避難の指示

(1) 避難の指示権者

【避難の指示権者及び時期】

指示権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	取るべき措置
町長 (委託を受けた吏員)	災対法 第60条 第1項、 第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・急を要すると認めるとき ・避難のための立退きを行うことにより人の命又は身体に危険が及ぶ恐れがあると認めるとき	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示(※1) ③緊急安全確保の指示	県知事に報告 (窓口：防災危機管理局)
知事 (委任を受けた吏員)	災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官	災対法 第61条 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は緊急安全確保を指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 ・危害を受けるおそれのある者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保の指示 ④避難の措置(特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知(町長は知事に報告)
海上保安官	災対法 第61条	全災害 ・町長が避難のため立退き又は緊急安全確保を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は町長から要求があったとき	・必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保の指示	町長に通知(町長は知事に報告)
自衛官	自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	避難について必要な措置(※2)	警察官職務執行法第4条の規定の準用
知事 (その命を受けた県職員)	地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認めるとき	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に報告
知事 (その命を受けた県職員) 水防管理者	水防法 第29条	洪水による災害 ・洪水氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき	同上	同上	その区域を管轄する警察署長に通知(※3)

※1 立退き先としては、指定避難場所その他の避難場所を指定する。

- ※2 警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。
 ※3 水防管理者が行った場合に限る。
 (注) 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、町民を避難のため立退かせるもの。

(2) 避難情報の基準

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きの指示、緊急安全確保の指示を行う。

特に台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害の恐れがなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に伝達することに努める。

また、住民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

災害の状況に応じて避難情報を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、「緊急安全確保」といった適切な避難行動を住民が取れるよう努める。

避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

イ 警戒レベル相当情報による基準

警戒レベル	避難情報	判断基準	避難行動等
警戒レベル 3	高齢者等避難	(水害) (1) 河川水位が避難判断水位に達した場合 (2) 洪水警報の危険度分布で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合 (3) 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見された場合 (4) 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) (土砂災害) (5) 大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 (6) 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が言及されている場合(夕刻時点で発令)	① 避難行動要支援者等は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内避難) ② 上記以外の者も必要に応じ出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見直し始めたり、避難準備をしたり、自主的に避難するタイミング

警戒レベル 4	避難指示	(水害) (1) 河川水位が避難氾濫水位に達した場合 (2) 洪水警報の危険度分布で「非常に危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合 (3) 堤防に異常な漏水・浸食等が発見された場合 (4) ダム管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 (5) 警戒レベル4避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) (6) 警戒レベル4避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報発表後速やかに発令) (土砂災害) (7) 土砂災害警戒情報(警報レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 (8) 土砂災害の危険度分布が「非常に危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 (9) 土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水、地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合 ※発令基準(1)～(4)、(7)～(9)に該当する場合は、夜間・未明であっても躊躇なく避難指示を発表する。	危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
警戒レベル4までに必ず避難！			
警戒レベル 5	緊急安全確保	(洪水等・土砂災害) ・災害が発生又は既に発生しているおそれ (1) 洪水の危険度分布で(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合 ② 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・滑りの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 大雨特別警報(浸水害・土砂災害)が発表された場合 ・災害発生を確認 ④ 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ⑤ 土砂災害の発生が確認された場合 ※発令基準①～③を理由に緊急安全確保を発令済みの場合、災害発生を確認しても同一の居住者等に対して再度発令はしない。	命の危険 ただちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。

注) 現行の「避難情報に関するガイドライン」において、暴風は警戒レベルを付して避難

情報を発令する災害とはされていないが、テレビ局は暴風に係る避難情報について警報レベルを付して報道することとなっており、今後、大型台風等の接近により、本町が暴風域に入る可能性が高い場合には、接近前に「自主避難所の開設」を基本として行う。

【水位観測所】

① 県

(令和2年度 福岡県水防計画資料編)

県土整備 事務所名	河川名	観測 所名	位置	水 位							種別
				零点高 (t p)	水防団 待 機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	既往最高水位		
									年月日	水位	
田川 [油木ダム]	今川	丸渕	大字 津野	206. 47	0. 99	1. 65		※ 2. 75	S62 8. 23	2. 28	テレ メーター
田川 [陣屋ダム]	中元寺川	中河内	大字 中元寺	207. 1	1. 22	1. 53		※ 2. 45	H30 7. 5	2. 21	テレ メーター
田川 [陣屋ダム]	中元寺川	日の丸	大字 中元寺	142. 92	0. 97	1. 22	1. 60	※ 1. 66	H30 7. 5	1. 93	テレ メーター

注：氾濫危険水位のうち※がついているものは、堤防天端から溢水・越水すると思われる参考水位であり、水防法第13条の洪水特別警戒水位でない。

② 国土交通省

(令和2年度 福岡県水防計画資料編)

河川名	観測所	種別	位置	零点高	水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	既往最高水位
彦山川	添田	自・テ	大字庄(合流点)	64	2.3	3.4	3.4 (仮)	3.7 (仮)	4.65
彦山川	伊田	自・テ	田川市寿町 (合流点)	17.87	1.6	2.8	3.6	4	4.63

注：氾濫注意水位と避難判断水位を同一水位と設定しているため、降雨状況等に応じて配備体制を整えるものとする。

(3) 指定行政機関の長等による助言

避難のための立退きの指示、緊急安全確保の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事に対し当該指示について、助言を求めることができる。

3 避難行動の分類

立退き避難	災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、災害リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することが「立退き避難」であり、「立退き避難」が避難行動の基本である。なお「立退き避難」は「水平避難」と呼称される場合もある。
屋内安全確保	災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で、自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まること(退避)等により、計画的に身の安全を確保することが可能な場合がある。この行動が「屋内安全確保」であり、居住者等が自らの確認・判断でとりえる行動である。

緊急安全確保	立退き避難を行う必要がある居住者等が、適切なタイミングで避難をしなかった又は急激に災害が切迫する等して避難することができなかった等により避難し遅れたために、災害が発生・切迫（切迫とは、災害発生直前、又は未確認だがすでに災害が発生している蓋然性が高い状況）し、指定避難所等への立退き避難を安全にできない可能性がある状況に至ってしまったと考えられる場合に、そのような立退き避難から行動を変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へただちに移動等すること。 ただし、本行動は、災害が既に発生・切迫している状況において避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
--------	--

4 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示、緊急安全確保の指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。

避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立退きの指示、緊急安全確保の指示をとった場合は、速やかに知事に報告するとともに関係機関への連絡を行う。

5 住民等への周知

- (1) 避難情報の発令を行った場合には、地域住民等に対し防災行政無線、防災ラジオ、広報車、サイレン、緊急速報メールあるいは報道機関を通じて、避難情報の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。

特に、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、エリア限定に有効性や課題等を考慮したうえで検討する。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること。その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

- (2) 情報の伝わりにくい要配慮者への「避難情報の伝達」には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。
- (3) 住民等に対し、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

6 伝達文の例

- (1) 警戒レベル3（高齢者等避難）

サイレン吹鳴

警戒レベル3 高齢者等避難。こちらは、防災添田町です。

（〇〇地区（地域）に□□に関する）警戒レベル3 高齢者等避難を発令します。

（「浸水」・「土砂災害」の恐れのある区域にいる）お年寄りの方など、避難に時間のかかる方は、避難所や安全な親戚・知人宅などへ速やかに避難を開始して下さい。

それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険と思ったら、早めに避難して下さい。

避難所は「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」の〇ヶ所です。

（「ハザードマップ」で自宅が安全だと確認できた場合は自宅で避難しても構いません。）

(2) 警戒レベル4（避難指示）

サイレン吹鳴

警戒レベル4 避難指示。こちらは、防災添田町です。

（〇〇地区（地域）に□□に関する）警戒レベル4 避難指示を発令します。

（「浸水」・「土砂災害」の恐れのある区域にいる方は）避難所や安全な親戚・知人宅などへ直ちに避難してください。

避難所は「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」「〇〇〇〇」の〇ヶ所です。

（「ハザードマップ」で自宅が安全だと確認できた場合は自宅で避難しても構いません。）

(3) 警戒レベル5（緊急安全確保）

（災害が切迫している状況）

警戒レベル5、緊急安全確保、こちらは、防災添田町です。

（〇〇地区（地域）に□□に関する）警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。

・（風水害）

〇〇川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生している恐れがあります。

避難所等への（立退き）避難が危険な場合には、自宅の近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

・（土砂災害）

〇〇地区（地域）では土砂災害が発生している可能性が極めて高い状況であるため、避難所等への（立退き）避難が危険な場合には、少しでもがけや沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

（災害発生を確認した場合）

警戒レベル5、緊急安全確保、こちらは、防災添田町です。

（〇〇地区（地域）に□□に関する）警戒レベル5 緊急安全確保を発令します。

・（風水害）

〇〇川が〇〇付近で堤防を越え氾濫が発生しました。

自宅の近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

・（土砂災害）

〇〇地区（地域）では土砂災害が発生しました。

避難所等への(立退き)避難が危険な場合には、少しでもがけや沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。

第2項 警戒区域の設定

基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおり。

- 1 災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- 2 警察官は、町長（権限の委託を受けた町職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知する。
- 3 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、町長へ通知する。

なお、町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は退去を命ずる。

第3項 避難者の誘導及び移送

1 避難者の誘導

警察や自主防災組織等の協力を得て、住民等の避難誘導を実施する。

2 広域避難

(1) 広域避難についての協議

災害の予測規模、避難者等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 広域避難の実施について

具体的なオペレーションを定めた計画の策定に努め、計画に基づき、運送業者等と適切な役割分担を行ったうえで、広域避難を実施するよう努める。

(3) 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、事業者等と相互に連絡を取り合い、放送業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるよう努める。

3 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在についての協議

災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

(2) 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動

を実施する。

第4項 指定緊急避難場所等の開設

災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所を開設し、また、災害により家屋等に被害を受け、又は受ける恐れのあるもので、避難しなければならない者を一時的に受け入れ、保護するため遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図る。

指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

また、要配慮者の為、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

指定避難所等を開設する場合、以下の点に留意する。

- 1 開設した指定避難所等の付近住民に対する速やかな周知徹底
- 2 警察署等との連携
- 3 指定避難所等の責任者の選任とその権限の明確化
- 4 避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活をせず食料や水等を受取りに来ている避難者等に係る情報についても、把握するように努める。）
- 5 要配慮者に対する配慮
- 6 良好な居住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備
- 7 関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の避難所の開設状況等の事項について県へ適切に報告する。
 - (1) 指定避難所等の開設の日時及び場所
 - (2) 収容状況及び収容人員※ 指定避難所で生活をせず食料や水等を受取りに来ている避難者等についても情報の早期把握に努める。
 - (3) 開設期間の見込
 - (4) 避難対象地区名
- 8 指定避難所等の適切な運営管理
 - (1) 指定避難所等における協力体制の構築
指定避難所等における正確な情報、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求める。
 - (2) 指定避難所等の運営管理に関する役割分担を明確化
 - (3) 避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援

避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(4) 性暴力・DVの発生防止

指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

9 収容人数等の周知

収容人数に達した、又は達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

10 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

指定避難所に置ける新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

第5項 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理

指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、以下の点に留意する。

1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所運営管理

- (1) グループ分け
- (2) プライバシーの確保
- (3) 多様な者の視点等に配慮

指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努める。

- (4) 情報提供体制の整備
- (5) 指定避難所運営ルールの徹底
円滑な指定避難所運営の行うための指定避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。
- (6) 指定避難所のパトロール等
- (7) 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等
- (8) 福祉避難所（要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設の検討と要配慮者の移送・誘導等

2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所の運営管理

以下の点に留意する。

なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努める。

また、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

なお、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努める。

- (1) 自主運営体制の整備
- (2) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
- (3) 指定避難所の縮小・閉鎖を考慮した運営管理

3 保健・衛生対策

県と連携し、以下の点に留意する。

なお、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーテーション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

- (1) 救護所の設置
- (2) 健康状態や栄養摂取状況の把握及び改善指導、相談の実施
- (3) 仮設トイレの確保
- (4) 入浴、洗濯対策
- (5) 食品衛生対策
- (6) 感染症対策
- (7) 心の健康相談の実施

第6項 収容施設の確保

避難者が大量長期化した場合、公営住宅、公的宿泊施設の斡旋及び体育館、公民館等の施設を提供する。

第7項 要配慮者等を考慮した避難対策

避難誘導に当たり、要配慮者等を十分考慮し、避難順位は、概ね次の順位による。

- ① 介助を要する高齢者や障がいのある人及び傷病者
- ② 傷病者
- ③ 乳幼児及びその母親・妊産婦
- ④ 高齢者・障がいのある人
- ⑤ その他の配慮者
- ⑥ 学童
- ⑦ 女性
- ⑧ 男性

なお、避難に当たっては、自主防災組織のリーダー等が責任をもって、速やかに地区住民を集団避難させる。

第8項 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮

やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生

活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努める。

第9項 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合には、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、多様な性のニーズや、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努める。

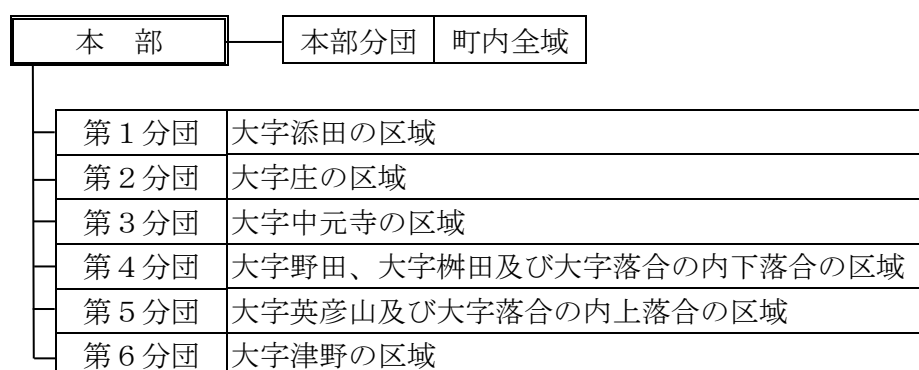
第5節 水防対策の実施

添田町水防計画書による。

第6節 消防活動

第1項 消防活動の体制

1 消防団の組織及び受持ち区域



2 火災連絡（別紙とする）

第2項 消防活動の実施

1 林野

林野火災は全般的に、地理条件が悪く、かつ消防水利はほとんど利用不能な場合が多いため、消火活動は極めて困難であり、人海戦術による場合が多い。

したがって、樹木の切り開き及び防火線設定に必要な装備を有する隊員を主体として、打消し、迎え火等の消火手段によるものとし、利用可能な範囲において消防ポンプを活用するとともに、空中消火の効果的な実施を図る。

2 危険区域

木造建築物等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、消防本部との連携により、風位の変化等による不測の事態に備える。

3 異常気象時の消防活動

平均風速が10mを超える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し、火の粉の発生により、飛び火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面挟撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛び火警戒部隊をもって延焼防止に努める。

また、消防本部との連携により、風向きの変化による延焼方向の変化に備える。

同時多発火災発生のある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

第7節 救出活動

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水とともに流された者、密集地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する防災関係機関の部隊間との相互協力を行い、災害現場に派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

なお、災害現場で活動する消防団員等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための健康管理やマスク着用等を徹底する。

第1項 救出対策

1 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 消防本部及び町

- (1) 消防本部により編成された救助隊等は、救助に必要な車両、舟艇、特殊機械器具その他資機材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防本部の応援を得ながら迅速に救助に当たる。
- (2) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- (3) 町自体の能力で救出作業に必要な車両、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援要請を行う。県に連絡が取れない場合は、直接、国に応援要請を行う。

- (1) 災害発生日時
- (2) 災害発生場所
- (3) 災害の種別・状況
- (4) 人的・物的被害の状況
- (5) 応援要請日時・応援要請者職氏名
- (6) 必要な部隊種別
- (7) その他参考事項

第2項 救助法で定める基準

災害救助法の適用に基づく措置は次のとおり。

1 対象

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため、生死不明の状態にある者

2 費用の限度額

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

3 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第8節 医療救護

災害発生時において、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護に努める。

第1項 初動医療体制

1 医療救護所の設置

災害により被災地の医療機関では対応しきれない場合に、避難所あるいは避難所の近く等に医療救護所を設置するよう努める。

2 医療救護活動

災害の状況に応じ適切な治療を行うため、医療救護班を医療救護所、避難所等に派遣する。

(1) 医療救護班の編成

医療救護班は、原則として医師、薬剤師、看護師、補助員で構成する。

(2) 連絡指令方式

地区医師会長の協力の下、医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて、県知事に、被災地外からの救護班の派遣及び後方医療活動等を要請する。

3 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の要請

福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣の要請は、災害の状況に応じて、消防本部消防長が行うこととなる。

第2項 後方医療活動

医療救護所では対応できない重傷者や高度救命医療を要する者については、消防本部に対し、対応可能な後方医療施設への搬送、収容、治療を要請する。

第3項 医薬品等の確保

1 医療救護所等で使用する医薬品の確保に努める。

2 供給が困難な場合は、県に対し、供給のあつせんを要請する。

第4項 搬送

1 災害拠点病院等への搬送

被災現場から災害拠点病院等への搬送は、消防本部へ要請する。

2 ヘリコプターによる広域搬送

災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣に選定されたヘリコプター離発着場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を要請する。

3 ドクターヘリ

ドクターヘリについては、消防本部や医療機関の要請に基づき出動することとなる。

第5項 広域後方医療機関への応援要請

必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕に対し、被災地以外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。

第6項 救助法で定める基準

1 医療救助の対象

- (1) 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- (2) 応急的に医療を施す必要がある者

2 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度で定める額

3 医療救助の範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置・手術・その他の治療及び施術
- (4) 看護

4 医療救助の期間

災害救助法が適用された場合、災害発生の日から14日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

5 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

6 助産救助の範囲

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前後の処置
- (3) 脱脂綿・ガーゼ・その他衛生材料の支給

7 助産救助の期間

災害救助法が適用された場合、分娩の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

8 実施の方法

- (1) 医療救助
 - ア 原則として医療救護班が実施する。
 - イ 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移送し治療することができる。
- (2) 助産救助
 - ア 医療救護班によって実施するが、急を有するときは助産師による助産を実施する。
 - イ アより難い場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

第9節 飲料水の供給

給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。

第1項 方針

1 基本的な考え方

災害時においては、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水は、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。

また、避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保に努める。

2 応急給水の目標水量

給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3ℓ／人・日を目安とし、目標水量を設定する。

第2項 給水の実施

- 1 あらかじめ定める計画により飲料水を確保し、被災者に対する給水の実施に努める。
- 2 飲料水の確保及び給水にあたっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期すよう努める。
- 3 町のみでは、飲料水の確保、給水が困難なときは、隣接市町村及び県に応援を要請する。

第3項 給水量の基準

給水の基準	給水量の基準	備考
1. 災害救助法を適用した場合で飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
2. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用費 14リットル	(洗面、食器洗い)
3. 伝染病予防により知事が飲料水施設の停止を命じた場合	20リットル	2＋洗濯用水
4. 3の場合が比較的長期にわたるとき 必要の都度	35リットル	3＋入浴用水

第4項 救助法で定める基準

1 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

2 支出できる内容

- (1) 水の購入費
- (2) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費
- (3) 薬品及び資材費

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

4 期間

災害発生の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)

第10節 食料の供給

被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施するよう努める。

第1項 方針

1 基本的な考え方

- (1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施するよう努める。
- (2) 当初にあつては、指定避難所の位置等を考慮し、学校、公民館等なるべく公共の給食施設で、被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施するよう努める。
なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各避難所等までの配送を含めて依頼し、町による輸送は原則として行わない。
- (3) (2)による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に(2)による給食に切り替える。
- (4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は、避難所等に限定する。
- (5) (4)以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。
 - ア 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域
 - イ 社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設
- (6) 町民等の対応
 - ア 2～3日間は、可能な限り、町民自身が備蓄している食料で対応する。
 - イ 町民相互で助け合う。
- (7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。

2 供給対象者

- (1) 避難所に収容された者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (4) ライフラインの寸断等のため調理不可能な社会福祉施設の入所者
- (5) 救助活動に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

第2項 給食の実施

あらかじめ災害時における食料供給計画（輸送に関する計画も含む。）の策定に努め、被災者の食料の確保と供給に努め、必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び隣接市町村等に対し応援を要請する。

第3項 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法

1 給与の対象

- (1) 指定避難所に受入れられた者
- (2) 住家の被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水）により現に炊事ができない者
- (3) その他災害対策本部長（町長）が給与の必要と認めた者

2 給与の方法

- (1) 災害対策本部長（町長）は、炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給申請を知事にしなければならない。
- (2) 知事は、災害対策本部長（町長）からの供給申請又は申請を待つことなく、被害報

告に基づき応急用米穀の給与を必要と認めたときは、給与数量等を定め、九州農政局福岡地域センターに通知するとともに、町長にこの旨通知する。

- (3) 災害対策本部長（町長）は、知事からの通知に基づき知事の指定する者から給与を受ける。

3 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

4 期間

災害発生の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第11節 生活必需品等の供給

被災者に対し寝具被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時には速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施するよう努める。

第1項 方針

1 基本的な考え方

- (1) 生活必需品の配給は、その欠如により身体に大きなダメージが及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、病弱者等）に対し優先的に実施する
- (2) 当初に当たっては、町、県備蓄を放出及び協定業者から調達し、配布する。
協定業者に依頼する場合、物資の調達だけでなく、配送要員や車両の手配も含めて業者に依頼し、町による輸送は原則として行わない。
- (3) 町民等の対応
ア 2～3日間は、可能な限り、町民自身が備蓄している生活必需品等で対応する。
イ 町民相互で助け合う。在宅の要配慮者への配送は地域で対応する。
- (4) 事態がある程度落ちついてきた段階では、被害状況別、避難所別、世帯別等に配給計画を立てて、自主防災組織、さらにはボランティア等の協力を得て、迅速かつ正確に配給を実施する。
- (5) 外来救援物資（義援物資）の取り扱い
→第5編「復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」第6節「義援金品の受付及び配分等」

2 生活必需品の範囲

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（衣料、肌着、大人用紙おむつ等）
- (3) 炊事道具（鍋、炊飯用具、包丁等）
- (4) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (5) 保育用品（ほ乳ビン、紙おむつ等）
- (6) 光熱材料（マッチ、ローソク、簡易コンロ等）
- (7) 日用品（石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、タオル、乾電池）
- (8) その他

第2項 供給の実施

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画も含む。）の策定に努め、被災者の生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び隣接市町村等に対し応援を要請する。

その際、被災状況に応じてどのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して、供給を促す。

第3項 救助法で定める基準

1 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与

(1) 対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水）を受けた者

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(3) 被服寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2 被服、寝具その他生活必需品として認められる品目

(1) 被服、寝具及び身の回り品

洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

(2) 日用品

石鹸、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

(3) 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等

(4) 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

3 給与又は貸与の方法

一括購入し、又は備蓄物資から放出し、災害対策本部長（町長）が分配する。

4 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

5 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第12節 交通対策の実施

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し又は発生する恐れがあり、交通の安全と施設の保全のため又災害時における交通の混乱を防止し、緊急災害輸送確保のため必要があると認められるときの通行禁止又は制限を行う場合は、次のとおり。

第1項 応急対策

1 被害状況の調査

パトロール等を実施して町内の重要道路の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、関係機関と連絡を密にし、隣接市町村を含む道路被害の状況及び交通状況を把握する。

2 道路管理者への通報

町道以外の道路が損壊等により通行に支障をきたしている場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。町が管理する道路は、応急・復旧対策を行う。

3 交通規制

被災者の移送、被災地への緊急物資の輸送等の緊急輸送を確保するため必要と認めるときは、県公安委員会（田川警察署）に災害対策基本法第76条に基づく交通規制を要請する。また、町道の損壊、決壊その他の事由により交通が危険である場合、道路交通法第46条に基づく通行の禁止又は制限措置を施す。

第2項 復旧対策

1 道路の応急復旧

- (1) 道路上の放置車両、倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急道路及び主要避難路から優先的に行う。
- (2) 被害状況等に基づき、効率的な防災活動が展開可能となるよう下記の点を考慮し、町建設業組合等の協力を得て重要道路の応急措置を行う。なお、町道以外の道路については、各々の道路管理者に応急措置を要請する。

ア 消火活動、救出活動上重要な道路

イ 緊急医療上重要な道路（病院やヘリポートへのアクセス道路）

ウ 緊急物資の輸送上重要な道路

エ 広域応援受け入れ上必要な道路

2 仮設道路の設置

町が管理する道路が被災した場合は、迂回路等の有無を充分調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用するが、他に交通の手段がない場合は、関係機関と協議のうえ、仮設道路を設置する。

第13節 緊急輸送の実施

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制の確保に努める。

第1項 緊急通行車両等の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行のための車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会は災害対策基本法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。

第2項 緊急輸送等に係る町の措置

あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画及び調達計画により、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

輸送車両等が不足する場合は、市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。

必要な輸送車両等の確保が困難な場合は、次の事項を明示して県に調達斡旋を要請する。

- 1 輸送区間及び借上げ期間
- 2 輸送人員又は輸送量
- 3 車両等の種類及び台数
- 4 集結場所及び日時
- 5 その他必要な事項

第3項 救助法で定める基準

1 輸送の範囲

- (1) 被災者の避難
- (2) 医療及び助産
- (3) 被災者の救出
- (4) 飲料水の給水
- (5) 遺体の捜索
- (6) 遺体の処理（埋葬を除く。）
- (7) 救済用物資の整理配分

2 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

3 輸送の期間

当該救助が認められる期間内とする。ただし、それぞれの種目ごとの救助の期間が内閣総理大臣の同意を得て延長された場合（特別基準）は、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長される。

第14節 保健衛生、防疫、環境対策

被災地域における感染症の予防、環境の悪化を防止するため迅速かつ的確な防疫活動等を行い、衛生状態を保持するとともに、被災者の健康相談等を行い心身の安定を図るよう努める。

また、被災地域における飲食に起因する危害発生の防止に努め、住民生活の安定を図るよう努める。

第1項 保健衛生

1 健康・栄養相談の実施

(1) 健康相談の実施

保健師班を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

- ア 要配慮者（高齢者、障害のある人、難病患者、妊婦、乳幼児等）に対する保健指導
- イ 指定避難所や被災家庭の生活環境の把握と改善指導、被災者の健康相談
- ウ 応急仮設住宅入居者の健康・生活改善指導
- エ 心のケアの実施

(2) 栄養相談の実施

栄養士班を編成して以下の巡回栄養相談等を行う。

- ア 要配慮者に対する栄養指導
- イ 指定避難所における食事、共同調理、炊き出し等の指導助言
- ウ 指定避難所、応急仮設住宅等の被災者等に対する栄養相談・指導

2 健康管理支援の要請

県に対し、エコノミークラス症候群の予防、ノロウイルス等の感染症予防、避難所における食事の栄養管理などの災害時の避難者の健康管理の支援を要請する。

3 心のケア

県に対し、被災地域での精神保健医療機能の低下及び被災者、防災活動従事者のストレスによって生じた精神的問題に対応するため必要に応じて、精神科医師、看護師等で編成される災害派遣医療チーム（以下、「DPAT」という。）の派遣、以下の対

応を要請する。

(1) 支援活動の内容

- ア 被災によって損壊した既存の精神科医療に対する支援
- イ 被災のストレスによって生じた精神的問題を抱える被災住民への対応
- ウ 避難所及び在宅等の精神疾患を有する被災者への対応
- エ 被災者支援を行っている者に対する心のケア等の支援
- オ その他災害時の心のケア活動に必要な措置

(2) 児童・生徒等のメンタルケア

→ 第20節「文教対策の実施」

4 食品衛生監視指導の要請

県に対し、被災地域における食品衛生監視指導を実施するための食品衛生監視機動班の派遣、監視指導等を要請する。

(1) 指定避難所、被災住民への食事提供施設に対する食品衛生指導及び啓発

指定避難所、被災住民への食事提供施設における食品衛生管理等の状況把握に努めるとともに、衛生指導及び啓発を行う。

(2) 営業施設の監視指導

被災地における営業施設を監視指導するとともに、必要に応じ、食品等の検査を実施して不良食品の流通を防止する。

(3) 被災住民に対する食品衛生指導及び啓発

被災住民に対する食品衛生に対する啓発活動を行う。

5 愛護動物の救護等の実施

大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を指定避難所に同行することで、指定避難所の生活環境の悪化等の問題が生じることが予想される。また、被災した飼育動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。

動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように県に対し要請する。

(1) 被災地における愛護動物の保護等

- ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
- イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
- ウ 飼育困難な愛護動物の一時保管
- エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
- オ 愛護動物に関する相談の実施等

(2) 指定避難所における動物の適切な飼育の指導等

県と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、指定避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努めるとともに、県に対し、以下を要請する。

- ア 各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び提供、獣医師の派遣等
- イ 指定緊急避難場所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整

(3) 飼養動物、危険動物等の管理

県、飼養動物等を飼養する者及び関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第2項 防疫

1 方針

被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、県と緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。

また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

2 防疫活動の実施体制

被災地において、防疫活動を実施するための組織を編成し、防疫上必要な措置を行う。

3 感染予防対策に関する広報活動の強化

感染予防のため、県と連携し、被災地域住民に対し、手洗いやうがいの励行、マスク等感染防護物品の利用、消毒薬の使用法、飲食物の取り扱い上の注意等の広報活動を強化する。

4 疫学調査及び健康診断等の実施

感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者に対する入院勧告など適切な予防措置を講じるための疫学調査を実施し、調査の結果必要があるときは健康診断を県が実施する。

5 臨時予防接種

予防接種の必要があるときは、県が臨時予防接種を行い、又は町長に行わせる。

6 町に対する指示及び制限

感染症の発生の予防上必要があると認めるとき、知事は町長に対し次の事項について指示又は制限を行うとともに、状況に応じ県自らも消毒等の措置を行う。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の第2項による町に対する消毒の指示
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の第2項によるねずみ族、昆虫等の駆除の指示
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条の第2項による町に対する物件に係る消毒の指示
- (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条による水道管理者に対する生活の用に供される水の使用制限及び町に対する生活のように供される水の供給に関する指示

7 災害防疫業務

知事の指導・指示に基づき、防疫活動を実施する。

- (1) 感染症予防対策に関する広報活動の強化
- (2) 消毒の施行
- (3) ねずみ族、昆虫等の駆除
- (4) 生活用水の使用制限及び供給等
- (5) 指定避難所の衛生管理及び防疫指導
- (6) 臨時予防接種の実施

第3項 環境対策

有害物質の漏出等を把握した場合には、県へ報告する。

工場・事業所等の関係者は、有害物質の漏出等が生じた場合には、町、県、関係機関に報告する。また、有害物質の漏出等に対し適切に対応する。

第15節 要配慮者の支援

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を払いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるよう努める。

なお、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。

第1項 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策

- 1 災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとる。
 - ア 指定避難所（必要と認められる場合は福祉避難所）への誘導・移送
 - イ 必要と認められる場合の社会福祉施設等への緊急入所
 - ウ 居宅における生活が可能な場合の在宅福祉ニーズの把握
 - (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。
- 2 県に対する要請
 - (1) 前項の措置に関して県に対し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を要請する。
 - (2) 避難所の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援のため、県に対し、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

第2項 高齢者及び障がいのある人に係る対策

- 1 指定避難所や在宅における一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がいのある人に係る対策を実施する。
 - (1) 被災した高齢者及び障がいのある人の迅速な把握に努める。
 - (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がいのある人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
 - (3) 指定避難所等において、適温食と高齢者等に適した食事を工夫する。
 - (4) 指定避難所等において、被災した高齢者及び障がいのある人の生活に必要な車い

す、障がいのある人用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行う。

- (5) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図る。
- (6) 指定避難所や住宅における高齢者及び障がいのある人に対するニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

2 県に対する要請

- (1) 前項の措置に関して県に対し、適宜支援を要請する。
- (2) 避難所の高齢者、障害のある人等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援のため、県に対し、災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請する。

第3項 生活の場の確保

以下により、高齢者、障がいのある人等の生活の場を速やかに確保する。

- 1 応急仮設住宅の建設供与
- 2 公営住宅・一般住宅の確保
- 3 公的宿泊施設の確保

第4項 旅行者への対策

災害時の旅行者の被災状況について、関係団体等から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して、関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速な提供に努め、必要に応じて指定避難所等の情報を伝達する。

第5項 外国人等の支援対策

県とともに、災害時に外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、報道機関と連携してテレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供等を行うよう努める。

第16節 安否情報の提供

第1項 役割

被災者の安否について、住民等から照会があった時は、被災者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に係る情報（以下「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

第2項 情報収集

- 1 必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防本部、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。
- 2 被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

第3項 照会を行う者

照会を行う者（以下、「紹介者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。

- 1 被災者の同居の親族（親族には、婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類によりその関係性を証明できる者を含む。）
- 2 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者
- 3 被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると求められる者

第4項 照会手順

- 1 照会者は、町長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - (1) 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
 - (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - (3) 照会をする理由
- 2 照会者は、上記1(1)の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。但し、照会者が遠隔地に供住している場合、その他この方法によることができない場合においては、町が適当と認める方法によることができる。

第5項 提供できる情報

照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は、照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者から暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居住が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

- 1 第3項の1の者
被災者の居住、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先、その他安否の確認に必要と認められる情報
- 2 第3項2の者
被災者の負傷又は疾病の状況
- 3 第3項3の者
被災者について保有している安否情報の有無
- 4 1～3の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報
- 5 1～3の区分にかかわらず、町が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

第17節 集落の孤立化対策

- 1 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

- 2 指定避難所の開設や飲料水、食料等日常生活に必要な物資を確保する。
- 3 その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

第18節 遺体の搜索、収容及び火葬

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡したと推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早期に実施する必要がある。

このため、関係機関、団体と緊密な連絡を取り、迅速に行方不明者等の搜索及び遺体の埋葬活動を実施する。

第1項 遺体の搜索

警察と協力して搜索班を編成し、必要な資機材を整備・活用して実施する。状況により消防本部の応援を得て実施する。

第2項 遺体の調査・身元確認

- 1 遺体について医師による死因その他の医学的検査を実施する。
- 2 調査及び医学的検査を終了した遺体について遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 3 警察による遺体の調査・身元確認
 - (1) 明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届け出を受けた場合は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第4条に基づき、遺体の調査を行う。
 - (2) 遺体の調査、身元確認等を、医師等の協力を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、県、町、指定公共機関等と密接に連携する。
 - (3) 遺体の調査に当たっては、DNA型鑑定資料の採取、指紋の採取、写真撮影等を行い、身元が明らかになったときは、遺体を遺族に引き渡す。
 - (4) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条、死体取扱規則第7条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項、戸籍法第92条第1項により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して町長に引き渡す。
- 4 遺体の取り扱いに必要な資機材の整備

早期の身元確認、遺族への遺体引き渡し及び遺体の取り扱いに伴う感染症等の事故を防災するための資機材を整備し、災害発生時に遺体検視場所及び遺体安置場所への配備に努める。

 - (1) ゴム手袋、白手袋、マスク、作業着、長靴等の感染防止用資機材
 - (2) ピンセット、注射器、注射筒、血液採取容器等の遺体見分用資機材

第3項 遺体の安置、一時保存

- 1 遺体の身分確認のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に火葬ができない場合においては、遺体を特定の安置場所（寺院などの施設の利用又は寺院、学校等の敷地に仮設）に収容し、火葬の処置をするまで一時保存する。なお、一時保存に当たっては火葬の処置をするまでの間ドライアイスを補給する等、適切な処置に努める。

- 2 遺体の安置場所について、公共施設又は寺院等あらかじめその管理者と協議して抽出選定しておくとともに、関係機関と連携し確保に努める。
- 3 被害が集中し、遺体の収容、収容所の設営が困難な場合、必要に応じて周辺市町村に設置、運営の協力を要請する。
- 4 遺体の処理、安置、一時保存の対応が困難な場合、県に対し、町が行う遺体の処理及び市町村間の調整等を要請する。

第4項 遺体の火葬

1 遺体の火葬

- (1) 下記により火葬の実施体制の確保を行うとともに、災害の際、死亡した者に対して、その遺族が災害による混乱のため火葬を行うことが困難な場合や死亡した者の遺族が居ない場合には、原則として町が遺体の火葬を行う。
 - ア 火葬場の被災状況の把握
 - イ 死亡者数の把握
 - ウ 火葬相談窓口の設置
 - エ 安置所の確保
 - オ 火葬場へのアクセス道路の確保
 - カ 搬送体制の確保
 - キ 棺、ドライアイス、骨壺の調達
 - ク 火葬用燃料の確保
- (2) 火葬が十分に行えない状況になった場合は、県に対し、県内の他市町村及び近隣県に対して応援要請を行い、広域的な火葬の実施を要請する。

2 火葬の留意点

- (1) 身元不明の遺体措置
 - ア 身元不明の遺体措置については、火葬前に、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、身元判明に必要な資料を保存する。
 - イ 遺体の身元が判明しない場合は、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及び行旅病死亡人取扱法」に基づき、取り扱うものとする。
 - ウ 火葬後の遺骨及び遺品については保管を行う。
- (2) 火葬に関する帳簿等の整理

火葬を実施し、又は火葬等に要する現金若しくは経費を支出した場合は、次の書類・帳簿等を整備、保存しなくてはならない。

 - ア 救助実施記録日計票
 - イ 火葬日支出関係証拠書類

第5項 救助法で定める基準

1 搜索

- (1) 対象者

災害により行方不明の状態にある者で、四囲の状態から、既に死亡していると推定される者
- (2) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額
- (3) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、現に遺体を搜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。

(4) 搜索の方法

知事又は知事により搜索を行うこととされた町長が警察、消防本部及びその他の機関の協力を得て行う。

2 遺体の検視（見分）及び対策

(1) 遺体の検視（見分）

前記第3項1「遺体の見分、検視」の処理と同じ。

(2) 遺体の対策

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合はこれらの処理を行う。

(3) 対策の内容

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒

イ 遺体の一時保存

ウ 検案

(4) 対策方法

ア 救助の実施機関である知事又は知事により救助事務を行うこととされた町長が遺体の一時保存のための施設、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。

イ 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

(5) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(6) 処理の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

3 遺体の埋葬

(1) 埋葬を行う場合

ア 災害時の混乱の際に死亡した者

イ 災害のため遺族が埋葬を行うことが困難なとき

(2) 埋葬の方法

棺又は骨つば等埋葬に必要な物資の支給及び火葬又は納骨等について現物給付をもって実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第19節 障害物の除去

関係機関と連携し、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

第1項 障害物の除去

1 山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を

行う。

- 2 道路、河川等にある障害物の除去は、それぞれ、道路、河川等の管理者が行う。

第2項 障害物除去の対象

災害時における障害物除去の対象は、概ね次のとおり。

- 1 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- 2 河川氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- 3 緊急な応急措置の実施のための除去を必要とする場合
- 4 その他、公共的立場から除去を必要とする場合

第3項 障害物除去の方法

- 1 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- 2 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

第4項 資機材、人員の確保

実施者はスコップ、ロープその他障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努めるとともに、不足する場合は業者の保有する機械器具及び人員を調達する。

第5項 除去した障害物の集積場所

- 1 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- 2 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- 3 盗難の危険のない場所を選定する。
- 4 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名その他必要事項を公示する。

第6項 障害物除去に関する応援、協力

町だけで除去できない場合は、県に応援、協力要請を行う。

第7項 救助法で定める基準

1 障害物除去の対象

- (1) 当面の日常生活が営みえない状態にあること
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること
- (3) 自らの資力をもっては除去ができないものであること
- (4) 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

2 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は町長）が実施する。

3 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

4 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

第20節 文教対策の実施

災害等の発生時の児童・生徒等の安全確保及び教育実施者の確保、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処理等の措置を講ずるよう努める。

第1項 学校教育対策

1 指定避難所としての学校の役割

学校が指定避難所となる場合、指定避難所の運営を行う。

教職員は、児童・生徒等の安全確保、校長を中心とした学校教育活動の早期正常化に向けて取り組む。また、災害応急対策が円滑に行われるよう、指定避難所の運営体制が整備されるまでの間、協力する。

2 応急教育対策

(1) 応急教育の実施責任者

応急教育は、教育委員会が計画し実施する。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童・生徒の安全の確保措置

災害発生時における児童・生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 小中学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童・生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、教育委員会に対して助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は教育委員会の了解の上で、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることがある。

イ 校長の措置

(ア) 事前準備

- a 学校の立地条件等も考慮し、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導の方法等につき明確な計画を立てる。
- b 常に気象状況等に注意し、災害発生の恐れがある場合は、応急教育体制に備えて次の事項に留意しなければならない。
 - (a) 学校行事、会議、出張等を中止すること
 - (b) 児童・生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法の確認
 - (c) 教育委員会、警察署、消防本部及び保護者への連絡網の確認
 - (d) 時間外においては、所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知
 - (e) 児童・生徒の避難路・指定緊急避難場所の安全性の確認

(イ) 災害時の体制

- a 状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 災害の規模、児童・生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会と連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

- d 応急教育計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童・生徒及び保護者に周知徹底を図る。
 - (ウ) 災害復旧時の体制
 - a 教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
 - b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理について指導助言を行い、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。
 - c 疎開した児童・生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
 - d 災害の推移を把握し、教育委員会との連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者へ連絡する。
 - (4) 救助法で定める基準
 - ア 対象
 - 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒
 - イ 学用品の品目
 - 教科書及び教材、文房具、通学用品
 - ウ 費用の限度
 - 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額
 - エ 期間
 - 学用品の給与は、災害発生の日から教科書の1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。
 - ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)
 - (5) 施設の応急整備
 - 災害により被害を受けた小中学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。
 - ア 施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合、町において応急復旧工事を実施する。
 - イ 災害時における代替校舎の確保
 - 校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するのに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、教育委員会から要請があった場合について、県教育委員会が町教育委員会間の調整を図る。
 - (6) 県による教職員（県費負担教職員に限る）補充措置
 - 災害に伴い教職員に被害が発生し、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告し、県教育委員会は速やかに教職員の補充を行う。
- ### 3 県による就学援助に関する措置
- 被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、県教育委員会が、次により援助又は救護を行う。
- (1) 被災により就学困難となった小中学校の児童・生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
 - (2) 被災家庭の特別支援学校の児童・生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった県立高校の生徒の就学を援助するため、授業料の免除を行う。

4 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食に実施について、校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、教育委員会に報告し、協議の上、給食実施の可否について決定する。この時、次の事項に留意する。

- (1) 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。
- (2) 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努める。
- (3) 指定避難所として使用されている学校については、その給食施設は、り災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意する。
- (4) 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

5 災害時における環境衛生の確保

災害後の感染症、防疫対策について校長は、保健福祉環境事務所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行う。

6 被災児童生徒へのメンタルケア

教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携し、被災児童・生徒へのメンタルヘルスケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。

第2項 文化財応急対策

- 1 文化財が災害を受けたときは、所有者（管理責任者）は被災状況を調査し、その結果を町及び県教育委員会に報告する。
- 2 被災文化財の被災拡大を防止するため、県教育委員会は、関係機関と連絡し応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第21節 住宅の確保

第1項 空き家住宅の確保

- 1 県と連携して、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応する。
 - (1) 公的住宅
 - (2) 既存住宅ストックの活用

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一部提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。
- (3) 企業社宅、保養所等
- 2 募集は、町及び空き家提供事業主体が行う。

第2項 応急仮設住宅の建設

1 実施責任者

- (1) 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、災害対策本部長（町長）が行う。
- (2) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うとされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、災害対策本部長（町長）が行う。

2 建設用資機材等の確保要請

必要に応じて、用地及び資機材の確保について、県に応援の要請を行う。

3 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設

- (1) 建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は私有地を利用し、所有者等と十分協議して選定する。
- (2) 1戸当たりの面積は世帯構成人員等を考慮して設定する。入居予定者の状況によって、高齢者、障がいのある人向けの仕様にも配慮する。費用は、1戸当たりの平均が、国が示す限度額以内とする。
- (3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。
- (4) 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設（福祉仮設住宅）を応急仮設住宅として設置できる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- (5) 着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を受けて、期間を延長することができる。（特別基準）
- (6) 建設については、建設業者関係団体等の協力を得て行う。
- (7) 応急仮設住宅への入居資格は、住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議の上、町が入居者を選定する。なお、この場合、以下の点にも留意する。
 - ア 入居決定に当たっては、高齢者、障がいのある人等を優先するが、応急仮設住宅での生活が長期化することも想定し、高齢者、障がいのある人等が集中しないよう配慮する。
 - イ 従前の居住地及び自治組織に考慮した選定を行う。
- (8) 応急仮設住宅の建物の管理は、町の協力を得て県が行い、入居者の管理は、町が行う。

また、町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性に参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。
- (9) 入居者に応急仮設住宅を供与する期間は、完成の日から2年以内とする。

第3項 被災住宅の応急修理

1 実施責任者

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、災害対策本部長（町長）が行

う。

(2) 救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、災害対策本部長（町長）が行う。

2 災害救助法を適用した場合の住宅の応急修理

(1) 応急処理の対象は、住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活が営めず、かつ自らの資力をもってしては、修理ができない者の住宅とする。

(2) 修理範囲は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分とする。

(3) 修理の期間は、災害が発生した日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の対策本部が設置された場合は6か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる（特別基準）。

(4) 修理については、建設業関係団体等の協力を得て行う。

(5) 修理を実施する住宅の選定は、県が町の協力を得て行う。

(6) 修理に要する費用は1世帯当たり、国が示す限度額以内とする。

第4項 住宅等に流入した土石等の除去（住宅障害物の除去）

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた土石、竹木等の障害物を除去する。

1 実施責任者

(1) 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、災害対策本部長（町長）が行う。

(2) 災害救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うとされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行う。

2 障害物除去の方法

(1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起らないよう配慮し、行う。

3 救助法で定める基準

(1) 障害物除去の対象

ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれていること

ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること

エ 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること

オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること

(2) 除去の方法

救助の実施機関である知事（救助を行うこととされた場合又は知事が実施するいとまがない場合は災害対策本部長（町長））が実施する。

(3) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額

(4) 期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。（特別基準）

第5項 公営住宅の修繕・建設

1 公営住宅の修繕・供給促進

損壊公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

2 災害公営住宅の建設

公営住宅法による災害公営住宅の建設は、町が建設し、管理する。ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理する。

第6項 被災住宅に対する融資

自然災害によって住宅に被害を受けた者は、次により、災害復興にかかる住宅の建設資金、購入資金又は補修資金の融資を住宅金融支援機構に申し込むことができる。

1 建設の場合

町から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、建設資金の融資を申し込むことができる。

また、建物と同時に宅地についても被害を受けて整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは土地取得資金を、それぞれ建物資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額 (建設資金)	特例加算額 (建設資金)	基本融資額 (土地取得資金)	基本融資額 (整地資金)
1, 6 5 0 万円	5 1 0 万円	9 7 0 万円	4 4 0 万円

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間【建設】

耐火構造	準耐火構造	木 造 (耐久性)	木 造 (一般)
3 5 年	3 5 年	3 5 年	2 5 年

2 購入の場合

町から住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」（「一部破損」は除く。）の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、住宅購入資金の融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

住宅の区分		基本融資額 (購入資金)	特別加算額 (購入資金)
新築住宅		2, 6 2 0 万円	5 1 0 万円
リ・ユース 住宅 (中古住宅)	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2, 3 2 0 万円	
	リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2, 6 2 0 万円	

(2) 融資金利 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間

【新築住宅購入】

耐火構造	準耐火構造	木造（耐久性）	木造（一般）
35年	35年	35年	25年

【リ・ユース住宅購入】

リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅 リ・ユースマンション
35年	25年

3 補修の場合

町から住宅に10万円以上の被害が生じた旨の「罹災証明書」の発行を受けた者は、次表の融資限度額内で、補修資金の融資を申し込むことができる。

また、補修する家屋を移転するときは移転資金を、宅地について被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を申し込むことができる。

(1) 融資金の限度額

基本融資額	補修資金	引方移転資金	整地資金
	730万円	440万円	440万円

(2) 利率 住宅金融支援機構の条件による。

(3) 最長返済期間 20年

※ 上記融資概要は、平成29年11月現在のものである。融資制度の詳細については、住宅金融支援機構に問い合わせること。また、上記の融資のほか、東日本大震災にかかる融資、事業向け融資もあるので、詳細については住宅金融支援機構に問い合わせること。

第22節 災害廃棄物等の処理

衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分場の確保に努め、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速な災害廃棄物の処理に努める。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第1項 ごみ処理

1 方針

清掃施設組合と連携して、災害により一時的に大量に発生した生活ごみ及び粗大ごみ（以下「ごみ」という。）を適正に処理する。

2 町の役割

- (1) ごみの収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。
- (2) 収集したごみは、清掃施設組合の処理施設において処理するか、必要に応じ埋立て処分等、環境保全上支障のない方法で行う。

- (3) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (4) 短期間でのごみの処分が困難なときは、仮置場を確保して対応する。この場合、がれきの仮置場と調整を図る。仮置場の管理に当たっては、衛生上十分配慮する。
- (5) 住民等への広報
 - 住民等に対し、以下の項目について広報し、ごみ処理の円滑な推進を図る。
 - ア ごみの収集処理方針の周知
 - イ ごみ量の削減への協力要請（できるだけごみを出さない。庭での覆土処理等への協力等の要請）
 - ウ ごみの分別への協力要請

第2項 し尿処理

1 方針

災害により発生したし尿を適正に処理する。

2 町の役割

- (1) し尿の収集、運搬、処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。
- (2) 収集したし尿は、原則として清掃施設組合のし尿処理施設により処理する。
- (3) 町で対応できない場合は、他市町村等の応援を得て実施する。これによっても対応できない場合は、県へ応援を要請する。
- (4) 被害状況、指定避難所の開設状況、被災住民のし尿の排出量を考慮し、仮設トイレを設置する。仮設トイレの機種選定に当たっては、高齢者・障がいのある人等に配慮したものであって、汲み取り回数が軽減できるタイプを優先的に設置するものとする。
- (5) 浸水地域等の悪条件の地域や指定避難所、仮設トイレ等の重要度、使用頻度の高い施設のし尿を優先的に収集する。
- (6) 激甚な被害のためし尿の収集が遅滞する場合は、住民に対し、各家庭の庭先等での素掘りトイレや隣近所での協力等と呼びかける。

第3項 がれき処理

1 方針

県及び関係機関と連携して、次の方針によりがれきの処理を実施する。

- (1) がれきのうち、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に処理する。この場合、緊急啓開路線については、優先的に実施する。
- (2) がれき発生現場での分別を原則とする。
- (3) 応急対策上及び衛生上の緊急度を考慮して、処理スケジュールを定める。いたずらに作業を急ぎ、交通渋滞を招いたり、応急・復旧計画の障害とならないように配慮する。
- (4) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。
- (5) がれき処理のための重機・要員等は、関係機関・団体の協力を得て確保する。
- (6) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）等の規定に従い適正な処理を進める。

2 町の役割

次のとおり、がれき処理を実施する。

- (1) 被害状況をもとにがれきの発生量を見積もる。

(2) 処理体制の決定

がれきの見積り量、道路交通状況等をもとに処理体制を定める。被害が甚大で町で処理が不可能な場合は、県に応援を求め実施する。

(3) がれきの仮置場及び搬送路の確保

短期間でのがれきの焼却処分、最終処分が困難なときは、適当な場所を仮置場として確保する。また、仮置場及び最終処分場までの搬送路を確保する。

(4) がれき発生現場における分別

原則としてがれき発生現場において分別し、仮置場へ搬入する。

(5) がれきの仮置場への搬入

(6) 仮置場の消毒

(7) 最終処分場への搬入

(8) 住民等への広報

住民等に対し、以下の項目について広報し、がれき処理の円滑な推進を図る。

ア がれきの収集処理方針の周知

イ がれきの分別への協力要請

ウ 仮置場の周知

エ 最終処分場、仮置場への直接搬入の依頼

第4項 道路、河川に残る障害物の除去

第1項～第3項の対策によっても、道路、河川に残る障害物については、道路、河川管理者が除去する。

第5項 死亡獣畜処理

管轄保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。

第23節 水道施設の災害応急対策

災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。

第1項 取水施設

取水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

第2項 浄水施設

浄水施設においては、災害時に薬品類の不足により原水の処理能力の低下が起きないように原水処理薬品類の備蓄を行う。

また、浄水施設の被災については、被害状況を把握し、直ちに応急復旧を行う。

第3項 送配水ポンプ施設等

送配水ポンプ施設、ポンプ場には、送配水のための自吸式ポンプ等を設置して送配水の応急措置をとるとともに、停電時の備えとしての自家発電設備等により施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水等ができるよう努める。

第4項 送配水施設

送配水管路、配水池等の被災については、被害状況の早急な把握を行うとともに、公共施設や病院、指定避難所等の重要施設への早期復旧に配慮しながら、基幹となる送水管、配水本管、給水拠点に至る路線を優先し、計画的な応急復旧を行う。

第24節 道路施設の災害応急対策

道路管理者は、その管理する道路について、警察と相互に連携、協力し、早急に被害状況を把握し、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、障害物の除去、応急復旧等を行う。

- 1 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
- 2 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急に必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- 3 道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。
- 4 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。
- 5 上・下水道、電気、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。
- 6 交通信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。

第25節 土砂災害の応急対策

土砂災害は、ひとたび発生すると、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴を認識し、関係機関とともに危険の切迫する前に十分余裕をもって対策を実施する。

第1項 県及び関係機関相互との情報連絡

1 災害原因情報の収集・伝達

本章第1節「防災気象情報の伝達」及び第2節「被害情報等の収集伝達」を活用し、県及び関係機関と綿密な連携のもとに災害情報の収集に努めるが、特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、徹底を図る。

2 前兆現象（異常現象）の把握

県及び関係機関とともに、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

3 降雨状況の把握

町域の降雨の状況は、一様でないので、各雨量観測所の雨量観測を実施する。

第2項 警戒体制の確立

- 1 時期を失することなく、本編第1章第2節「配備及び動員体制」及び「職員初動マ

ニュアル」に基づき速やかに警戒体制を確立する。

- 2 降雨の状況により、職員及び消防団によるパトロールを実施する。
- 3 本章第4節「避難対策の実施」に基づき、時期を逸することなく、避難情報の発令を行う。

第3項 災害発生時の報告

本章第2節「被害情報等の収集伝達」により県（防災危機管理課）まで被害状況を報告する。

第4項 救助活動

- 1 土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。
この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。
 - (1) 被災者の救出
 - (2) 倒壊家屋の除去
 - (3) 流出土砂・岩石の除去
 - (4) 救助資機材の調達
 - (5) 関係機関の応援体制
- 2 警察に対し、救出活動に基づく所要の活動、二次災害防止に必要な警戒警備等を要請する。
- 3 県に対し、救助活動についての応援、隣接市町村、陸上自衛隊、その他関係機関に対する協力を要請する。

第26節 二次災害の防止

第1項 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な災害により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。これらの被害を最小限に止めるため、関係機関は相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第2項 降雨等に伴う二次災害の防止

降雨等による二次的な水害・土砂災害、建築物被害の危険を防止するため、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・町職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度※を活用して行う。

その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれがある部分や応急措置の支障と

なる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

※アドバイザー制度・・・(社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度

第27節 農業施設等の災害応急対策

災害時において、県及び関係機関とともに、農林施設等の被害の実情を早期に調査し応急復旧に努める。

第1項 農業用施設応急対策

- 1 かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- 2 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、災害区域全体の総合調整のうえ施設の応急対策の実施に努める。
- 3 ため池対策
 - (1) ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報する。
 - (2) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
 - (3) 被害を拡大させないよう早急な応急工事の実施に努める。

第2項 農作物応急対策

被害を最小限に食い止めるため、農林事務所、普及指導センター、農協の指導関係者に対し、協力して対策技術の指導を行うよう要請するとともに、必要に応じて県関係課及び農業総合試験場等試験研究機関へ指導、援助を要請する。

第3項 林産物応急対策

災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保、及び林産物の被害を軽減するため、県と協議のうえ被災立木竹の除去、病虫害の防除、林業用種苗の供給を要請する。

第4編 震災応急対策計画

第1章 計画の目的等

第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の地域における防災のうち震災対策に関し、防災関係機関及び町民が処理すべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、防災機関、町民がその有する全機能を有効に発揮して町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

また、この計画に定められていない事項については、第1編～第3編及び第5編による。

第2節 県内地震災害の特色

1 活断層

県内の活断層としては、「地震調査研究推進本部の長期評価（平成25年2月1日発表）」結果等によると、主なものとして以下の7断層（系）をあげることができる。

- ①小倉東断層、②西山断層、③警固断層、④水縄断層、⑤福智山断層、⑥宇美断層
⑦日向峠—小笠木峠断層

これらの断層はいずれも④⑤を除き、歴史時代には活動していないが、ほぼ確実に活断層であると推定される。

2 地震動による被害

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005年3月に福岡市の北西約30kmの福岡県北西沖（当時の震央地名は福岡県西方沖）を震源とする最大震度6弱の地震（深さ9km、マグニチュード7.0）が発生し、本町においても震度5弱を記録し、住家の一部損壊4件の被害をもたらした。

第3節 災害の想定

1 想定地震

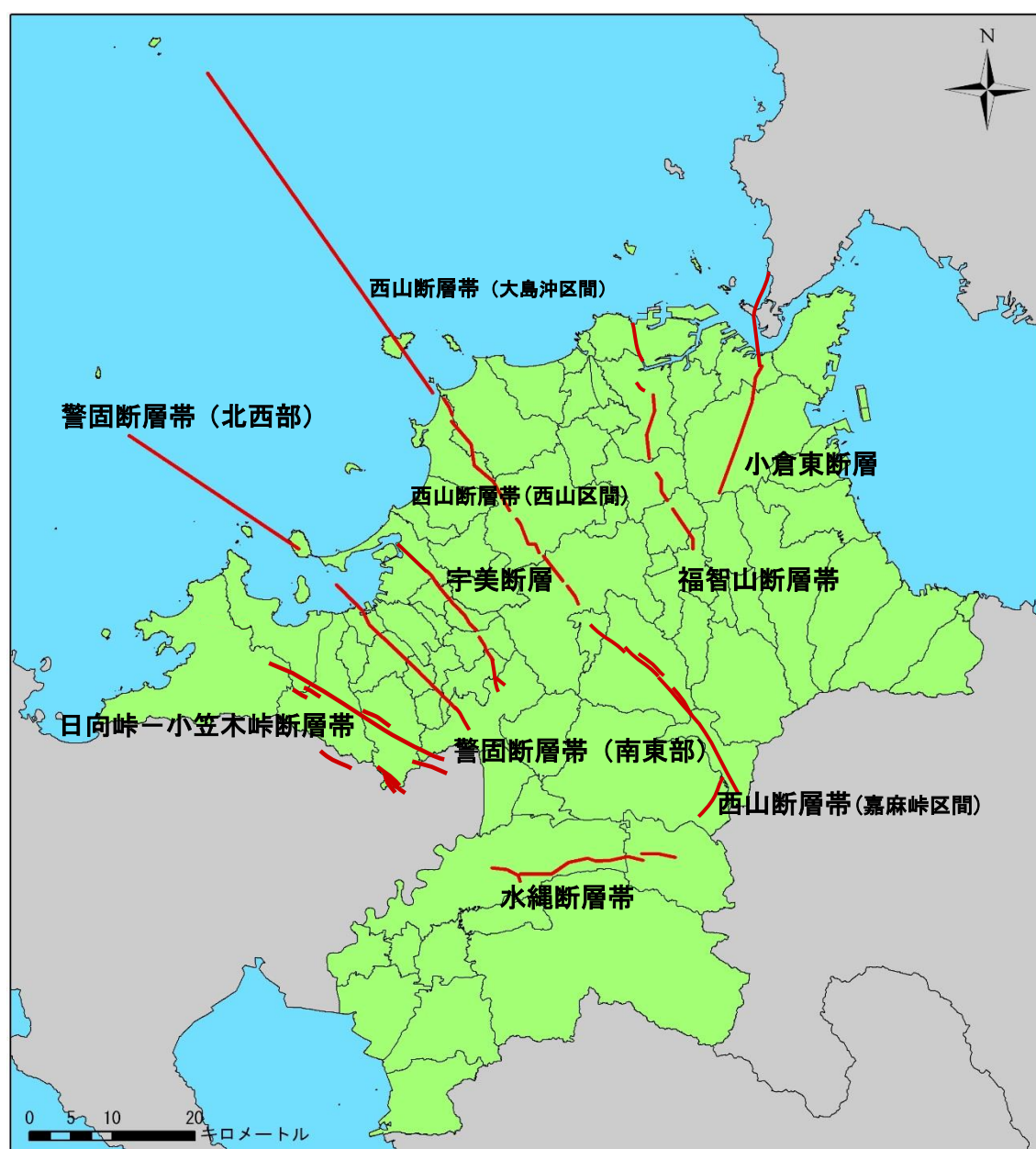
地震被害に関しては、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」を基本として、震源や震度、地震被害等を想定する。

想定地震については、県内に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して設定され、被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出している。また、地表に活断層が表れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性は否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。このため、各市町村の直下10kmにおいて、マグニチュード6.9の地震が発生したと想定し、各市町村の被害を算出している。

想定地震の震源パラメータ一覧

震源断層 パラメータ		小倉東 断層	西山 断層	西山 断層 延長	警固 断層帯 南東部	警固 断層帯 北東部	水縄 断層	福智山 断層	宇美 断層	糸島 半島の 地震
活断層の長さ (km)		1.7	3.1	8.0	2.7	2.5	2.6	2.0	1.8	—
断層長さL (km)		1.7	3.1	8.0	2.7	2.5	2.6	2.0	1.8	5
断層幅W (km)		8.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.0	9	2.5
マグニチュード M		6.9	7.3	8.0	7.2	7.0	7.2	7.0	6.9	6.0
震源断層の 深さd (km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2	3
	下端	10.5	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.2	1.1	5.5

想定地震の震源断層位置



資料：「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）」（令和2年度修正）

2 想定地震による被害等の概要

被害については、福岡県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」を基に記載している。

(1) 被害総括表

活動した場合に本町に及ぼすと予想される想定震源断層について、下記の「想定地震別被害等総括表」算出された町における予測被害をまとめた。

算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。

添田町における想定地震別被害等総括表

			小倉東断層	西山断層		警固断層帯	水縄断層		基盤一定 M6.9 直下10km
			北東下部	中央下部	北西下部	北西下部	中央下部	南西下部	
建物被害 (棟)	全壊	木造	4	5	40	1	1	13	98
		非木造	0	0	1	0	0	0	3
		計	4	5	41	1	1	13	101
	半壊	木造	15	18	49	11	12	39	135
		非木造	0	1	1	0	0	0	4
		計	15	19	50	11	12	39	139
ライフライン等被害	上水道（箇所）		2	7	25	3	4	12	39
	配電柱（箇所）		0	0	1	0	0	0	1
	電話柱（箇所）		0	0	1	0	0	0	1
火災	全出火（件数）		0	0	0	0	0	0	1
	消失棟数		0	0	0	0	0	0	0
人的被害 (人)	死者		0	0	1	0	0	1	6
	負傷者		46	53	186	20	20	93	319
	要救助者		1	1	9	0	0	3	22
	要後方医療搬送者数		5	5	19	2	2	9	32
	避難者数		5	7	55	1	1	17	135

(2) 地震動

本町においては、小倉東断層（北東下部）、西山断層（中央下部、北西下部）、西山断層・延長（中央下部、北西下部）、警固断層（北西下部）、水縄断層（中央下部、南西下部）、福智山断層（中央下部、北西下部）の活動で震度6弱が予測されている。

(3) 液状化

本町においては、液状化の危険度は、低いとなっているが、町内には旧坑道が存在するため、陥没等の被害が予想される。

(4) 斜面崩壊危険度

本町においては、西山断層（北西下部）において、崩壊危険度の高い斜面が 1 箇所、斜面崩壊による建物被害の予測数は 0 となっているが、崩壊危険の斜面が 1 6 9 箇所あり、地震の条件によっては、被害発生も予想される。

第2章 重点的に取り組むべき対策

災害に強い町を目指し、人命損失危険に対する防災対策の推進や防災拠点となる施設の耐震化の推進、大規模な災害にも対応できる基盤整備などを推進する。但し、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、さまざまな対策を組み合わせることによって、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるような観点から災害に備える「減災」の考え方を防災の基本方針とする。

1 地域の防災力を向上させるための町民運動の展開

地域の防災力を向上させるため、町民、地域コミュニティ及び企業等が防災意識を持ち、災害に対する「備え」を実践する。

2 地域特性を考慮した防災対策の確立

本町のうち山地が約70%を占めており、中山間地が多いことから、点在する集落の生活機能をマヒさせないための対策に取り組む。

3 人的・物的資源の効率的な活用による防災対策の推進

地震発生時における通信の途絶に備え、被害状況の把握及び関係機関への伝達などに支障が生じないよう多様な通信手段の確保や情報の収集・伝達体制の充実強化を図る。

4 建築物等の耐震化の推進

地震発生時における住宅の倒壊に伴う死傷者の発生を防ぐため、住宅の耐震化に取り組むとともに、公共施設を被災から防ぐための耐震化に取り組む。

さらに、電気、水道などのライフラインの被災を防ぐための耐震化に取り組む。

5 高齢化社会などに対応した防災体制の確立

高齢者などの要配慮者を地震から守るため、要配慮者に配慮した防災知識の普及や災害時の情報提供、避難誘導體制の強化など、防災体制を確立させる。

6 学校における防災教育の推進

災害は突然に、しかも想定外の事が起こる可能性があるという認識のもと、強い危機感を持ち、自らの判断で行動できる児童生徒の育成に努める。

第3章 災害予防計画

第1節 基本方針

震災の予防対策においては、以下の点に重点を置く。

1 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、種々の人命損失危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、老朽住家（被害）に対する対策を重視する。

2 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、庁舎、避難所、病院、警察署、消防署、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障をきたしたことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。

5 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関だけでは対応できないことから、防災関係機関における防災力の向上のほか、町民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進する。

6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進する。

第2節 地域の防災化

建築物の耐震・不燃化、防災空間の確保と整備、防災対策の改善に努めるとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、避難場所、避難路等の整備に係るものを中核とした地域の防災化対策に努める。

第1項 方針

避難場所、避難路、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川など骨格的な地域基盤施設の整備、老朽木造住宅密集地の解消等を図るための街区の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い地域構造の形成に努める。

第2項 防災空間の確保、整備、拡大

公園の整備に努め、避難場所の確保、火災の延焼防止、救護活動の円滑な実施を図る。

第3項 避難場所等の整備

震災時に住民を安全に避難させるため、避難場所、避難路を選定し、整備に努める。

第3節 建築物等の安全化

建築物等の安全化を推進することにより、防災基盤の強化を図る。

第1項 建築物等の耐震性の確保

1 公共建築物の耐震性の確保

(1) 新築建築物

新たに建設される町有施設については、地震動時及び地震動後に施設に必要とされる機能や用途の重要性に応じた耐震安全性を図る。

(2) 既存建築物等の耐震性の確保

各種建築物の耐震性の向上を図るため、積極的に耐震診断・改修の促進をはじめとする施策を実施する。

ア 町有建築物

- ・町有建築物耐震対策計画の策定
- ・町有施設の耐震安全性の目標確保

イ 教育施設等

- ・学校建築については、仮設等の附属施設を除きすべて耐震耐火構造とする。
- ・老朽施設については、更新、補強を図る。
- ・社会教育施設、社会体育施設及び文化施設については、地震防災上必要な補強を図る。

ウ 公営住宅

町営住宅については、防災、土地の高度利用及び生活環境の改善等の観点から、建替事業の積極的な推進に努める。

エ 社会福祉施設

社会福祉施設については、地震防災上必要な改築又は補強を図る。

2 一般建築物

民間建築物の耐震化は、原則所有者又は使用者の責務とし、そのための助言、指導を行う。

なお、保安上危険である場合又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導を行う。

3 その他の構造物

自動販売機の転倒、ブロック塀等の倒壊等の防止について指導し、安全確保を図る。

第2項 文化財災害予防対策

文化財を災害から保護するため、防火意識の高揚、防災施設の整備を図る。

1 文化財に対する町民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー」等を活用した広報活動を行う。

2 火災予防体制の確立等、次の次項に係る管理保護についての指導を行う。

(1) 防火管理体制の整備

(2) 環境の整備

(3) 火気の使用制限

(4) 火気危険箇所の早期発見と改善及び火災警戒の実施

(5) 火災発生にとるべき初期消火等の訓練の実施

第4節 土木防災施設等の安全化

第1項 土砂災害防止施設等の整備

県及び関係機関と連携して、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策の実施に努める。

第2項 交通施設の震災予防対策

1 道路の整備

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、法面等危険箇所調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して、道路の整備に努める。

2 橋梁の整備

震災時における橋梁機能の確保のため、所管橋梁について、耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて橋梁の補修、耐震補強及び架換に努める。

3 道路啓開用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等の締結を進める。

第5節 避難体制の整備

関係機関と連携して、震災時に住民等の生命及び身体を守るため、安全・的確に避難行動・活動を行い得るよう必要な体制を整備しておくとともに、避難場所、避難路等の選定及び整備を行い、計画的避難対策の推進に努める。

第1項 避難誘導体制の整備及び誘導方法への習熟

1 避難誘導計画の作成と訓練

発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

2 要配慮者に対する避難誘導体制の整備

要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

第2項 避難場所・指定避難所の整備及び周知

1 避難場所・指定避難所の整備・点検

(1) 整備・点検の留意点

公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所・指定避難所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定する。

なお、必要と認める場合には避難路についても指定する。

避難場所・指定避難所の整備・点検に際しては、以下の点を考慮する。

ア アクセスが容易である。

イ 住民等が良く知っている施設等である。

ウ 危険物施設等が近くでない。

エ 浸水等の被害のおそれのない場所である。

オ 施設（耐震性がある）及び避難経路が安全である。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接し

ている。

キ 給食施設の有無（給食施設があれば、自律的な避難所運営が可能）

ク 冷暖房設備の有無、バリアフリー化（物理的障壁の除去）の状況

(2) 福祉避難所の指定

要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定しておく。

2 避難場所・指定避難所の機能の整備

(1) 連絡手段の整備

災害対策本部と避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。

(2) 施設等の整備

避難場所・指定避難所における貯水槽、仮設トイレ、マット等のほか、高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。

(3) 地域の防災拠点としての機能の整備

指定した避難場所・指定避難所のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能を整備する。

3 避難場所・指定避難所等の住民への周知

避難場所・指定避難所等について、平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

(1) 広報紙

(2) 案内板等の設置

ア 誘導標識

イ 避難場所・指定避難所案内図

ウ 避難場所・指定避難所表示板

(3) 防災訓練

(4) 防災啓発パンフレットの作成、配布

第4章 災害応急対策

第1節 組織体制の確立

一定規模以上の地震が発生した場合は「添田町災害対策本部」を添田町役場に設置し、緊密な協議のもとに災害応急対策を実施する。

第1項 組織及び編成

第3編 第1章 第1節 組織体制の確立参照。

第2項 災害対策本部の設置及び廃止

1 本部の設置及び廃止

(1) 設置

町長は、地域内に震度5弱以上の地震を観測したとき、及び大規模の災害が発生し災害の規模が相当に拡大する恐れのあるときは、町長の権限に基づいて災害対策本部を設置する。

(2) 廃止

災害の危険が解消し、又は災害の応急対策が完了したと本部長が認めたとき。

2 本部会議

(1) 会議の招集は、本部長の指示により総合対策部が行う。

(2) 本部長は、本部会議の議長となる。また、本部長に事故あるときは、副本部長がこれにあたる。

3 防災会議委員に対する通報

災害対策本部が設置された場合、必要に応じて連絡を行う。

第3項 意思決定の基準

第3編 第1章 第1節 第3項 意思決定の基準参照。

第4項 災害対策本部の設置及び廃止

第3編 第1章 第1節 第2項 災害対策本部等の設置及び廃止参照。

第2節 配備及び動員体制の確立

災害対策本部を設置した場合の動員は、次の要領による。

第1項 動員要項

- 1 職員は、勤務時間外において地震による揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等により震度情報を確認し、下記の配備基準により自主的に参集する。
- 2 参集場所は、勤務時間内、勤務時間外ともに、原則として各自の所属先とする。
- 3 次の範囲に居住する職員は大規模地震が発生し、所定の職員が参集に時間を要するとみられるときは、直ちに登庁し、防災体制が整うまで災害等についての対応をしなければならない。

- ## 第2項 配備及びその種類

設置体制	配備要員	配備の基準
災害警戒本部 (準備体制)	災害警戒本部要員 (第 1 配備)	町内に震度 4 の地震が発生した場合
災害対策本部 (警戒体制)	災害対策本部要員 (第 2 配備)	町内に震度 5 弱の地震が発生し、災害の発生が予想されるとき。
〃 (救助体制)	〃 (第 3 配備)	町内に震度 5 強の地震が発生し、災害が発生した場合
〃 (非常体制)	〃 (第 4 配備)	町内に震度 6 弱以上の地震が発生し、大規模な災害が発生した場合

第3項 配備及びその種類

第3編 第1章 第2節 第2項 配備及びその種類参照。

第4項 交代要員の確保

第3編 第1章 第2節 第3項 交代要員の確保参照。

第3節 地震関連情報等の伝達

地震に関する情報を迅速、確実に関係機関及び一般住民に伝達するための計画である。

第1項 地震関連情報の伝達等

1 地震関連情報の発表

福岡管区気象台から発表される地震関連情報の種類・内容は次のとおりである。

種 類	内 容
震度速報	震度3以上の地震が発生したときに、地震の発生時刻及び観測地域名を発表する。
地震情報	震度3以上の地震が発生したとき、又は群発地震など特別な地震が発生したときに震源の位置、地震の規模、各地域の震度等を発表する。
各地の震度に関する情報	有感地震（震度1）を観測したときに、震源の位置、各地点の震度を発表する。

2 伝達系統

第3編 第2章 第1節 第2項 伝達系統参照。

3 異常現象発見時の通報

第3編 第2章 第1節 第3項 異常発見時の通報参照。

第2項 被害情報等の収集・伝達

1 被害情報の収集と被害規模の早期把握

(1) 被害中心地及び被害規模の推定

災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための、関連情報の収集にあたる。

自衛隊（震度5弱以上の場合）、警察、消防等が実施するヘリによる上空からの情報の収集、あるいは、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 地震発生直後の被害情報の把握

被害規模を早期に把握するため、次の初期情報の収集を行い、必要に応じ関係機関が実施する航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報を収集する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、国、県等、それぞれ所管する道路のほか、通信、電気、ガス、水道等のライフラインの途絶状況を把握する。

また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助の必要な要配慮者の有無の把握に努める。

ア 人的被害（行方不明者の数を含む。）

※行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、

住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となったものについて、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。また、行方不明者を把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に報告する。

イ 建物被害

ウ 避難情報の発令状況、警戒区域の指定状況

エ 避難の状況

オ 防災関係機関の防災体制（配備体制等）

カ 防災関係機関の対策の実施状況

キ 交通機関の運行・道路の状況

ク ガス・電気・水道・通信サービス等生活関連施設の運営状況

(3) 応急対策活動情報の連絡

県に応急対策の活動状況、災対本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(4) 国への報告等

県に被害状況等の報告ができない場合には、消防庁に直接報告を行う。

第4節 二次災害の防止

第1項 震災消防活動

大規模地震の発生に伴い二次的に発生する多発火災による被害を軽減するため、消防本部等と協力し、出火防止措置及び消防活動を実施する。

1 出火防止、初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、消防本部等防災関係機関と協力して地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

2 消防活動

(1) 基本方針

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害などと同時に発生する場合が多く、消防隊の絶対数が不足するとともに、消防車などの通行障害が発生するため、すべての災害に同時に対応することは極めて困難となることから、早期に応援要請の考慮を行い、消防活動については、消防本部とともに消防力の重点投入区を選定し、また、延焼防止戦を設定するなど消防力の効率的運用を図る。

(2) 特殊火災の消防活動

特殊火災に対処するため、消防本部等と、それぞれに応じた警防体制の整備を図り、対応する。

ア 危険物火災

大量の危険物の火災に際しては、発火性、引火性又は爆発性物品の種別数量に応じて、延焼危険を考慮して、注水消火を行うほか注水禁忌物に対しては、化学消火、窒息消火、除却消火等の方法を講じ、かつ、周辺部への延焼防止に当たる。

イ 放射線関係施設火災

放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防ぎょ活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従

い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講ずる。

(3) 危険区域の消防活動

木造建築物又は危険物施設等の密集地域で、延焼拡大性が極めて大きく、あるいは消防活動上悪条件を伴う危険区域においては、火災の状況に応じて、防御部隊を増強し、延焼防止に努めるとともに、別に予備隊を編成待機せしめて、風位の変化等による不足の事態に備える。

3 救急救助活動

震災時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、消防本部に対し、医療機関、医師会、日本赤十字社福岡県支部、警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急救助活動を要請する。

4 被災市町村への応援

被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第2項 危険物・毒劇物取扱施設等の応急措置

大規模な地震により、危険物、火薬、高圧ガス、放射性物質、毒劇物等の施設が損傷し、火災、爆発、流出等の災害が発生した場合は、従業員や周辺地域住民等に対して重大な被害を与えるおそれがある。

これらの被害を最小限に止めるため、消防本部等関係機関と相互に協力し、災害の拡大防止及び従業員、周辺地域住民等の安全確保に必要な対策を講ずる。

第3項 地震、降雨等に伴う二次災害の防止

県及び関係機関と協力し、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止する。

1 水害・土砂災害・宅地災害対策

第3編 第2章 第26節 第2項 降雨等による二次災害の防災参照

2 建築物災害対策－被災建築物応急危険度判定－

被災した建築物等の地震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災建築物の応急危険度判定を行う。

3 宅地災害対策－被災宅地危険度判定－

被災した宅地の地震等による二次災害を防止し、住民の安全を確保するため被災宅地の危険度判定を行う。

第4項 ため池施設災害応急対策

第3編 第2章 第27節 第1項 農業用施設応急対策参照

第5節 救出活動

大規模地震時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、密集地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

また、災害現場で活動する防災関係機関の部隊間との相互協力を行い、災害現場に派遣

された災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

なお、災害現場で活動する消防団員等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

第1項 救出対策

1 住民及び自主防災組織の役割

地震発生直後における倒壊家屋等の生き埋め者の救出は、地域住民、自主防災組織に依拠すべき部分が極めて大きい。そのため、住民及び自主防災組織は、地震発生直後から、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 消防本部及び町

- (1) 地震直後から地域の住民、事業所等に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動等への協力を喚起する。
- (2) 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具、その他資器材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。
- (3) 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署に連絡するとともに、合同して救助に当たる。
- (4) 町村自体の能力で救出作業に必要な車輛、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請する。

3 緊急消防援助隊の応援要請

第3編 第2章 第7節 第1項 救出対策参照

第2項 救助法で定める基準

第3編 第2章 第7節 第2項 救助法で定める基準参照

第5編 復旧・復興計画

第1章 復旧・復興の基本方針

一たび大規模な災害が発生した場合には、多大な人命及び財産を失うことも十分想像されるところであり、こうした場合に最も急務とされるのは、甚大な災害により、住み慣れた住居や財産を失った被災者の生活の再建であることから、対策としては、被災者の生活再建及び経済の復興を基本に、次に掲げる事項に留意しながら、関係機関と連携して迅速かつ円滑な復旧・復興に努める。

- 1 被災者が安心して日常生活を送れるよう、生活の早期安定のためのきめ細かな支援に努める。
- 2 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。必要な場合は、これに基づき、復興計画の作成に努める。
- 3 被災地の復旧・復興は、町民の意向を尊重しつつ、町及び県が主体的に取り組むとともに、国から支援を受けるという役割分担のもと、協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の参画を推進する。
- 4 災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興に努める。

第2章 災害復旧事業の推進

第1節 復旧事業計画

大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、災害の再発防止等の観点から可能な限り改良復旧を行う。

なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。

被災施設の復旧に当たっては、被災施設の重要度、被災状況等を勘案の上、災害復旧事業計画を策定し、早期に適切な復旧を図る。

第1項 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに、復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより災害の再発を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第2項 農林業施設災害復旧事業計画

農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に基づき、関係機関との総合的連携のもと迅速に復旧事業が施行されるよう努める。

また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、災害の再発防止に努める。

第3項 都市施設災害復旧事業計画

街路、公園等の災害、街区における土砂堆積等について早期復旧を図る。

復旧に当たっては、都市環境の整備、防災構造化の推進を指導する。

第4項 公営住宅災害復旧事業計画

住民生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

第5項 公立文教施設災害復旧事業計画

児童・生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。また、災害の再発防止のため、原因を検討し、不燃堅ろう構造化、防災施設の設置等を図る。

第6項 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県による補助、その他関係機関の融資を促進する。また、災害の再発を防止するため設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

第7項 医療施設災害復旧事業計画

町民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

第8項 公営企業災害復旧事業計画

町民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

第9項 公用財産災害復旧事業計画

行政的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

第10項 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に町民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第11項 文化財災害復旧事業計画

文化財が町民の貴重な財産であることに鑑み、迅速かつ適切な復旧を促進する。

第2節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定している。

著しく激甚な災害が発生すると、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費が著しく過重になるばかりでなく、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことが予想される。

したがって、そうした大規模な災害が発生した場合は、応急措置及び災害復旧を迅速かつ適切に行うため、早期に激甚法に基づく財政援助及び助成措置を受けることが必要となる。

第1項 激甚災害の指定手順

激甚法第2条では、「国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には」、内閣総理大臣が中央防災会議に諮った上で、政令によりその災害を「激甚災害」として指定する。

激甚災害としての適否及びどの措置を適用するか具体的な判断基準は、中央防災会議の「激甚災害指定基準」（昭和37年12月7日中央防災会議決定）又は「局地激甚災害指定基準」（昭和43年11月22日中央防災会議決定）による。

激甚な災害が発生すると、関係省庁が所管事項についての被害額等を把握し、被害状況を取りまとめ、激甚災害としての該当の適否、適用措置について政府原案が作成される。これを中央防災会議に諮った上で、閣議を経て政令が公布、施行される。

第2項 激甚災害に関する調査報告

1 町の役割

町の区域内に災害が発生した場合には、災害対策基本法第53条第1項の規定により、速やかにその被害状況等を県に報告する。

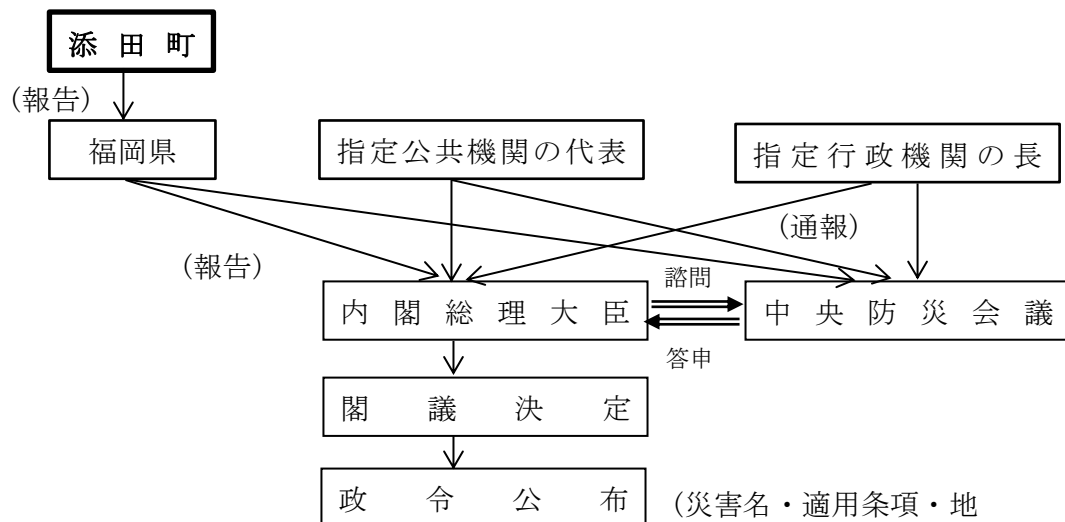
2 県の役割

町からの被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、被害額、復旧事業に要する負担額その他、激甚法に定める事項について、速やかに調査する。

第3項 激甚災害の指定促進

大規模な災害が発生した場合には、激甚法に基づく激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗状況に大きく影響を及ぼすことに鑑み、県は町からの報告及び前記の調査結果に基づき、激甚災害の指定が必要と判断した場合には、国の関係省庁との連絡を密にし、早期指定の促進を図る。

【激甚災害指定手順のフロー】



第3章 被災者等の生活再建等の支援

災害時には、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるよう努める。

なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたって被災者に寄り添った支援に努める。

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する。

第1節 罹災証明書の発行

災害の罹災者から申請があった時は、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家に被害その他町長が定める種類の被害を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付する。

また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受け入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第2節 被災者台帳の整備

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認められるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下、「被災者台帳」という。）を作成することができる。

第1項 記載事項

被災者台帳には、被災者に関する以下の事項を記載し、又は記録する。

- 1 氏名
- 2 出生の年月日
- 3 性別
- 4 住居又は居住
- 5 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況

- 6 援護の実施の状況
- 7 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する理由
- 8 電話番号その他の連絡先
- 9 世帯の構成
- 10 罹災証明書の交付の状況
- 11 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに本人が同意している場合には、その提供先
- 12 11 の提供を行った場合は、その旨及び日時
- 13 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者の個人番号
- 14 その他被災者の援護の実施に関し、町長が必要と認める事項

第 2 項 情報の収集

- 1 町長は被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用できる。
- 2 町長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求める。
県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じ、被災者に関する情報を提供する。

第 3 項 台帳情報の利用

町長は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用する時は、被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のため自ら利用する。

第 4 項 台帳情報の提供

- 1 町長は、以下のいずれかに該当すると認める時は、被災者台帳に記載し、又は台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的外のために提供する。
 - (1) 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供される情報を利用するとき。
- 2 上記 1 の場合、提供を受ける者は、以下の事項を記載した申請書を、当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - (1) 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 申請対象の被災者を特定するために必要な情報
 - (3) 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - (4) 提供を受ける台帳情報に申請者以外の情報が含まれる場合は、その使用目的
 - (5) その他、台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- 3 町長は、台帳情報の提供に関する申請があつた場合、当該申請が不当な目的によるものと認める時又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用される恐れがあると認めるときを除き、申請者に対し、第 1 項の 13 の情

報を除き、当該申請に係る台帳情報を提供する。

第3節 生活相談

災害時における町民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、必要な措置を講ずる。

- 1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。
- 2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、町の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。

また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努める。

第4節 女性のための相談

災害によって生じた女性特有の問題について相談に応じるため、指定避難所等において、女性特有の問題に関する相談を受ける。

第5節 雇用機会の確保

第1項 計画目標

災害により被害を受けた町民が、痛手から速やかに再起更生できるよう、被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職の斡旋等を定めることにより被災者の生活の確保を図る。

第2項 対策

1 町

被災事業所の雇用維持及び被災者の職業斡旋について、福岡労働局及び県に対する要請措置等必要な計画を樹立する。

2 福岡労働局

福岡労働局と県（労働政策課）は、協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また、関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。

3 福岡労働局の措置

(1) 離職者の早期再就職の促進

災害により離職を余儀なくされた者に対する早期再就職援助に当たっては、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。

ア 公共職業安定所内に、被災者のための臨時相談窓口を設置する。

イ 被災地域内に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談を実施する。

ウ 公共職業訓練や求職者支援訓練の受講斡旋を行うとともに、職業転換給付金や職業訓練受講給付金制度の活用を図る。

(2) 雇用保険の失業給付に関する特例措置（福岡労働局職業安定部職業安定課）

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対しては、事後にその証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

第6節 義援金品の受付及び配分等

第1項 義援金品の募集

災害の状況によっては義援金品の募集を行うよう努める。なお、義援金品の募集に当たっては、迅速かつ円滑な集積及び配分を図るため次に掲げる点に注意する。

- 1 義援金品の募集の広報については、新聞社、放送局（テレビ、ラジオ）等報道機関に協力を求めるとともに、県の広報媒体等を通じて呼びかける。
- 2 義援金品の募集に当たっては、日本赤十字社福岡県支部及び福岡県共同募金会の協力を得たうえで振込先を決定し、受入窓口と併せて公表する。
- 3 義援品については、被災町民の要望等を的確に把握し、食料、生活物資の供給計画との整合を図り、時機を逸することなく募集を行うものとし、受入を希望する物・しない物を把握し、そのリスト及び送り先を公表するよう、また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努める。

※適切な品目及び数量を確保することができる企業からの援助を積極的に受け入れ、個人からの義援品は、企業からの義援品で不足する場合に募集するものとする。その際、梱包物資の内容やサイズ等が一見してわからない物品、古着及び保存性のない物資は受け入れられない旨を広報する。

第2項 義援金品の受付・保管

庁内に義援金品の受付窓口を設置し、集まった義援金品は、義援品の態様に応じて適切な保管ができる場所をあらかじめ確保する。

第3項 義援金品の配分

寄託された義援金品を、日赤奉仕団など各種団体の協力を得て、原則として、被災者に配分するものとし、義援金については、義援金品配分委員会により公平かつ、効率的に配分を行う。

第7節 生活資金の確保

災害により住居、家財等に被害を受けた者が、生活の立て直し、自立助長のため必要となる資金の支給や貸付制度について、町、県及び関係機関は、被災者に広く周知を図るとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。

第1項 被災者生活再建支援制度

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被害者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって町民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする被災者再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく制度。

1 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な

自然現象により生じる災害であって、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害
- (3) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (4) 県内で上記(1)又は(2)に規定する被害が発生し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (5) 上記(1)又は(2)に規定する市町村若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した県に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (6) 上記(1)又は(2)に規定する市町村を含む都道府県若しくは100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県が2以上ある場合で、
 - ア 5世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
 - イ 2世帯以上の住宅が全壊した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

2 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

3 支給金額

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

- (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 2(1)に該当	解体 2(2)に該当	長期避難 2(3)に該当	大規模半壊 2(4)に該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

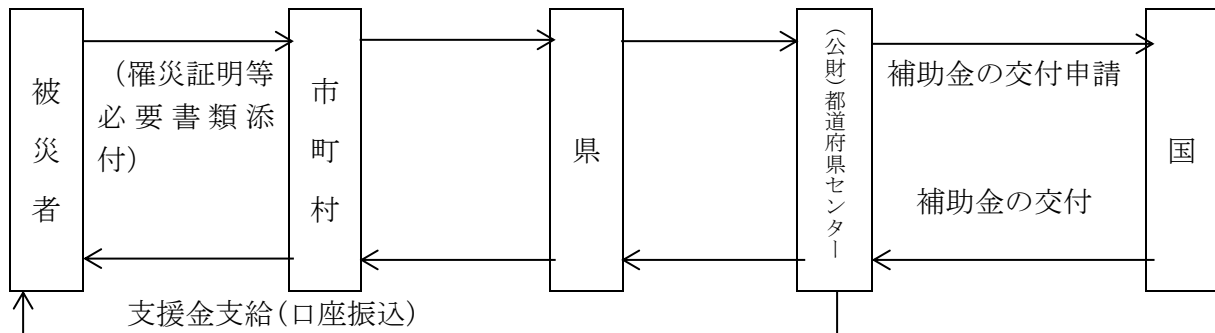
住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	全壊～大規模半壊 2(1)～(4)該当	200万円	100万円	50万円
	中規模半壊 2(5)該当	100万円	50万円	25万円

- ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住を建設・購入（又は補修）する場合
 ・全壊～大規模半壊世帯は、合計200（又は100）万円

- ・中規模半壊世帯は、合計１００（又は５０）万円

4 支給手続

支給申請は町に行い、提出を受けた町は申請書等の確認を行い取りまとめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である公益財団法人都道府県センターに提出する。



※県では支援金支給に関する事務の全部を公益財団法人都道府県センターに委託している。

第２項 福岡県被災者生活再建支援金

県内で被災者再建支援法が適用されている自然災害において、法の適用要件を満たさない市町村の被災者に対しては、福岡県被災者生活再建支援金により法と同様の支援を行う。

第３項 生活福祉資金の貸付け

救助法が適用されない程度の災害、又は「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象とならない程度の被害を受けた低所得者世帯等が生活を立て直すため、臨時に必要な経費等について、県社会福祉協議会が貸し付ける資金である。

災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を延長することができる。

第４項 災害援護資金の貸付け

救助法が適用された自然災害により、世帯主が負傷し、又は住居若しくは家財に相当程度の被害を受けた世帯に対し、町が条例の定めるところにより、生活の立て直しに必要な資金を貸し付けるものである。

【災害援護資金】

災害援護資金	対象災害	自然災害～ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が、1 以上ある場合の災害		
	貸付限度額	1 世帯主の 1 か月以上の負傷	1 5 0 万円	
		2 家財等の損害		
		ア 家財の 1 / 3 以上の損害	1 5 0 万円	
		イ 住居の半壊	1 7 0 万円	
		ウ 住居の全壊	2 5 0 万円	
		エ 住居の全体が滅失又は流出	3 5 0 万円	
		3 1 と 2 が重複した場合		
		ア 1 と 2 のアの重複	2 5 0 万円	
		イ 1 と 2 のイの重複	2 7 0 万円	
		ウ 1 と 2 のウの重複	3 5 0 万円	
		4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を立て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合		
		ア 2 のイの場合	2 5 0 万円	
		イ 2 のウの場合	3 5 0 万円	
		ウ 3 の 1 の場合	3 5 0 万円	
	貸付条件	所得制限 (令第 5 条)	(世帯人員)	市町村民税における総所得金額
			1 人	2 2 0 万円
			2 人	4 3 0 万円
			3 人	6 2 0 万円
			4 人	7 3 0 万円
			5 人以上	7 3 0 万円 + (世帯人員 - 4 人) × 3 0 万円
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1, 2 7 0 万円とする。		
		連 帯 保 証 人	必置	
		利 率	年 3 % 以内で条例で定める率 (据置期間は無利子)	
		据 置 期 間	3 年 (特別の事情のある場合は 5 年)	
		償 還 期 限	1 0 年 (据置期間を含む)	
		償 還 方 法	年賦、半年賦又は月賦	
		貸付原資負担	国 2 / 3、都道府県・指定都市 1 / 3	
		延 滞 利 率	年 5 %	

根拠法令：災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 48 年法律第 82 号)

第 8 節 租税の徴収猶予、減免等

被災者に対する町税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立する。

県は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者 (以下「納税義務者等」という。) に対し、地方税法又は福岡県税条例により、県税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等それぞれの事態に対応して、適宜、適切な措置を講ずる。

また、国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

第9節 災害弔慰金等の支給等

災害弔慰金等の支給

条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

- 1 災害弔慰金
- 2 災害障害見舞金

【災害弔慰金・災害障害見舞金】

災害弔慰金	対象災害	・住家が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ・災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていたものに限る）	
災害障害見舞金	対象災害	・住家が5世帯以上滅失した災害 ・都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ・都道府県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ・災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度	①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

第10節 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発

災害時の風評による人権侵害・産業不振等を防止するため、積極的に広報・啓発等の措置を講ずるものとする。